

第四次御殿場市総合計画

後期基本計画

第2期 御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略

御殿場市国土強靭化計画

令和3年2月策定

御 殿 場 市

はじめに

本市では、令和7年度までを計画期間とする第四次御殿場市総合計画のもと、将来都市像「緑きらきら、人いきいき、交流都市 御殿場」の実現に向けてまちづくりを進めています。

平成28年度より始まったこの第四次総合計画は、スタートから5年が経過し、折り返し地点を迎えました。

その間、少子・高齢化の急速な進行や地球規模での環境問題、情報通信技術の急速な進展など、我が国の経済・社会情勢は大きく変化しています。

中でも、新型コロナウイルスの世界的感染拡大は、これまでの社会のあり方を一変させるものであり、本市の経済や市民生活にも甚大な影響を及ぼしています。首都圏に近接し、富士・箱根・伊豆地域の観光ハブ都市として多くの交流人口を有する本市における経済的、社会的影響は計り知れません。

しかし、この難局にあって、感染拡大を防止し、苦境を乗り越え、新しい生活様式を実践しながら前を向いて進んでいく市民の皆様の姿に接するとき、わたくしは、御殿場市民の、そして御殿場という都市の底力を感じます。こうした難局を市民一丸となって乗り越えた時、その経験は必ずや輝かしい御殿場の未来につながっていくもの信じています。

今般策定した後期基本計画は、そうした本市の未来に向けた道となる第四次総合計画の後期5年間の政策の方向性についてまとめたものです。

誰一人取り残さない、すべての市民が活躍できるまちづくり、SDGsの実現に向け、本市の地域特性を生かしながら、市民と行政が一体となって御殿場の未来を創り上げていくための政策を着実に実行していくことが重要です。

本計画の策定に際しては、そうした未来に向け、世界遺産富士山の麓の豊かな環境に育まれた御殿場市が、我が国環境を世界に発信していく中心となるまちとして発展していくための、まちづくりの方向性を盛り込みました。

市民の皆様をはじめ、関係機関等の一層のご協力をお願いするとともに、一体となって未来の御殿場を創造してまいりたいと願うものでございます。

結びに、本計画の策定にあたり、慎重かつ建設的なご審議をいただいた御殿場市総合計画審議会委員の皆様、市民意識調査や企業・団体アンケート、パブリックコメント等において貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心よりお礼申し上げます。



御殿場市長 若林洋平

御殿場市 SDGs 推進宣言

御殿場市は、地域の多様な関係者とのパートナーシップにより、環境・社会・経済の調和のとれたまちづくりに率先して取り組むことで、世界遺産富士山のふもとにふさわしい持続可能な地域社会を築き、わが国や世界の SDGs 達成に貢献することを宣言します。

令和元年 5 月 10 日

御殿場市 SDGs 推進本部

本部長 御殿場市長 若林洋平

御殿場市「ゼロカーボンシティ」宣言

地球温暖化・気候変動問題は、この星に暮らす私たち一人一人にとって避けることのできない喫緊の課題です。国内各所に甚大な被害を及ぼした巨大台風の事例は記憶に新しいところですが、今も排出され続けている温室効果ガスの増加によって、今後、こうした水害等の更なる頻発化・激甚化が予測され、もはや「気候危機」と表現すべき事態とも言われています。

2015 年に合意されたパリ協定では「産業革命前から平均気温上昇を 2°C 未満とし、1.5°C に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。昨年公表された IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）の特別報告書では、この目標を達成するためには「2050 年までに CO₂（二酸化炭素）の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

御殿場市は国際社会の一員として、また、世界遺産富士山の麓にふさわしいエコガーデンシティを目指し SDGs に取り組む都市として、市民や事業者の皆さんと共に、脱炭素社会の実現に貢献するため、2050 年までの市内の CO₂ 排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを宣言します。

2020 年 2 月 3 日

御殿場市長 若林洋平

緑きらきら、人いきいき、交流都市 御殿場

第四次御殿場市総合計画

後期基本計画

～富士山の麓、その恵みと豊かな自然環境、世界に発信～

第2期 御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略

御殿場市国土強靭化計画

目 次

後期基本計画の構成

後期基本計画の構成.....	1
----------------	---

総論

第1章 総合計画の概要.....	2
第2章 時代の潮流.....	3
第3章 御殿場市の主要課題.....	5
第4章 目標人口	8
第5章 土地利用方針	9
第6章 後期基本計画の概要.....	13
第7章 富士山の恵みと御殿場の未来.....	49

分野別計画

政策方針1 人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり（産業分野）	58
政策方針2 笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり（健康福祉分野）	74
政策方針3 安全で安心して暮らせるまちづくり（防災・市民生活分野）	100
政策方針4 富士山のように大きな心を持った人づくり（教育文化分野）	116
政策方針5 富士山の恵みを大切にするまちづくり（環境分野）	134
政策方針6 富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり（都市基盤分野）	150
政策方針7 雄大な富士と共に歩む協働のまちづくり（協働・計画推進分野）	170

参考	192
----------	-----

後期基本計画の構成

第四次総合計画後期基本計画は、第四次総合計画基本構想に示す将来都市像「緑きらきら、人いきいき、交流都市 御殿場」の実現に向け、令和3～7年度を計画期間とした市政全般にわたる中長期的な政策・施策を、体系的に整理したものです。

併せて、市の施策全般にわたる取組が必要な、次の2つの計画と一体的に策定しています。

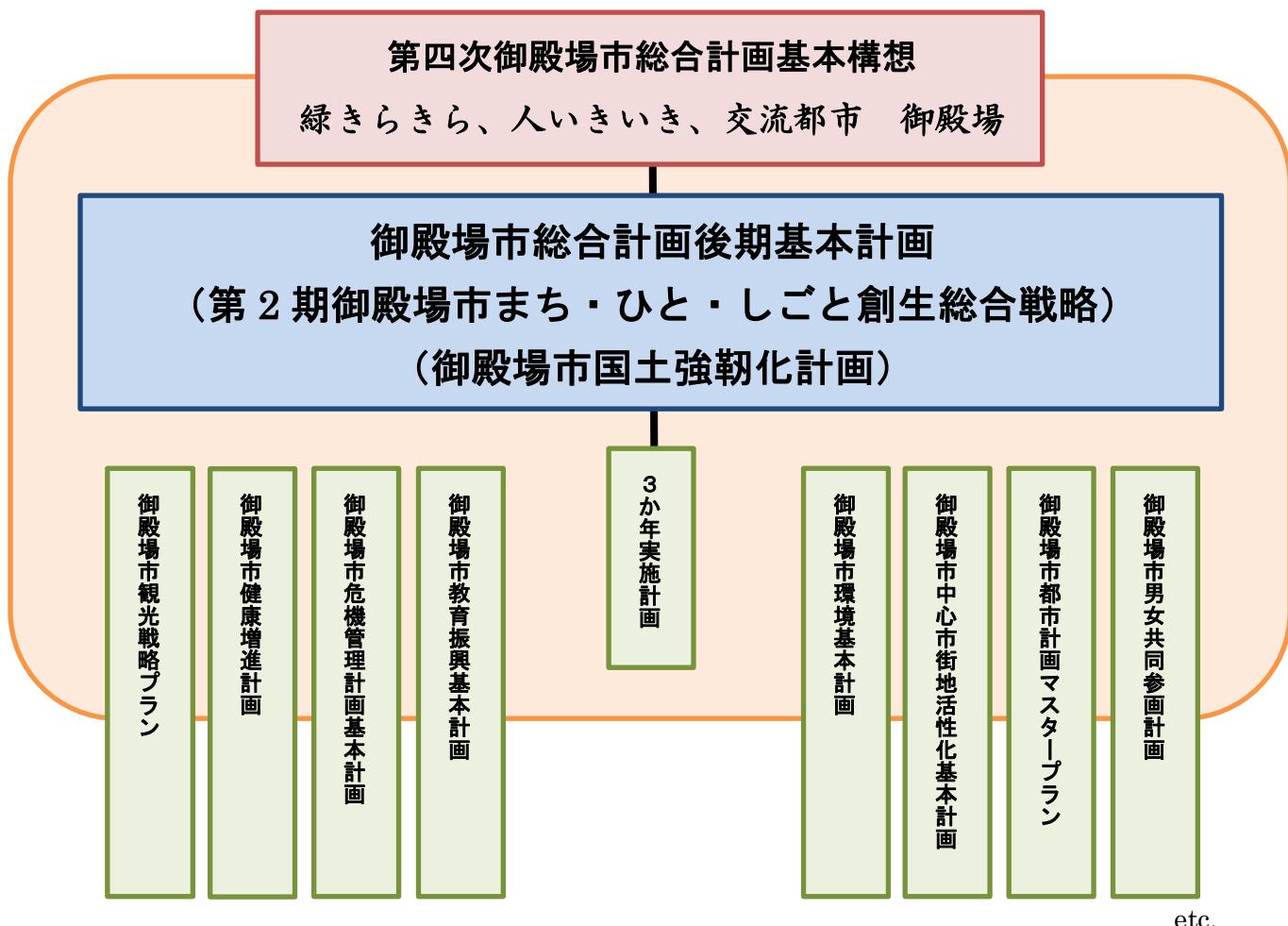
第四次御殿場市総合計画後期基本計画の全編が、これら計画を兼ねています。

◎第2期御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法（平成26年（2014年）法律第136号）第10条第1項に基づく、人口減少克服と地方創生を目的とした計画です。

◎御殿場市国土強靭化計画

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年（2013年）法律第95号）第13条に基づく、大規模自然災害等に備えた国土全域にわたる強靭な国づくりに向けて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。



総 論

第1章 総合計画の概要

<総合計画の構成と期間>

総合計画は本市における総合的かつ計画的なまちづくりの指針として、基本構想、基本計画、実施計画から構成されます。

◆基本構想◆

基本構想は、10年後（令和7年度）の本市が目指すまちの姿として将来都市像を示すとともに、将来都市像の実現に向けた基本目標を定め、市民、事業者、行政など、本市に関わる全ての人々が取り組むまちづくりの基本的な理念として、7つの政策方針を示すものです（P194 参考参照）。

期間は、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までです。

◆基本計画◆

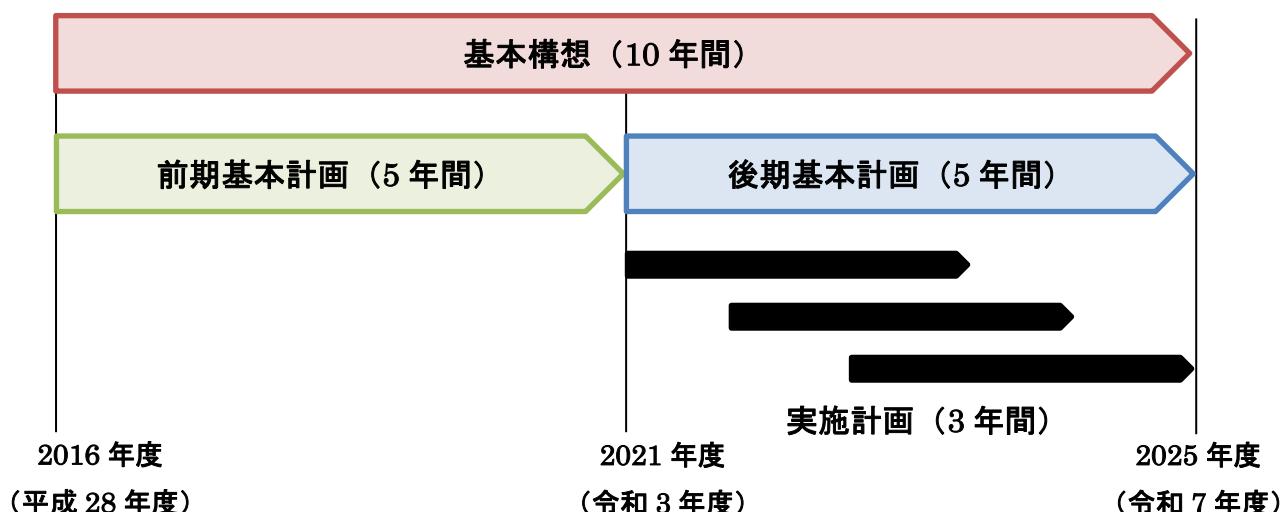
基本計画は、基本構想で示した将来都市像の実現に向けて、中長期的な政策・施策を体系的に整理したものです。総合的かつ計画的な市政運営となるよう、基本構想で示された7つの政策方針を、それぞれ前期（5年）、後期（5年）に分け、実効性を高める役割を担います。

期間は、以下のとおりです。

- 前期基本計画：平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度）の5年間
- 後期基本計画：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の5年間

◆実施計画◆

実施計画は、基本計画に示した施策を効率的かつ効果的に実施するための事業計画書としての役割を果たします。実施計画は、社会環境の変化や財政状況に柔軟に対応するため、ローリング方式により毎年見直しを行います。



第2章 時代の潮流

(1) 新たな感染症等の脅威

新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、令和2年4月には、我が国において史上初の緊急事態宣言が発令されました。多くの尊い命が奪われるとともに、感染拡大防止対策に伴う経済活動の停止等により、これまでの経済、社会、生活が一変させられるほどの甚大な影響を受けています。

感染拡大の収束、さらには収束後に向け、社会は大きな転換期を迎えるとともに、新たな感染症等の脅威に対する対応策が求められています。

(2) SDGs の実現に向けて

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の実現に向けた取組が世界的に広がっています。

各分野にわたる17の目標の下に掲げた169のターゲット（具体目標）の実現に向け、全ての関係者（先進国、途上国、地方自治体、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対する統合的な取組が求められています。

地方自治体におけるSDGsの取組は、「誰一人取り残さない」社会の実現はもとより、人口減少、地域経済の縮小などの地域課題解決に資するものであり、SDGsの取組を原動力とした地方創生の推進が期待されています。

(3) 危機管理の重要性の高まり

近年の激甚化する台風等に伴う風水害被害、発生が危惧される南海トラフを震源とする大地震や富士山噴火、また、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大など、様々な危機事案の切迫性が高まっています。

各種災害、感染症拡大、国民保護※事案など様々な危機事案が想定されるなか、これらに対して適切に備え、安心して暮らせる地域づくりが求められています。

※ 国民保護：万が一、外敵から我が国に対する武力攻撃があったときに、国民の生命、身体および財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小に抑えるために、国、都道府県、市町村等が相互に連携協力し、文民の立場において住民の避難や救援措置等を行うこと。

(4) 少子高齢化の進行と人口の減少

我が国の人口を維持するのに必要な合計特殊出生率が2.07とされるなか、平成30年時点の我が国の合計特殊出生率は1.42と、依然として低い水準で推移し、少子高齢化の進行と共に伴う人口の減少が懸念されています。

今後、少子高齢化が一層進行すると、医療や年金、介護を含めた様々な分野で現役世代の負担が大きく増加していくことが想定されます。すべての世代が将来にわたって安心して生活できることを支えていくため、社会保障全般にわたる持続可能な取組が求められています。

(5) 地球温暖化対策と環境・エネルギー問題

2015年に合意されたパリ協定では、地球温暖化・気候変動問題について、「産業革命前からの平均気温上昇を 2°C 未満とし、 1.5°C に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。こうしたなか、化石燃料から、燃焼させても CO_2 などの温室効果ガスを発生しない水素エネルギーをはじめとする新たなエネルギーの活用への関心が高まっています。

また、プラスチックごみによる海洋汚染などの深刻化する環境問題への対策も重要です。

地球温暖化対策や地球規模の環境問題に際し、国、地方自治体、事業者、国民といった全ての主体が参加・連携した取組が求められています。

(6) 東京一極集中の是正と地方創生

我が国では、総人口が減少する一方、首都圏には地方から多くの人口が流入しています。国は、「まち・ひと・しごと創生法」を平成26年11月に公布し、首都圏の過密化・人口集中を軽減するとともに、地方分権改革の推進と併せ、各自治体の創意工夫による地方創生を目指しています。

それぞれの地域が自ら主体となって、活気に満ちた地域社会を創っていくことが求められています。

(7) Society5.0^{※1} の実現に向けた取組

我が国、そして世界を取り巻く環境が大きな変革期を迎えるなか、国はSociety5.0の実現によりIoT^{※2} すべての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すとともに、AI^{※3}によって必要な情報が必要なときに提供され、ロボットやドローン、自動運転などの技術活用により、少子高齢化など様々な課題や困難を克服することを目指しています。

社会の変革（イノベーション）を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会の実現が求められています。

※1 Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報化社会（Society4.0）に続く新たな社会。

国の第5期技術基本計画において我が国が目指す未来社会の姿として提唱された。

※2 IoT：インターネット・オブ・シングス（Internet of Things）。モノをインターネットにつなぐこと。

※3 AI：アーティフィシャル・インテリジェンス（Artificial Intelligence）。人工知能。

(8) 地域コミュニティの再生・協働の推進

ライフスタイルや価値観の多様化、核家族の増加等により、全国的に地域コミュニティのつながりが希薄になりつつあります。コミュニティ活動への参加者が減る一方で、防災や防犯において大きな役割を果たすことなど、良好な地域環境の維持、地域コミュニティの再生が求められています。

また、少子高齢化の進行等により、行財政の切迫度が増すなか、行政のできるサービスは限られてきています。地域住民や市民団体が主体的にまちづくりに関わりながら、住民や事業所、行政等が協働で地域づくりに取り組むことが求められています。

第3章 御殿場市の主要課題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策と経済活性化

新型コロナウイルスの感染拡大は、本市の経済に甚大な影響を及ぼしました。感染拡大防止のための対策が長期化していくことが想定されるなか、新しい生活様式の実践と地域活動や経済活動の活性化、更なる発展に向けた取組が求められています。

(2) 人口の維持・増加に向けた対策

全国的な人口減少が加速するなか、本市の人口は微減ながら、ほぼ横ばいで推移しています。しかしながら、転入などの社会増が見られる一方、出生数は減少傾向が見られます。

人口の維持・増加に向けた対策は喫緊の課題であり、全国の自治体が人口減少の歯止めに取り組み、自治体間の競争が増すなか、移住・定住の促進や子育て環境の充実、雇用の確保などを一層推進していくことで、出生率、人口の増加につなげていくことが求められています。

(3) 子育て支援の充実

人口の維持・増加に向けて最重要となる課題は、子育て環境の充実です。妊娠・出産から乳幼児期を経て、小中高等学校、大学への進学、就職などのライフステージに、安心して子育てに取り組んでいくことのできる環境の充実に向け、他市町に先駆けて取り組んできた子育て支援策の一層の充実が求められています。

(4) 国土強靭化に向けた取組

激甚化する台風等の風水害や発生が危惧される南海トラフを震源とする大規模地震、富士山火山防災対策など、また、感染症対策や国民保護事案を含め、様々な災害や危機事案が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた安心して暮らせる地域づくりが求められています。富士山と箱根山系の間に位置する本市の立地特性を鑑みても、SDGsが提唱する「住み続けられるまちづくり」が重要です。

(5) オリンピックレガシーを活かしたまちづくり

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、東京 2020 オリンピック・パラリンピックは 1 年延期されました。自転車競技ロードレースの開催会場である本市においては、引き続き大会の成功に向けた準備を進めていくことが求められます。

同時に、開催会場であることをレガシーとして、いかに地域の活性化につなげるかが重要です。大会を前に急ピッチで事業を推進してきた国道 138 号バイパスや関連アクセス道路、団地間連絡道路、東名駒門スマートインターチェンジなどのインフラ整備を含め、こうした有形無形のレガシーを地域の活性化につなげていくための取組が求められています。

(6) 「観光ハブ都市」としての受入態勢のさらなる強化

首都圏に近く、世界的にも有名な観光地である富士五湖、箱根、伊豆のエリアとつながる本市は、

東名高速道路、新東名高速道路、国道138号バイパスなど主要道路が交差する交通の要衝にあります。また、東名駒門スマートインターチェンジの開通、新東名高速道路の全線整備、国道138号バイパス及び関連アクセス道路の整備が進められているなか、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、国内外からの観光客の誘客が期待されています。

世界文化遺産富士山をはじめとする本市の恵まれた観光資源と、地理的優位性・交通利便性の強みを生かした「観光ハブ都市」としての受け入れ態勢をさらに強化し、御殿場市ならではの観光スタイルの確立と、魅力の磨き上げ、積極的な情報発信が必要です。

(7) 良好な自然環境や景観の保全

富士山や箱根外輪山などの豊かな自然環境、そして、その恵みである水資源は、本市の大きな魅力であり財産です。こうした豊かな自然環境を保全するとともに、その恵みを生かした魅力ある景観を形成していくことは、市民生活に彩りと潤いを与え、また、観光客の誘客や選ばれる定住地としての魅力づくりを進めていく上で重要です。

また、国際社会の一員として、地球温暖化・気候変動問題を克服するためのゼロカーボンシティ^{*}に向けた取組を進めていくことが求められています。

※ ゼロカーボンシティ：2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長が公表した自治体。

(8) 先端技術の活用等による持続可能なまちづくり

人々の生活が便利で豊かになる一方、少子高齢化の進行や経済競争の激化等に伴い、社会的課題が複雑化していくことは、本市においても例外ではありません。

こうした社会の変革期にあって、持続可能なまちづくりを進めていくためには、Society5.0といった新たな社会を見据え、RPA^{*1}やAIなど先端技術の活用やDX^{*2}などを推し進めることで、様々な課題や困難を克服し、希望を持ち、市民一人ひとりが快適で活躍できるまちづくりを進めていくことが求められます。

※1 RPA：ロボティック・プロセス・オートメーション（Robotic Process Automation）。これまで人間のみが対応していた作業、もしくは、より高度な作業を、人間に代わって実施できる技術を活用して代行・代替する取組。

※2 DX：デジタルトランスフォーメーション（Digital transformation）。デジタル技術の浸透によって人々の生活をより良い方向に変化させること。

(9) 福祉の充実

少子高齢化や核家族化の進行などの社会情勢の変化を背景として、子育て支援や児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、低所得者福祉等の幅広い分野において、多様なニーズに対応するため、さらなる福祉の充実が求められています。

また、これら福祉の担い手として、行政だけにとどまらず、地域や企業などを含めた幅広い取組の連携が必要となっています。

(10) 教育の充実と環境の整備

子どもを取り巻く社会環境が大きく変化し、教育に求められるニーズの多様化が進むなか、「人間力と社会力」を核とした教育を基本に、個性や創造性を伸ばしながら、ICT※教育やキャリア教育、健康教育等の充実に取り組むとともに、魅力ある学校づくりにつながる環境を整備する必要があります。

子どもを社会全体で育成し、支えていくための取組を市民総がかりで行っていくことが求められています。

※ ICT：情報通信技術のこと、情報や通信に関連する科学技術の総称。

(11) 市民協働と民活※の推進

市民のニーズや地域が抱える課題が多様化・高度化する一方、限られた行政資源のなかで、これらの課題を解決するためには、市民、民間事業者、行政が互いに補完、協力し合いながら政策を進めていくことが必要です。

市民意識の高まりを生かした市民協働、民間事業者のノウハウや資金力を生かしたいわゆる民活を一層推進していくことが重要です。

※ 民活：民間事業者が有するノウハウや資金力等を活用すること。

(12) 広域連携

富士山や環境、観光、防災など広域的視点に立って取り組むべきテーマ、また、時代の変化に伴って生ずる様々な課題等について、取組の推進や課題の解決を図っていくためには、県や市町といった既存の行政圏域の枠を超えた自治体同士の連携が必要です。

第4章 目標人口

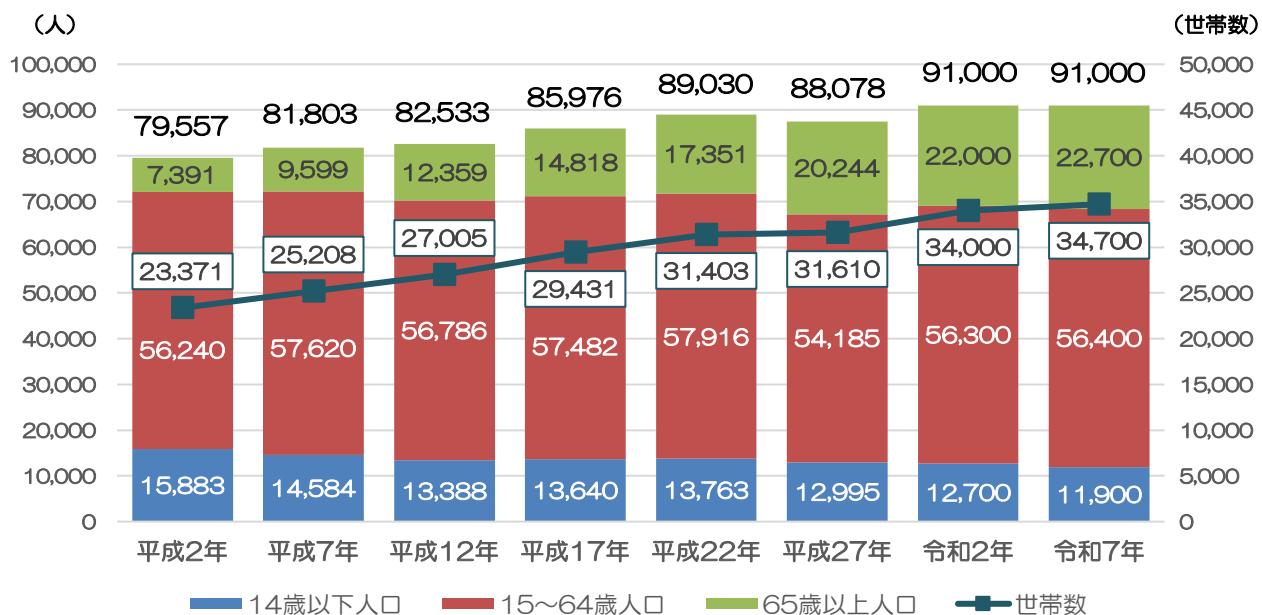
前期基本計画では、これまでの人口動向を踏まえ、これから施策効果を含む社会動態を加味して将来人口推計を行った結果に基づき、将来の目標人口・世帯数を設定しています（図1）。

その後本市の人口は、微減ながらほぼ横ばいで推移しており（図2）、企業誘致の推進や合計特殊出生率を高めることなど、引き続き人口の維持・増加に向けた対策を実行していくことから、後期基本計画においても同様の目標人口を設定します。

なお、本目標人口は、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン※と整合し、第2期まち・ひと・しごと総合戦略における目標人口となります。

※ まち・ひと・しごと創生人口ビジョン：本市における人口動向に関する分析を様々な視点から行うことにより、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。対象期間は2060年度まで。

図1 目標人口・世帯数



※ 平成27年までは国勢調査実績値

※ 総人口には年齢不詳人口を含む

（出典）総務省「国勢調査」（各年10月1日現在人口）

図2 過去5年間の人口推移【住民基本台帳ベース】



（出典）住民基本台帳（各年10月1日現在人口）

第5章 土地利用方針

1. 土地利用構想

本市では、東の箱根外輪山、西の東富士演習場及びその外縁部の自然環境によって囲まれた地域において人々の生活が営まれ、また、東西方向の国道138号、南北方向の国道246号などの道路網が広域交通の軸として機能しています。

これらによって規定される国土の骨格に加えて、都市的土地区画整備と自然的土地区画整備の調和、広域交通と域内交通の円滑な処理を図る交通網の整備を念頭に置き、将来の国土利用の基本構造を次のように考えます。

〔都市的土地区画整備〕

市の南北に位置する現在の市街化区域は、住居系の土地区画整備を中心に据え、快適な市民生活を営むための環境整備を図る地域とします。また、これに連なる外環状線（都）御殿場高根線の内側の地域などは、市街化調整区域として引き続き市街化を抑制すべき地域ですが、新東名高速道路の（仮称）御殿場インターチェンジ周辺などは、周辺の自然環境の保全や災害の防止に配慮しつつ、交通利便性を生かした適切な土地利用を誘導します。また、国道138号、（都）御殿場高根線などの幹線道路の沿道については、沿道利用サービスの向上を図りつつ、周辺の居住環境に配慮し、美しい道路景観の形成を図ります。

これまで本市の中心地として機能してきたJR御殿場駅・御殿場市役所周辺を都市拠点に位置付け、商業・業務機能や居住環境の向上とともに公共公益施設の誘致にも努め、人々が快適かつ安全に暮らすことができる利便性の高い魅力的な拠点を目指します。

国道246号と（都）御殿場高根線に囲まれた地域は、ゆとりの暮らしゾーンに位置付け、緑豊かな生活地域として形成を図ります。

国道138号と国道246号が交差している北東部一帯と環状軸内部の一部は、豊かな暮らしゾーンに位置付け、快適な生活を営むため、日常生活に必要な生活サービス機能を確保した市街地形や緑豊かで潤いある環境を創出します。

市西部に広がる現在の工業系用途地域周辺は、本市の工業生産を支える土地区画整備とし、板妻南工業団地に連携する地域及び夏刈地区などは工業ゾーンに位置付け、産業振興に向けて周辺環境と調和した新たな工業用地の形成を図ります。

また、市内に分散して存在する市制施行以前より形成されている集落地は、地域拠点に位置付け、適切な住宅地の供給を図ります。

〔自然的土地区画整備〕

都市的土地区画整備を取り囲む樹林地は、自然環境保全ゾーンに位置付け、従来どおりの森林整備・林業振興にとどまらず、市民の森との連携などを意識し、観光資源としての活用を推進していきます。

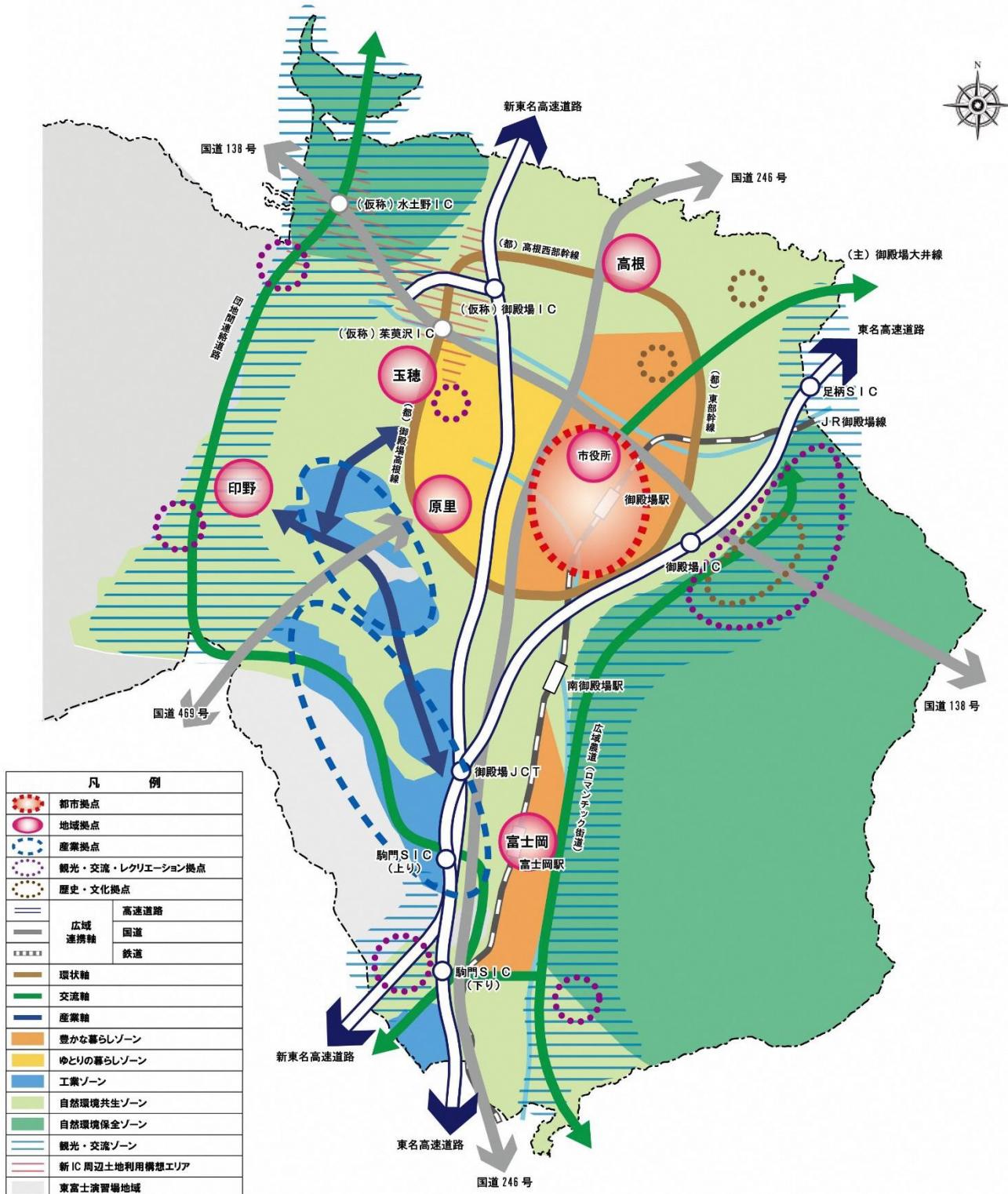
市内全域に広がる田園地帯は自然環境共生ゾーンに位置付け、優良農地は保全し、担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、自然環境にふれあうことのできる場の形成や居住空間の

形成を図ります。

景観構成上重要な箱根外輪山や富士山、優れた自然環境を有する高根地域西部の樹林地は、良好な都市環境を維持する上からも緑地として保全しながら、観光・交流・保養などの観点で有効な活用を図る地域とします。広域農道（ロマンチック街道）や団地間連絡道路の沿道は、観光・交流ゾーンに位置付け、交流軸周辺の自然環境などの地域資源を生かした魅力的な土地利用の形成を図ります。

これらを概念として示したものが、将来土地利用構想図です。

将来土地利用構想図



2. 地区別まちづくりの方針

今後のまちづくりを進めていくためには、これまで培われてきたコミュニティを基本として、市内各地域の特性を生かしながら、その地域に住む市民と企業、団体、行政等が互いに役割を担い合って進めていくことが重要です。

このため、基本計画では、これまでに寄せられた各地域におけるまちづくりに関する意見を踏まえるとともに、歴史や地形、都市構造などの条件を考慮して、6つの地域を設定し、まちづくり方針として表現しました。

この方針は、地域における自主的な取組や地域整備などの今後のまちづくりに生かしていきます。

御殿場地域

御殿場地域は、東西及び南北方向の幹線道路が交差し、JR御殿場駅や東名高速道路及び新東名高速道路のインターチェンジなどの交通拠点や、市役所や市民会館、高校などの公共・文教施設を有する、本市の都市機能の中心的な位置を占めています。

当地域では、御殿場駅や市役所を中心とする中央の市街地に商業機能や居住機能、大型商業施設や東山、二の岡の別荘も多く所在する箱根山麓地域に観光交流機能、北部・西部には田園居住機能など、多彩な機能が調和しており、良好な景観・居住環境の保全と観光回遊性のあるバランスのとれたまちづくりを目指します。



富士岡地域

富士岡地域は、JR御殿場線沿線の市街地と箱根山麓の観光レクリエーション施設、南北方向に伸びる高速道路の西側に集積する工業地により構成され、居住、就業、観光交流など様々な機能があります。

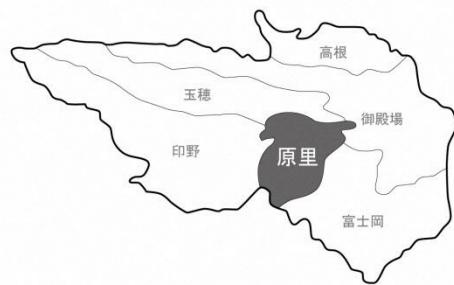
当地域では、駒門スマートインターチェンジの開通により南北方向に集積する市街地の居住性を更に高めていくとともに、地域東側の斜面緑地及び黄瀬川沿いの環境保全と交流機能の向上等、地域資源の活用・連携による観光滞留機能の強化を目指します。



原里地域

原里地域は、隣接する御殿場地域から連なる市街地及び商業地、東名高速道路西側に集積する工業地、地域の中心部には公共施設や住宅地が立地しており、新東名高速道路や幹線道路（板妻神場線）の整備が進められています。

当地域では、新たな工業用地の整備を進めるとともに、自然環境や農地の保全に努めるほか、地域の自然と文化を生かした新たな公園施設の整備を進め、農・商・工等の各種産業と居住環境が調和した住みよいまちづくりを目指します。



玉穂地域

富士の裾野から市街地までを有する玉穂地域は、地域東部に地域コミュニティの拠点や陸上競技場、体育館などの都市施設が集積しています。

当地域では、豊かな自然・生活環境を維持・保全しながら、定住人口の確保に努め、富士山麓の体験交流機能の向上を図っていくほか、スポーツ・レクリエーション施設やコミュニティ施設の有効活用、連携機能の強化などによる交流のある景観に配慮したまちづくりを目指します。



印野地域

広大な富士の裾野を有する印野地域は、自然豊かな観光交流資源を生かした観光施設が整備されています。

当地域では、自然環境と生活が調和したゆとりある居住環境の形成を図り、定住人口の確保に努めています。

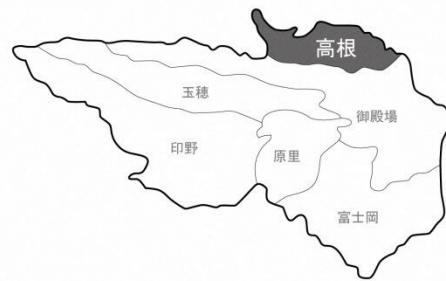
また、富士山の眺望や御胎内清宏園、御胎内温泉、富士山樹空の森などの観光交流資源の活用・整備により、滞在型の観光交流の促進を目指します。



高根地域

豊かな水と自然環境に恵まれた高根地域は、田園地帯の中に集落が形成され、地域西側に新東名高速道路、国道138号及び関連アクセス道路の整備が進められています。

当地域ではこうした広域的な交通の利便性を活かし、地域産業の活性化を図るほか、水辺の環境整備と潤いのある営農環境の保全に努めるとともに、田園環境と調和した新たな住宅地整備を促進し、定住人口の確保に努め、緑豊かなふれあいのあるまちづくりを目指します。



第6章 後期基本計画の概要

1. 後期基本計画の政策体系と SDGs の関係

第四次総合計画基本構想では、将来都市像「縁きらきら、人いきいき、交流都市 御殿場」の実現に向けて、「産業分野」「健康福祉分野」「防災・市民生活分野」「教育文化分野」「環境分野」「都市基盤分野」「協働・計画推進分野」の7つの政策方針を掲げています。

後期基本計画は、これらの方針に従い、令和7年度（2025年度）までの5か年に本市が取り組むものとして、47項目の政策と208項目の施策で構成しています。

それぞれの政策は、7つの政策方針ごとに整理しており、各政策は「現状と課題」「政策の目標」「施策」から構成されています。

また、47項目全ての政策をSDGsの17の目標と結びつけ、体系的にSDGsの目標達成に取り組むこととしています。

- 現状と課題 … 本市を取り巻く環境やこれまでの本市の取組などを政策ごとに記載しています。こうした現在の状況を示すことで、今後取り組むべき課題を明らかにしています。
- 政策の目標 … 将来都市像の実現に向けて、政策ごとの中心的な目標を文章により示しています。政策に位置付けられている各施策は、この政策の目標達成に向けて実施していくものです。
- 政策成果指標 … 政策の目標を可能な限り数値化して定めることで、計画の達成状況等を把握し、進行を管理するものです。
- 施策 … 政策の目標を達成するための具体的な活動方針を示しています。この施策に基づいて実際の事務事業が行われます。

■ 政策体系図

政策方針	政策	施策数
1. 人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり 【産業】	1-1 国内外の観光交流による産業の活性化	6
	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進	2
	1-3 地域特性を生かした農林業の展開	6
	1-4 活気ある商業の振興	2
	1-5 活力ある工業の振興	3
	1-6 良好な雇用環境の創造	3
2. 笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり 【健康福祉】	2-1 子育てしやすい環境づくりの推進	9
	2-2 安心できる医療体制の確保	6
	2-3 健康づくりの促進	4
	2-4 保健衛生の充実	8
	2-5 支え合う地域福祉の構築	5
	2-6 安心できる高齢者福祉の充実	7
	2-7 自立に向けた障害者福祉の充実	5
	2-8 保険・年金制度の周知と医療費の適正化	4
3. 安全で安心して暮らせるまちづくり 【防災・市民生活】	3-1 危機管理体制の構築	5
	3-2 消防・救急体制の強化	4
	3-3 治山・治水対策の充実	2
	3-4 身近な地域の防犯の充実	4
	3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援	3
	3-6 交通安全の推進	3
4. 富士山のように大きな心を持った人づくり 【教育文化】	4-1 人を育む環境の充実	10
	4-2 生涯学習と地域活動の推進	5
	4-3 芸術・文化活動の振興	3
	4-4 スポーツの振興	6
	4-5 歴史と文化の継承	4
	4-6 多文化共生と国際交流の推進	3
5. 富士山の恵みを大切にするまちづくり 【環境】	5-1 地球温暖化防止活動の推進	3
	5-2 恵まれた自然環境の保全	4
	5-3 身近な生活環境の向上	4
	5-4 資源循環型社会の構築	5
	5-5 水環境の保全・活用	5
6. 富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり 【都市基盤】	6-1 魅力ある景観の形成	4
	6-2 活力ある土地利用の推進	5
	6-3 面的な都市と拠点の整備	4
	6-4 潤いのある都市環境の整備	4
	6-5 すみやすい住宅・環境の整備	5
	6-6 交通基盤の整備	6
	6-7 公共交通の利便性の向上	3
7. 雄大な富士と共に歩む協働のまちづくり 【協働・計画推進】	7-1 魅力発信の強化	5
	7-2 開かれた行政の推進	3
	7-3 市民参画と協働の推進	3
	7-4 男女共同参画社会の推進	3
	7-5 健全な財政運営の推進	5
	7-6 効率的な行政運営の推進	7
	7-7 広域連携の推進	2
	7-8 財産区との連携強化	2
	7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進	4
合計	47 政策	208 施策

■ SDGsにおける17の目標と対応する政策



※ SDGsのカラーホイールは、SDGsの17の目標を17色のリングで表現したものです。

SDGsにおける個別目標	後期基本計画の政策
1 貧困をなくすこと  【目標1】 貧困をなくすこと	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-5 支え合う地域福祉の構築
2 飢餓をゼロに  【目標2】 飢餓をなくすこと	1-3 地域特性を生かした農林業の展開 2-3 健康づくりの推進 2-4 保健衛生の充実 4-1 人を育む環境の充実
3 すべての人に健康と福祉を  【目標3】 健康と福祉	1-1 国内外の観光交流による産業の活性化 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-3 健康づくりの推進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 2-8 保険・年金制度の周知と医療費の適正化 3-2 消防・救急体制の強化 3-6 交通安全の推進 4-4 スポーツの振興 5-3 身近な生活環境の向上 6-4 潤いのある都市環境の整備 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 6-7 公共交通の利便性の向上 7-8 財産区との連携強化
4 質の高い教育をみんなに  【目標4】 質の高い教育	1-6 良好な雇用環境の創造 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-3 健康づくりの推進 2-4 保健衛生の充実

SDGsにおける個別目標	後期基本計画の政策
	2-5 支え合う地域福祉の構築 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 4-1 人を育む環境の充実 4-2 生涯学習と地域活動の推進 4-3 芸術・文化活動の振興 4-5 歴史と文化の継承 5-1 地球温暖化防止活動の推進 5-2 恵まれた自然環境の保全 5-3 身近な生活環境の向上
 【目標 5】 ジェンダーの平等	1-6 良好な雇用環境の創造 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 7-4 男女共同参画社会の推進 7-6 効率的な行政運営の推進
 【目標 6】 清潔な水と衛生	5-3 身近な生活環境の向上 5-5 水環境の保全・活用 7-7 広域連携の推進
 【目標 7】 再生可能エネルギー	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 5-1 地球温暖化防止活動の推進 7-7 広域連携の推進
 【目標 8】 働きがいと経済成長	1-1 国内外の観光交流による産業の活性化 1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 6-3 面的な都市と拠点の整備 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上 7-6 効率的な行政運営の推進 7-7 広域連携の推進
 【目標 9】 新しい技術とインフラ	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 2-2 安心できる医療体制の確保

SDGsにおける個別目標	後期基本計画の政策
	3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 面的な都市と拠点の整備 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上 7-7 広域連携の推進 7-8 財産区との連携強化
 【目標 10】 不平等を減らすこと	1-6 良好な雇用環境の創造 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 3-4 身近な地域防犯の充実 3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援 4-6 多文化共生と国際交流の推進 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 7-2 開かれた行政の推進 7-4 男女共同参画社会の推進 7-5 健全な財政運営の推進
 【目標 11】 持続可能なまちと地域社会	1-1 国内外の観光交流による産業の活性化 1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 3-3 治山・治水対策の充実 3-4 身近な地域防犯の充実 3-6 交通安全の推進 4-2 生涯学習と地域活動の推進 4-3 芸術・文化活動の振興 4-6 多文化共生と国際交流の推進 5-3 身近な生活環境の向上 5-4 資源循環型社会の構築 5-5 水環境の保全・活用

SDGsにおける個別目標	後期基本計画の政策
	6-1 魅力ある景観の形成 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 面的な都市と拠点の整備 6-4 潤いのある都市環境の整備 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上 7-1 魅力発信の強化 7-3 市民参画と協働の推進 7-5 健全な財政運営の推進 7-6 効率的な行政運営の推進 7-7 広域連携の推進 7-8 財産区との連携強化 7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進
 【目標 12】 責任を持って生産し、消費すること	1-1 国内外の観光交流による産業の活性化 1-3 地域特性を生かした農林業の展開 3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援 5-3 身近な生活環境の向上 5-4 資源循環型社会の構築 6-3 面的な都市と拠点の整備 6-6 交通基盤の整備
 【目標 13】 気候変動への対策	3-1 危機管理体制の構築 3-3 治山・治水対策の充実 5-1 地球温暖化防止活動の推進 5-3 身近な生活環境の向上 6-5 すみやすい住宅・環境の整備
 【目標 14】 海のいのちを守ること	5-2 恵まれた自然環境の保全 5-3 身近な生活環境の向上 5-5 水環境の保全・活用
 【目標 15】 陸のいのちを守ること	1-3 地域特性を生かした農林業の展開 3-3 治山・治水対策の充実 5-1 地球温暖化防止活動の推進 5-2 恵まれた自然環境の保全 5-3 身近な生活環境の向上 5-4 資源循環型社会の構築 5-5 水環境の保全・活用 6-2 活力ある土地利用の推進 6-4 潤いのある都市環境の整備

SDGsにおける個別目標	後期基本計画の政策
 <p>【目標 16】 平和で公正な社会</p>	<p>7-7 広域連携の推進</p> <p>2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 3-4 身近な地域防犯の充実 3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援 4-1 人を育む環境の充実 7-2 開かれた行政の推進 7-6 効率的な行政運営の推進 7-7 広域連携の推進</p>
 <p>【目標 17】 目標のために協力すること</p>	<p>1-1 国内外の観光交流による産業の活性化 2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-2 安心できる医療体制の確保 2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 3-2 消防・救急体制の強化 4-2 生涯学習と地域活動の推進 4-3 芸術・文化活動の振興 4-4 スポーツの振興 4-6 多文化共生と国際交流の推進 5-2 恵まれた自然環境の保全 5-4 資源循環型社会の構築 5-5 水環境の保全・活用 7-3 市民参画と協働の推進 7-5 健全な財政運営の推進 7-6 効率的な行政運営の推進 7-7 広域連携の推進 7-8 財産区との連携強化 7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進</p>

2. 第2期御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略と後期基本計画の関係

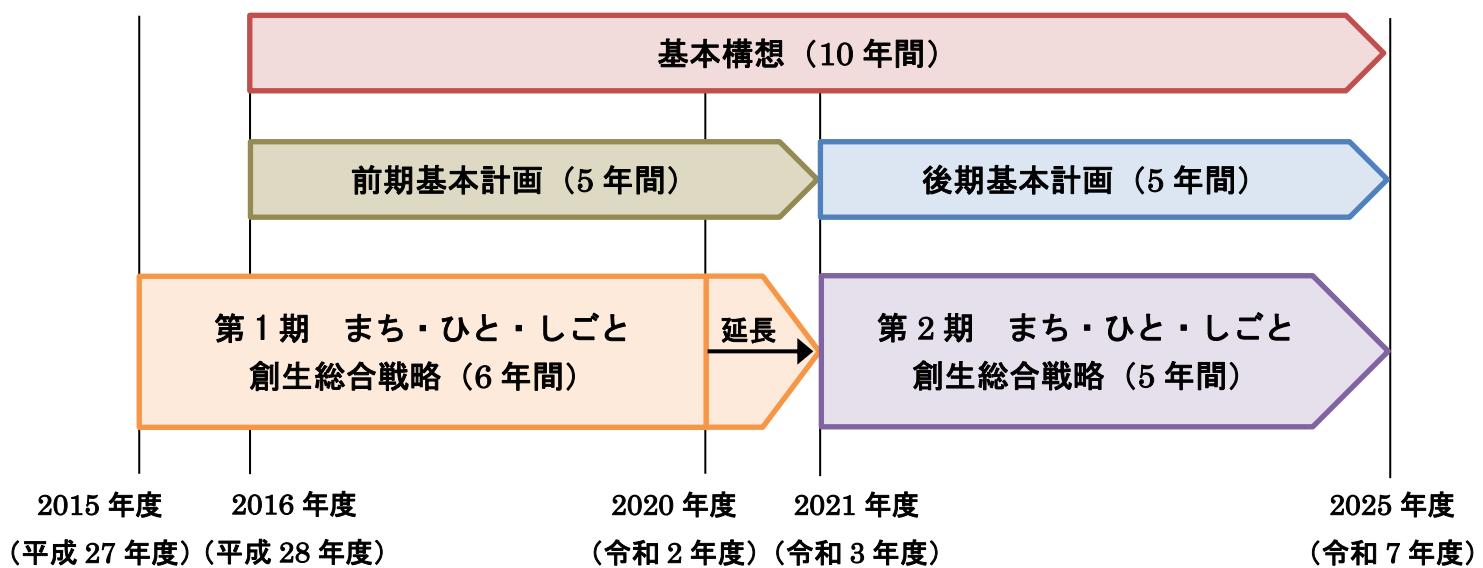
我が国では、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、人口の現状と将来の展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、今後5か年の政府の施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

これを受け、地方自治体は、人口減少克服と地方創生を目的とした地方版総合戦略の策定が求められ、本市では平成27年に「御殿場市人口ビジョン」を策定し、市の目指す姿やまちづくりの基本的な方向性、具体的な施策等をまとめた「御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「御殿場市総合戦略」という。）を第四次総合計画（前期基本計画）と一体的に策定しました。

地方版総合戦略が目指す目標を達成するためには、市の施策全般にわたる取組が必要であり、引き続き総合計画と一体的に推進することが必要です。そこで、第四次総合計画が後期基本計画へ移行するのに際し、前期と同様に、御殿場市総合戦略と第四次総合計画（後期基本計画）を一体として策定します。

<計画期間>

- 御殿場市総合計画（基本構想） … 平成28年度～令和7年度
- 御殿場市総合計画（後期基本計画） … 令和3年度～令和7年度
- 第二期御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略 … 令和3年度～令和7年度



※ 第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年～令和元年度）は、令和元年10月開催の総合計画策定委員会において、前期基本計画の計画期間（平成28～令和2年度）に合わせ、計画期間を延長し、令和2年度までとした。

■ 国におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略の政策分野と対応する第四次御殿場市総合計画後期基本計画の政策

国における まち・ひと・しごと創生総合戦略の政策分野	対応する 第四次御殿場市総合計画後期基本計画の政策
基本目標 1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする 【しごと】	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-3 地域特性を生かした農林業の展開 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好的な雇用環境の創造
基本目標 2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる 【ひと】	1-1 国内外の観光交流による産業の活性化 1-3 地域特性を生かした農林業の展開 1-4 活気ある商業の振興 6-1 魅力ある景観の形成 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 面的な都市と拠点の整備 6-4 潤いのある都市環境の整備 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上 7-1 魅力発信の強化
基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる 【少子化】	2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 4-1 人を育む環境の充実
基本目標 4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる 【安心】／【地域】	2-2 安心できる医療体制の確保 2-3 健康づくりの推進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-7 自立に向けた障害者福祉の充実 2-8 保険・年金制度の周知と医療費の適正化 3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 3-3 治山・治水対策の充実 3-4 身近な地域の防犯の充実 3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援 3-6 交通安全の推進 4-2 生涯学習と地域活動の推進 4-3 芸術・文化活動の振興 4-4 スポーツの振興

国における まち・ひと・しごと創生総合戦略の政策分野	対応する 第四次御殿場市総合計画後期基本計画の政策
	4-5 歴史と文化の継承 4-6 多文化共生と国際交流の推進 5-1 地球温暖化防止活動の推進 5-2 恵まれた自然環境の保全 5-3 身近な生活環境の向上 5-4 資源循環型社会の構築 5-5 水環境の保全・活用 6-1 魅力ある景観の形成 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 面的な都市と拠点の整備 6-4 潤いのある都市環境の整備 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上 7-2 開かれた行政の推進 7-3 市民参画と協働の推進 7-4 男女共同参画社会の推進 7-5 健全な財政運営の推進 7-6 効率的な行政運営の推進 7-7 広域連携の推進 7-8 財産区との連携強化 7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進
横断的な目標 1 多様な人材の活躍を推進する 【しごと】／【ひと】／ 【少子化】／【安心】／ 【地域】	基本目標 1～4 に該当する政策全て
横断的な目標 2 新しい時代の流れを力にする 【しごと】／【ひと】／ 【少子化】／【安心】／ 【地域】	基本目標 1～4 に該当する政策全て

■ 目標設定と検証

御殿場市総合戦略では、政策方針ごとに数値目標を設定します。また、施策の基本方向である政策については、効果を客観的に検証できる指標（重要業績評価指標（KPI[※]））を第四次総合計画後期基本計画と共に指標として設定します。

御殿場市総合戦略に基づいて実施した事業の成果及び重要業績評価指標（KPI）等については、御殿場市まち・ひと・しごと創生推進本部及び外部有識者からなる御殿場市総合計画審議会において評価検証等を行い、PDCA サイクルによる計画の進行管理を行います。

※ KPI : Key Performance Indicators の略。各政策の効果を客観的に検証できる指標。

■ 第四次総合計画・御殿場市総合戦略 数値目標一覧

政策方針	指標等	出典	過去値 (H26年)	現状値 (R1年)	目標値 (R7年)
1. 人が集い 活力あふれる 産業を育てる まちづくり 【産業】	観光客がたくさん訪れ、まちが活性化している。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.67	3.03	3.2
	経営者にとっても、消費者にとっても、魅力のある農林業が行われている。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.67	2.77	2.9
	商業、工業に活力と競争力がある。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.42	2.70	2.9
2. 笑顔あふれる 健やか・福祉の まちづくり 【健康福祉】	合計特殊出生率	厚生労働省、 御殿場市人口 ビジョン	1.68 (H20-H24)	1.75 (H25-H29)	1.80 (H30-R4)
	安心して子どもを産み育てる環境が整っていると思う。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.71	2.99	3.3
	健康づくりの機会や、地域の医療は充実している。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.64	2.82	3.0
3. 安全で安心して 暮らせる まちづくり 【防災・市民生活】	地震などの自然災害や火災への備えができている。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.78	3.04	3.2
	交通事故や犯罪が少なく、環境も守られ、生活が安全である。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.17	3.31	3.5
4. 富士山のように 大きな心を 持った人づくり 【教育文化】	子どもからお年寄りまでが、進んでいろいろなことを学ぶことができる環境が整っている。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.81	3.01	3.2
	文化やスポーツ、レクリエーション、ボランティア活動など、仕事以外の時間も充実していて、生きがいを感じる。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.91	2.99	3.1
5. 富士山の恵みを 大切にするまち づくり 【環境】	豊かな自然が保たれ、自然に親しむことができる。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.76	3.73	3.8
	ゴミの減量化、リサイクル、省資源、省エネルギーが進んでいる。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.22	3.49	3.6
6. 富士山の麓に ふさわしい 美しく快適な まちづくり 【都市基盤】	良好な景観が維持されていると思う。	市民意識調査 (満足度スコア)	3.44	3.32	3.5
	道路や公共交通が、歩行者と環境に配慮して整備されている。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.42	2.63	2.9
7. 雄大な富士と 共に歩む 協働の まちづくり 【協働・計画推進】	社会動態による増減(人)	静岡県統計年鑑、 御殿場市 人口ビジョン	-635 (H25年)	-161 (H30年)	+916
	市役所は最小の経費で最大の効果をあげるように努めている。	市民意識調査 (満足度スコア)	2.43	2.79	3.0

※ 満足度スコア計算方法…各回答者数に以下の得点を乗じ、回答者数で除す。

満足：5、まあ満足：4、どちらともいえない：3、やや不満：2、不満：1

3. 御殿場市国土強靭化計画

第四次御殿場市総合計画後期基本計画は、御殿場市国土強靭化計画と一体的に策定しており、全編が御殿場市国土強靭化計画を兼ねています。

(1) 国土強靭化の趣旨

「国土強靭化」とは、大規模自然災害や感染症拡大、国民保護事案等の様々な危機を直視し、予断を持たずして最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、国土計画・産業政策をも含めた総合的な対応を、将来を見据えながらしていくものです。

(2) 国土強靭化の背景

わが国では、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災をはじめ、未曾有の大規模自然災害等に直面するたびに、その甚大な被害から繰り返し復旧・復興を果たしてきました。

しかしながら、近年の大規模台風などの自然災害は激甚化の一途を辿り、また、南海トラフを震源とする大地震や富士山噴火など大規模災害の発生も懸念されています。

こうしたことを踏まえ、国は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年 法律第95号）」（以下「基本法」）を制定し、大規模自然災害等に備えた国土全域にわたる強靭な国づくりに向けて、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとし、同法第10条では、国土強靭化に関する取組の指針となる「国土強靭化基本計画」を策定し、たとえどのような災害に直面したとしても、被害が致命的なものにならず、迅速に回復することができる「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済・社会システムを構築するための取組を推進することとしています。

また、基本法では地方公共団体の役割について、国土強靭化に関して地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有することとしており、地方公共団体が国土強靭化を推進する第一歩として、地域の実情に合わせた「国土強靭化地域計画」を策定することを求めていきます。

本市においては、大規模自然災害や感染症拡大、国民保護事案等から市民の生命・財産を守り、強くしなやかな国土を構築するため「御殿場市国土強靭化計画」を策定し、各分野における国土の強靭化に向けた指針とします。

(3) 基本目標

いかなる災害等が発生しようとも、

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小に抑えること
4. 迅速な復旧・復興を目指すこと

を基本目標とします。

なお、国土強靭化に関する施策の推進に当たっては、国の国土強靭化基本計画に定める「国土強靭化を進める上で基本的な方針」に則って取り組むこととします。

(4) 御殿場市国土強靭化計画の位置付け

御殿場市国土強靭化計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靭化地域計画であり、国の国土強靭化基本計画及び静岡県が掲げる「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画（静岡県国土強靭化地域計画）」との調和を図りつつ、本市における国土強靭化に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものです。

本市における様々な分野の計画等の指針となるものであり、国土強靭化を推し進めるためには、市の施策全般にわたる横断的な取組が必要です。

そこで、市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針である御殿場市総合計画と一体として策定することで、国土強靭化に向けた取組を推進していきます。

(5) 対象とする災害・リスク

本市の地域特性上、最も甚大な被害を及ぼすと想定される「南海トラフ」「相模トラフ」を震源とする大規模地震と、富士山噴火の2つの災害を中心とし、近年、激甚化の一途を迎る大型台風などに起因する風水害、土砂災害、豪雪、また、新型インフルエンザや新型コロナウイルスといったパンデミック（世界的大流行）を引き起こす感染症、国民保護事案の発生など、本市独自の視点で対象とする災害・リスクを設定しました。

(6) 計画の見直し

御殿場市国土強靭化計画は、国の国土強靭化基本計画の見直し、県、県内市町及び関係機関等の動向、社会経済情勢等の変化、施策の進捗状況等を総合的に考慮し、必要に応じて計画内容の見直しを行うこととします。

なお、国土強靭化に向けた事業レベルの取組については、総合計画基本計画に示す各施策に係る実施計画を毎年度ローリングで見直していくことで、効果的な取組の推進を図ります。

(7) 脆弱性評価

本計画では、4つの基本目標を達成するため、9つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げになるものとして71の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を以下の通り設定しました。

また、事前に備えるべき目標の妨げとなる、起きてはならない最悪の事態の発生が予測される時期を「発生直後」「応急対応」「復旧」「復興」の4期に分類し、時間軸により整理しました。

事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
a. 直接死を最大限防ぐ	a-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	a-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	a-3	大規模な火山噴火による多数の死傷者の発生
	a-4	豪雨や大地震に伴う土砂災害による多数の死傷者の発生
	a-5	暴風雪や豪雪による多数の死傷者の発生
	a-6	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	a-7	避難路における通行不能
	a-8	河川の大規模氾濫
	a-9	その他の異常気象による多数の死傷者の発生
	a-10	近隣地域の被害が大きく、多くの市外避難者が集中し、混乱が発生する事態
	a-11	国民保護事案による死傷者の発生
b. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	b-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	b-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

国の基本 計画にお けるプロ グラム	国の基本 計画にお ける重点 プログラ ム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
			発生 直後	応急 対策	復旧	復興
○	○	3-1 危機管理体制の構築 3-6 交通安全の推進 6-2 活力ある土地利用の推進 6-3 面的な都市と拠点の整備 6-4 潤いのある都市環境の整備 6-5 すみやすい住宅・環境の整備 6-6 交通基盤の整備	●	●		
○		3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 6-2 活力ある土地利用の推進	●	●		
○	○	3-1 危機管理体制の構築	●	●		
		3-1 危機管理体制の構築	●	●		
○		3-1 危機管理体制の構築	●	●		
		3-1 危機管理体制の構築	●	●		
		3-6 交通安全の推進 6-6 交通基盤の整備	●	●		
		3-1 危機管理体制の構築 3-3 治山・治水対策の充実	●	●		
		3-1 危機管理体制の構築	●	●		
		3-1 危機管理体制の構築 7-7 広域連携の推進	●	●		
		3-1 危機管理体制の構築	●	●		
○	○	3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進 5-5 水環境の保全・活用	●	●		
○		3-1 危機管理体制の構築	●	●		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	b-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	b-4	観光客等を含めた想定を超える大量の帰宅困難者の発生・混乱
	b-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	b-6	被災地における疫病・感染症の大規模発生
	b-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	b-8	多数の避難者への避難所・福祉避難所※の供与や避難所での避難生活が困難となる事態 ※ 福祉避難所：寝たきりの高齢者、障害のある人、妊娠婦など、一般の避難所で共同生活が困難な人が安心して避難生活ができるよう、市町が指定するもの。
	b-9	災害救助における活動拠点、資機材等の不足
	b-10	富士山噴火の影響により、火山灰の蓄積・道路通行不良が発生し、県東部エリア及び県外からの避難者受入困難事態

国の基本 計画にお けるプロ グラム	国の基本 計画にお ける重点 プログラ ム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
			発生 直後	応急 対策	復旧	復興
		3-2 消防・救急体制の強化 3-3 治山・治水対策の充実				
○	○	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進	●	●		
○		3-1 危機管理体制の構築 6-7 公共交通の利便性の向上	●	●		
○		2-2 安心できる医療体制の確保 2-3 健康づくりの促進 3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 3-6 交通安全の推進 5-1 地球温暖化防止活動の推進 6-6 交通基盤の整備	●	●		
○		2-2 安心できる医療体制の確保 2-4 保健衛生の充実 3-1 危機管理体制の構築	●	●		
○	○	2-2 安心できる医療体制の確保 3-1 危機管理体制の構築	●	●		
		3-1 危機管理体制の構築	●	●		
		3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化 6-4 潤いのある都市環境の整備	●	●		
		3-1 危機管理体制の構築 7-7 広域連携の推進	●	●		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
	b-11 孤立することによる隣接自治体からの救援救助を受けられない事態
	b-12 多数の災害関連死※の発生 ※ 災害関連死：災害による直接の被害ではなく、避難途中や避難後に死亡した者の死因について、災害との因果関係が認められるもの。
	b-13 救助・捜索活動が多数発生し、遅延する事態
	b-14 地域の共助※体制の機能不全により、死傷者が増大する事態 ※ 共助：地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと。
	b-15 消防団員の被災、道路の途絶・浸水、ポンプ車の故障、防火水槽・消火栓の損壊等により、消防団の機能発揮が困難
	b-16 住民の多数被災、自主防災組織倉庫の被災等により、自主防災組織としての救援・消火活動がほとんどできない事態の発生
c. 必要不可欠な行政機能は確保する	c-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	c-2 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	c-3 災害時における病院拠点施設の倒壊等
	c-4 防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺
	c-5 甚大な被害を受けた近隣の市町村との相互応援体制

国の基本 計画にお けるプロ グラム	国の基本 計画にお ける重点 プログラ ム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
			発生 直後	応急 対策	復旧	復興
		3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
		2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 3-1 危機管理体制の構築	●	●		
		3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
		2-5 支え合う地域福祉の構築 3-1 危機管理体制の構築 4-2 生涯学習と地域活動の推進	●	●		
		3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
		3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
○		3-1 危機管理体制の構築 3-4 身近な地域の防犯の充実 3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援	●	●		
○		3-1 危機管理体制の構築 7-5 健全な財政運営の推進	●	●		
		2-2 安心できる医療体制の確保 3-1 危機管理体制の構築 6-5 すみやすい住宅・環境の整備	●	●		
		3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
		3-1 危機管理体制の構築	●	●		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
		が麻痺
	c-6	災害時の公助※の絶対的不足 ※ 公助：市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助のこと。
	c-7	新型インフルエンザ・新型コロナウイルスなど感染症のまん延による各機関の業務停止
d. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	d-1	防災・災害対応に必要な通信インフラ※の麻痺・機能停止 ※ 通信インフラ：社会基盤として敷設、運用される通信回線や通信機器、施設などのこと。
	d-2	テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	d-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	d-4	情報通信の長期停止による災害情報が伝達できない事態
	d-5	コンピューターシステムの停止
e. 経済活動を機能不全に陥らせない	e-1	サプライチェーン※の寸断等による地元企業の生産能力低下 ※ サプライチェーン：製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れ。供給連鎖。
	e-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

国の基本 計画にお けるプロ グラム	国の基本 計画にお ける重点 プログラ ム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
			発生 直後	応急 対策	復旧	復興
		7-7 広域連携の推進				
		3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●		
		2-2 安心できる医療体制の確保 2-4 保健衛生の充実 3-1 危機管理体制の構築	●	●		
○		3-1 危機管理体制の構築 7-2 開かれた行政の推進	●	●		
○		3-1 危機管理体制の構築 7-2 開かれた行政の推進	●	●		
○	○	3-1 危機管理体制の構築 7-2 開かれた行政の推進	●	●		
		3-1 危機管理体制の構築 7-2 開かれた行政の推進	●	●		
		3-1 危機管理体制の構築 7-6 効率的な行政運営の推進	●	●		
○	○	1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 6-2 活力ある土地利用の推進	●	●	●	●
○		1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進	●	●	●	●

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	e-3	基幹的交通ネットワークの機能停止
	e-4	金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
	e-5	食料等の安定供給の停滞
	e-6	事業活動が再開できることによる雇用状況の悪化や経済の停滞
	e-7	観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と停滞
	e-8	物流機能等の大幅な低下
f. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	f-1	電力供給ネットワーク（送配電設備等）や都市・天然ガス供給、石油、LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
	f-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	f-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

国の基本 計画にお けるプロ グラム	国の基本 計画にお ける重点 プログラ ム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
			発生 直後	応急 対策	復旧	復興
○	○	3-1 危機管理体制の構築 3-6 交通安全の推進 6-6 交通基盤の整備	●	●	●	●
○		1-4 活気ある商業の振興 3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	●
○	○	1-3 地域特性を生かした農林業の展開 3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	●
		1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 6-2 活力ある土地利用の推進	●	●	●	●
		1-1 国内外の観光交流による産業の活性化 1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-3 地域特性を生かした農林業の展開 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 6-1 魅力ある景観の形成 6-2 活力ある土地利用の推進	●	●	●	●
		3-6 交通安全の推進 6-6 交通基盤の整備	●	●	●	●
○	○	3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進	●	●	●	
○	○	3-1 危機管理体制の構築 5-5 水環境の保全・活用 7-5 健全な財政運営の推進	●	●	●	
○		3-1 危機管理体制の構築 5-5 水環境の保全・活用	●	●	●	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	f-4	地域交通網の長期間にわたる機能停止
	f-5	防災インフラ※の長期間にわたる機能不全 ※ 防災インフラ：地震、津波、台風、竜巻、噴火等の自然災害、戦争やテロ等の人的災害、またはウイルスや細菌等の感染症流行など、大規模災害発生の緊急時に必要となる社会基盤のこと。
	f-6	防災拠点、避難場所等（公共施設）における長期間にわたる電気、ガス燃料の供給停止
	f-7	農工業用水の長期間にわたる機能停止
g. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	g-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	g-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	g-3	防災インフラの損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
	g-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃
	g-5	住宅供給困難状態が継続することによる長期にわたる避難生活
	g-6	避難所生活が継続した際の感染症のまん延
	g-7	消防力低下等により大規模火災に拡大する事態

国の基本 計画にお けるプロ グラム	国の基本 計画にお ける重点 プログラ ム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
			発生 直後	応急 対策	復旧	復興
		7-5 健全な財政運営の推進				
○		3-1 危機管理体制の構築 3-6 交通安全の推進 6-6 交通基盤の整備 6-7 公共交通の利便性の向上	●	●	●	
○		3-1 危機管理体制の構築 3-3 治山・治水対策の充実 7-5 健全な財政運営の推進	●	●	●	
		3-1 危機管理体制の構築 5-1 地球温暖化防止活動の推進	●	●	●	
		1-3 地域特性を生かした農林業の展開 1-5 活力ある工業の振興	●	●	●	
○	○	3-1 危機管理体制の構築 3-2 消防・救急体制の強化	●	●	●	
○		3-1 危機管理体制の構築 6-5 すみやすい住宅・環境の整備	●	●	●	
○		3-1 危機管理体制の構築 3-3 治山・治水対策の充実	●	●	●	
○	○	1-3 地域特性を生かした農林業の展開 3-3 治山・治水対策の充実 6-4 潤いのある都市環境の整備	●	●	●	
		3-1 危機管理体制の構築 6-5 すみやすい住宅・環境の整備	●	●	●	
		2-2 安心できる医療体制の確保 2-4 保健衛生の充実 3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	
		3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
	g-8	火山噴火による地域社会への甚大な影響
h. 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	h-1	大量に発生する災害廃棄物※の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 ※ 災害廃棄物：大規模な災害が都市などを直撃した際に、災害の衝撃やそれに伴う家屋の倒壊等によって壊れたものや、動作しなくなったものを廃棄したもの。
	h-2	復興を支える人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足
	h-3	貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
	h-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
	h-5	被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態
	h-6	応急仮設住宅等の住居確保対策の遅延による避難生活の長期化
	h-7	液状化※等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

国の基本 計画にお けるプロ グラム	国の基本 計画にお ける重点 プログラ ム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
			発生 直後	応急 対策	復旧	復興
		3-2 消防・救急体制の強化				
		3-1 危機管理体制の構築	●	●	●	
○		3-1 危機管理体制の構築 5-4 資源循環型社会の構築			●	●
○		1-6 良好な雇用環境の創造 2-5 支え合う地域福祉の構築 4-1 人を育む環境の充実 7-3 市民参画と協働の推進 7-4 男女共同参画社会の推進			●	●
○		4-3 芸術・文化活動の振興 4-5 歴史と文化の継承			●	●
○		1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-5 活力ある工業の振興			●	●
		1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 3-1 危機管理体制の構築 6-5 すみやすい住宅・環境の整備			●	●
		2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 3-1 危機管理体制の構築 5-3 身近な生活環境の向上 6-2 活力ある土地利用の推進 6-5 すみやすい住宅・環境の整備			●	●
		3-1 危機管理体制の構築 6-2 活力ある土地利用の推進			●	●

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
		※ 液状化：ゆるく堆積した砂の地盤に強い地震動が加わると、地層自体が液体状になる現象のこと。
i. 防災・減災と地域成長を両立させた 魅力ある地域づくり	i-1	企業・住民の流出等による地域活力の低下
	i-2	人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態

国の基本 計画にお けるプロ グラム	国の基本 計画にお ける重点 プログラ ム	総合計画における位置付け（政策）	時間軸上の整理			
			発生 直後	応急 対策	復旧	復興
		6-3 面的な都市と拠点の整備 6-6 交通基盤の整備				
		1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進 1-4 活気ある商業の振興 1-5 活力ある工業の振興 1-6 良好な雇用環境の創造 3-1 危機管理体制の構築 7-1 魅力発信の強化	●	●	●	●
		2-1 子育てしやすい環境づくりの推進 2-3 健康づくりの促進 2-4 保健衛生の充実 2-5 支え合う地域福祉の構築 2-6 安心できる高齢者福祉の充実 2-8 保険・年金制度の周知と医療費の適正化 3-1 危機管理体制の構築 7-1 魅力発信の強化	●	●	●	●

(8) 施策の分野

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な施策の分野を以下のとおり設定します。

- ① 【産業分野】人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり
- ② 【健康福祉分野】笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり
- ③ 【防災・市民生活分野】安全で安心して暮らせるまちづくり
- ④ 【教育文化分野】富士山のように大きな心を持った人づくり
- ⑤ 【環境分野】富士山の恵みを大切にするまちづくり
- ⑥ 【都市基盤分野】富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり
- ⑦ 【協働・計画推進分野】雄大な富士と共に歩む協働のまちづくり

(9) 施策分野ごとの推進方法

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避し、4つの基本目標を達成するため、以下の推進方法により国土強靭化に資する施策に取り組むこととします。

- ① 【産業分野】人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり
 - 観光地における防災対応力向上に向けた意識啓発
市、県、観光団体、自治会、警察、消防等の関係機関が連携し、観光地の防災対応力を向上させるため、観光地における危機管理の意義と重要性について、観光関係者の意識醸成を図ります。
 - 農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信
災害発生時における誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、迅速かつ的確に情報発信を行います。
また、市内産物の販売促進など積極的な風評被害対策を講じるため、平時から関係機関等との連携体制の構築を促進します。
 - 農業水利施設等の整備・補強
農地や農業用施設の被害解消対策や、機能の低下した農業水利施設等の整備・補強を推進します。
 - 災害時の迂回路となる農道の整備
災害時の迂回路となる農道の整備を推進するとともに、多様な主体が管理する道路を把握、活用することにより、避難路や代替輸送路を確保する取組を促進します。
 - 事業所の事業継続計画（BCP）策定の促進
大規模災害時における事業所の被災や生産力低下を防ぐため、事業所における事業継続計画（BCP）策定の取組を促進します。

- 雇用対策

被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、関係機関との連携を強化します。

② 【健康福祉分野】笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり

- 感染症予防措置

感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進します。

- 新たな生活様式への取組

新型コロナウイルスの全国的な発生を受け、感染拡大を防ぐために国が提唱した「新たな生活様式」への取組を促進します。

③ 【防災・市民生活分野】安全で安心して暮らせるまちづくり

- 防災拠点施設の耐震化、防災機能の強化

防災拠点となる庁舎等の施設については、耐震性の確保や行政機能を維持するために必要な物資の備蓄、重要データのバックアップ機能の確保等に努めます。

- 業務継続に必要な体制整備

業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備します。

- 各種の実践的訓練の実施

危機対策に当たる要員を対象として、計画的に各種の実践的な訓練を行うことで業務の習熟を図ります。

- 災害時応援協定を締結する団体等との連携強化

支援物資の輸送等を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する団体等との情報交換の機会の創出や、連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容の見直しを行うなど、連携体制の強化を図ります。

また、緊急物資受入体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行います。

- 避難所の安全確保

避難者の安全確保を図るため、感染症防止対策、安全かつ迅速な避難のための避難路の整備、避難所となる施設の耐震化の推進、屋内外落下物・ガラス飛散対策、非常用電源の確保、危険度判定の実施体制強化などに取り組みます。

また、避難所生活によるストレスを軽減するため、避難所におけるルールづくりやプライバシーの保護、アメニティの向上を検討します。

- 帰宅困難者対策

大規模災害発生時において、交通機関や観光施設、事業所等において、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておく必要性が生じることから、避難所の確保、飲料水や食料、緊急物資等の備蓄を促進します。
- 災害ボランティアの円滑な受け入れ

避難者等へきめ細かな支援を行う災害ボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアセンター等との連絡体制の強化のための訓練を行います。
- ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化します。
- 事業所の防災対策の促進

防災出前講座の実施、施設の耐震化、設備・家具等の固定、飲料水・食料等の必要な物資の備蓄など、事業所等の自主的な防災対策を促進します。

また、事業所等と関係地域の自主防災組織との連携を促し、地域の防災訓練等へ積極的な参加を呼びかけるなど、事業所と地域の安全確保を促進します。
- 防災意識の向上

市民一人ひとりが、自らの住む地域の危険を把握した上で、災害関係情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことができるよう、防災マップの作成、出前講座の開催や、広報紙等を活用した啓発活動、学校等における防災学習の開催などを通して、防災意識の向上を図ります。

また、様々な機会を捉えて市民に対し、7日以上の食料、飲料水、携帯トイレの備蓄を呼びかけ、日常生活の中で準備できる備蓄方法の周知などに取り組みます。
- 地域防災訓練の充実

地域の防災資機材の整備を進めるとともに、地域の防災体制の確立、地域防災力の向上、市民の防災意識の向上を図るため、富士山火山広域避難訓練、避難所運営訓練などの、市モデル区防災訓練を実施するとともに、防災リーダーの活用、学校・事業所などの地域防災訓練への参画を促進します。

また、各区で行われる防災訓練の実情を踏まえ、定期的な訓練参加を促進するとともに、実施主体となる自主防災組織、行政、学校が連携し、児童・生徒の防災意識の高揚を図ります。
- 地区防災計画の策定促進

地域コミュニティにおける防災活動の推進を図るため、防災活動の実践を通じて、市民や団体等が行う自発的な防災活動に関する、実効性のある地区防災計画の策定を促進します。

- 天井の脱落対策、エレベーターの閉じ込め防止
公共施設において、大空間を有する建築物の天井の脱落や、エレベーターの閉じ込めを防止するための対策を推進します。
- 消防施設・設備の充実、地域の消防力の確保
大規模火災、同時多発火災、爆発等に備え、消防力を強化するため、消防施設・設備の充実、消防団員の確保・教育・訓練に努めます。
- 相談体制
生活の復興に向けた様々な相談に適切に対応するため、相談内容に応じた担当機関へ円滑に引き継ぐ体制を整備します。
- 山地災害防止施設の整備、避難体制の整備
森林の適切な整備と保全を図るため、保安林の適正な配置と治山事業などの山地災害防止施設により、保安林機能の向上に取り組むとともに、間伐などの森林施業の着実な実施と、荒廃した森林の再生を促進します。
また、県と連携し、山地災害危険地区からの避難体制の整備を推進します。
- 土砂災害警戒区域の警戒避難態勢の整備
土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備、地域住民への危険箇所の周知、避難訓練の実施など、県と連携したソフト対策を促進します。
- 復興事前準備の取組の推進
被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、被災後の復興まちづくりのビジョンを予め検討しておく復興事前準備の取組を推進します。
- 外国人に対する危機管理体制
市内には多くの外国人が居住しているが、言語・文化・習慣の違い等により、防災知識や情報の伝達が困難なことにより、適切な避難行動が遅れることが想定されます。このため、防災に関する情報の多言語化、易しい日本語による情報発信、災害ボランティアによる通訳などにより、災害時のコミュニケーション支援を図ります。

④ 【教育文化分野】富士山のように大きな心を持った人づくり

- 学校施設の耐震化及び防災機能の強化
児童・生徒の安全確保のため、学校施設の耐震化を推進するとともに、非常用電源を導入するなど、防災上の機能強化を図ります。
また、被害状況により、児童・生徒を保護者へ引き渡すことが困難な場合に備え、飲料水、食料等の備蓄を推進します。
- 学校における防災教育の推進
いつ、どこで災害に遭遇しても、自らの命を守るとともに、進んで地域の防災活動に参加し、貢献できる人材の育成を推進します。

- 多彩なライフスタイルの実現

地域の自然、歴史、文化等の地域資源を活用して生活を楽しむ暮らし方の提案を行い、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進し、だれもが価値観やライフステージに応じて、望むライフスタイルを選択できる環境を創出します。

- 文化財の耐震化・防火対策

文化財への被害を最小限に留めるため、文化財管理者による耐震、防火対策を促進します。

また、国（文化庁、国立文化財機構）、県、民間の文化財関係団体、ボランティア等による文化財救済体制の構築を検討します。

⑤ 【環境分野】富士山の恵みを大切にするまちづくり

- 新・省エネルギーの推進

太陽光、小水力、木質バイオマス等のエネルギーの地産地消を促進するとともに、将来的なエネルギーとして期待される水素エネルギー等の利活用を検討します。

- 災害廃棄物の処理体制の見直し

災害への対応力を高めるため、必要に応じて災害廃棄物処理計画を隨時見直します。

- 上水道の断水に備えた応急給水体制の確保

水道水の安定供給を守り続けていくためには、水環境の保全が重要です。

上水道の供給の長期停止を防ぐため、浄水施設、配水池や基幹管渠の耐震化、給水車の配備等、生活用水の確保と応急給水体制の確保を促進します。

- 下水道施設の耐震化

快適な生活環境を確保していくためには、公共下水道の整備が重要です。

大規模災害発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化を推進します。

⑥ 【都市基盤分野】富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり

- 中心市街地の整備

大規模地震などの自然災害から市民の生命と財産、産業を守るための防災・減災対策を最優先に実施しながら、地域産業の活性化やゆとりある住環境の整備等を促進し、中心市街地を整備します。

- 住宅・建築物の耐震化

想定される大規模地震による建物倒壊から市民の命を守り、被害を軽減するため、県と連携した周知・啓発活動により、住宅・建築物の耐震化を促進します。

また、家具類の固定、ガラスの飛散防止など、家庭内対策の促進を図ります。

- 老朽空き家対策

管理が不十分な空き家について、地震時の倒壊等による危険を防ぐため、所有者に対する除却や適正管理の啓発・指導など、老朽空き家対策を推進します。
- 被災建築物の安全確認

二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定の実施体制を強化します。
- 被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査事業の推進

市内の官民境界調査により、正確な登記簿と公図を整備する地籍調査を推進し、災害からの迅速な復旧を図ります。
- 緊急輸送路の耐震対策

緊急輸送路や物流道路、代替路・補完路などの整備、街路整備、橋梁の耐震対策、斜面・盛土等の対策を推進します。

また、緊急輸送路等の機能及び通行の安全を確保するため、沿線の土砂崩れ対策を推進します。
- 道路復旧体制の整備

緊急輸送路等の途絶を迅速に復旧するため、関係機関との連携により資機材の充実、情報収集・共有・提供などの必要な体制整備を図ります。

また、災害時応援協定を締結する民間事業者等との情報交換の機会創出や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容を見直すなど、連携体制の強化を図ります。

⑦ 【協働・計画推進分野】雄大な富士と共に歩む協働のまちづくり

- 市民参画の推進による持続可能なまちづくり

事前の災害対策や発災後の復興期には、行政で担いきれない地域課題に取り組む市民活動や協働を推進する人材が必要です。市民活動団体の育成に努め、地域課題に主体的に取り組む人材の育成を推進します。
- 男女共同参画の視点からの防災対策

地域での防災対策には、男女双方の視点が重要であることから、地域で活動する女性防災リーダーの育成を進めるとともに、女性防災リーダーが活躍できるよう、自主防災組織との連携を促進します。
- 適正な維持管理による長寿命化

高度経済成長期に整備された社会インフラは老朽化が進行しており、これに起因した事故が全国で発生しています。市民の安全・安心の確保のため、既存インフラの適切な維持管理が必要なことから、施設ごとの長寿命化計画、維持管理計画に沿った、適正な補修、更新に取り組むことにより、社会インフラの長寿命化を推進します。

第7章 富士山の恵みと御殿場の未来

御殿場市は、世界文化遺産 富士山の麓、四季の風情豊かな高原都市です。首都圏から80km圏内と交通至便、富士箱根伊豆国立公園の中核に位置する観光ハブ都市として、観光交流人口は年間1,400万人にのぼります。

また、富士山や周辺森林への降雨が育む豊富な湧水や伏流水、清浄な空気を生かし、多様な産業が集積しています。地ビール、ウイスキー、日本酒をはじめ、ごてんばコシヒカリやわさび、水かけ菜、お茶などの農産物や名物「みくりやそば」、富士山に魅了された外国人が伝えた手づくりハムなど、富士山の麓ならではの恵みに育まれるまちです。

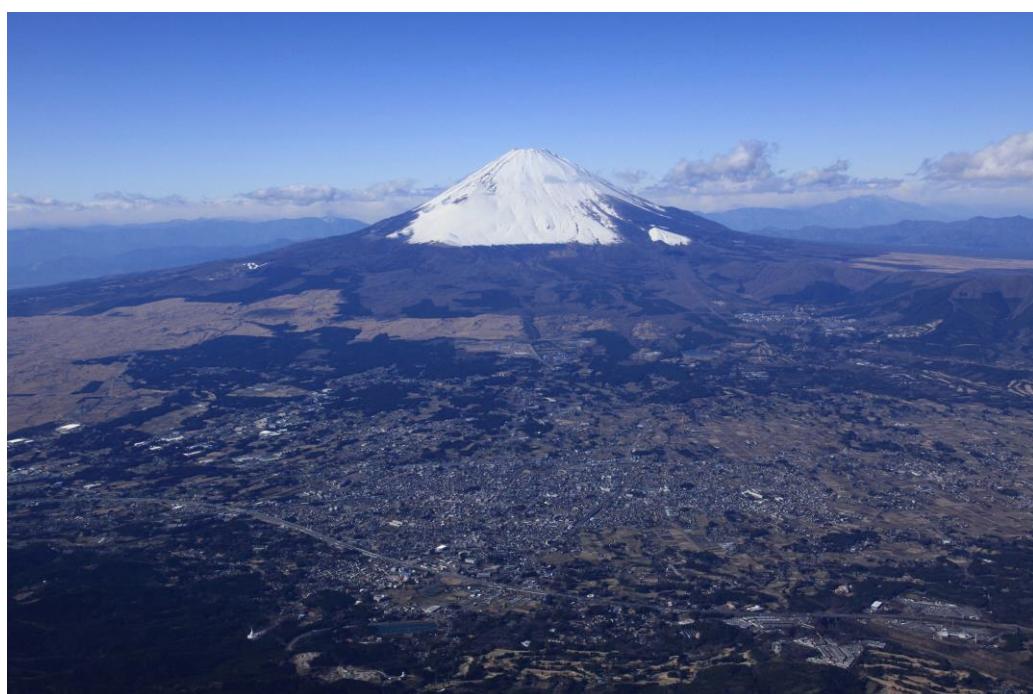
富士山の懐に抱かれた豊かな自然、美しい景観、おいしい水、そこに住まう人々の心の温かさ。こうした富士山の恵みは、御殿場市民の誇りです。

富士山の恵みに育まれる優れた環境。それは同時に、地球温暖化やそれに伴う気候変動、プラスチックごみによる海洋汚染等、地球的規模で拡大する環境問題に対し、国際社会の一員として本市が担うことのできる役割と、都市としての発展の方向性を示しています。

本市の環境に対する様々な取組を一層推進し、富士山の麓から「環境都市」としてのあり方を、そして、その魅力を世界に発信していくことが、本市の発展のみならず、近隣市町や静岡県の地方創生、さらには東京一極集中の是正による国土強靭化など、コロナ禍からの教訓を生かすとともに、発生が懸念される首都直下型地震にも備えた、新しい国づくり、まちづくりの方向性にもつながります。本市の環境に対する取組が、新しい国づくりの中で、大きな役割を担うという考え方です。

本章では、「環境」への取組をキーワードとし、世界遺産 富士山をいただく御殿場市が、我が国の環境を世界に発信していく中心となるまちとして発展していくための、未来に向けたまちづくりについて考えていきます。

富士山の懐に抱かれる御殿場市



1. これまでの本市の取組

本市における富士山の麓の恵まれた環境を生かした取組は、平成26年度から3か年にわたり実施したモデルフォレスト事業を端緒とし、世界遺産富士山の麓にふさわしい、優れた環境と景観の形成と産業・経済振興が好循環するまちの実現を図る「御殿場市エコガーデンシティ構想」に発展しました。

令和2年2月には「ゼロカーボンシティ」への挑戦を宣言するなど、市民とともに、そして、産・学・官・金などが連携して、富士山の麓から、国際社会の一員として地球温暖化・気候変動問題を克服するための取組を推進しています。

※ モデルフォレスト事業

戦後の一斉植林が伐採期を迎えるなか、外国産材の流入や木材価格の低下等により、森林整備の遅れが全国的に課題となっている。こうしたなか、東京大学森林学研究室の協力のもと、産学官連携により、山への負担が少ない森林整備方法や未利用材などの里山資源の活用について検討するために、平成26~28年度の3か年にわたり実施したモデル事業。

◆ 御殿場市エコガーデンシティ構想（平成29年度～）

○ 目的

世界遺産富士山の麓にふさわしい、優れた環境と景観の形成と産業・経済振興が好循環するまちの実現。

○ 6つの重点項目

1. 世界遺産富士山の前庭にふさわしい景観の形成
2. 自然との共生・里山づくり・生物多様性の確保
3. 再生可能エネルギー導入など地球温暖化対策の推進
4. 環境・景観保全を支える先端技術の活用（IoT、AI、ドローン等）
5. 地域資源を活用した商品開発やエコツーリズムの推進
6. 6Rの推進など循環型社会の形成

○ 10の連携プロジェクト

重点項目に基づく、産官学連携と市民参画によるプロジェクト

1. 箱根山系の保全と活用（富士山ビュー活用）
2. 富士山桜いっぽいまちづくり
3. 家・庭・コモンスペース創造によるコンパクト・ガーデンシティ化
4. ハイブリッド車用充電池リサイクル
5. バイオマス利活用推進
6. スマートファシリティ普及促進
7. マイクロ水力発電普及促進
8. 御殿場型エコファーム
9. ドローン等による環境保全・防災等推進
10. 水素ステーションの活用

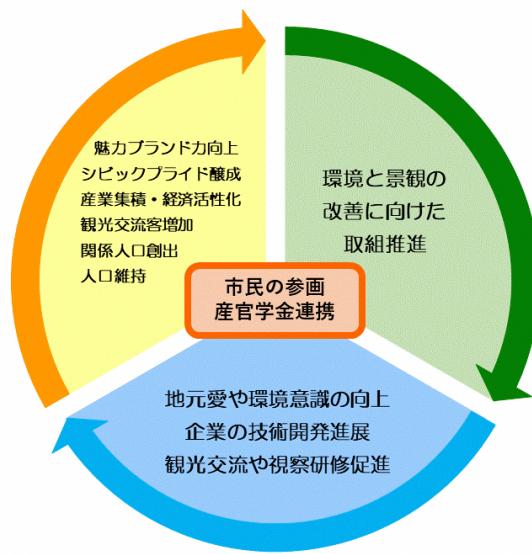
※ 地域のニーズに応じて新たなプロジェクトを順次追加

地球環境保全に寄与する JAXA コーナー

リフレクター（富士山御殿場口新五合目）



環境・景観形成と地域経済活性化の好循環



○ 御殿場“エコガーデンシティ”産業立地促進エリア（令和元年11月認定）

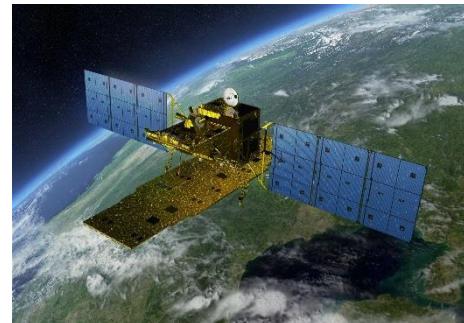
市街地の富士山側外周をつなぐ団地間連絡道路（令和3年度開通予定）と箱根山系に囲まれたエリアが、静岡県による「ふじのくにフロンティア推進エリア」の第1号認定を受けました。

これは、先端技術を活用し、持続可能なエネルギー利用と低炭素社会を実現しながら、地域経済の好循環を目指すエコガーデンシティ構想実現のための先導的モデルエリアとして、産業の立地を促進していくエリアです。企業立地に際して様々な県の支援を受けることができます。



◆ JAXAとの連携

宇宙航空研究開発機構（JAXA）との協定により、地球環境を観測する人工衛星「だいち2号」の運用への協力、衛星データの防災活用、未来を担う子どもたちへの宇宙科学教育、国際協力機構（JICA）と連携した開発途上国の森林環境の監視活動にも貢献しています。



人工衛星「だいち2号」

◆ 先端企業との連携

市内には、日本を代表する環境企業（2019日経SDGs経営大賞で環境価値賞受賞）である株式会社リコーの環境事業開発センターがあります。同社と本市は、全国に先駆けて平成29年に包括連携協定を締結、環境における最先端技術開発に向けた実証実験を、官民連携で進めています。

また、大学や企業からなる「地上調査のためのUAV（無人航空機）」運用研究会と包括連携協定を結び、多様な地形要素や建物配置を有する加藤学園御殿場キャンパスを活用したドローン等による3次元測量や森林保全等の実証研究に協力しています。

測量・環境保全・科学教育・景観保全・農林業・防災減災などのまちづくりにおける連携を進めるとともに、研究開発や教育普及の拠点「空間情報技術試験フィールド」として活用しています。

KDDI株式会社とは、情報通信技術を活用した連携等を進めています。



マイクロ水力発電の実証実験

◆ ゼロカーボンシティ宣言（令和2年2月）

2015年に合意されたパリ協定では、地球温暖化・気候変動問題について、「産業革命前からの平均気温上昇を2°C未満とし、1.5°Cに抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く共有されました。こうしたなか、化石燃料から、燃焼させてもCO₂などの温室効果ガスを発生しない水素エネルギーなど新たなエネルギーの活用への関心が高まっています。

御殿場市は、国際社会の一員として、また、世界文化遺産富士山の麓にふさわしいエコガーデンシティを目指しSDGsに取り組む都市として、市民や事業者の皆さんと共に、脱炭素社会の実現に貢献するため、2050年までに市内のCO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを宣言しました。



静岡県御殿場市長 萩原 洋平 殿

2015年に合意されたパリ協定では、2050年の温室効果ガスの実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指されることが示されました。今回の声明をもとに、ゼロカーボンシティは国内で55自治体となりました。我が国としてのパリ協定の目標達成に向かって、大変心強く感じております。

先日、国内外に大きな検討を及ぼした大臣閣下の御見解を承り、感謝申し上げます。ですが、温室効果ガスの削減だけではありません。今後、このような省資源の必要なる環境化・省エネルギーなどが予測されています。こうした事態は、もはや「気候変動」ではなく、私たちの生存基盤を切るかぎり「気候危機」と表現するべき事態と考えてあります。

2015年に合意されたパリ協定では「平均気温上昇の幅を2度未満とする」。目標が国際的に広く共有されました。この目標の達成に向けては、各田舎自治体の努力にちより、地方自治体を始めとしたあらゆる主体、ノン・スタート・アクターの取組が確めて重要です。

関連大臣として、スペイン・マドリードで開催されたCOP25で発信し、国際的にも高く評価されたところです。こうした日本国内の方段階で取組をしっかり実行するとともに、パリ協定の目標達成に向けて、市町及び他のゼロカーボンシティとともに取組をさらに具体化に努めてまいります。

環境大臣 小泉進一 殿

2. 未来のまちづくりに向けて

恵まれた環境をいかに残し、本市の魅力として世界に発信していくことができるか。世界遺産富士山の麓の御殿場市だからこそ、国際社会の一員としてなすべき環境に対する取組があります。

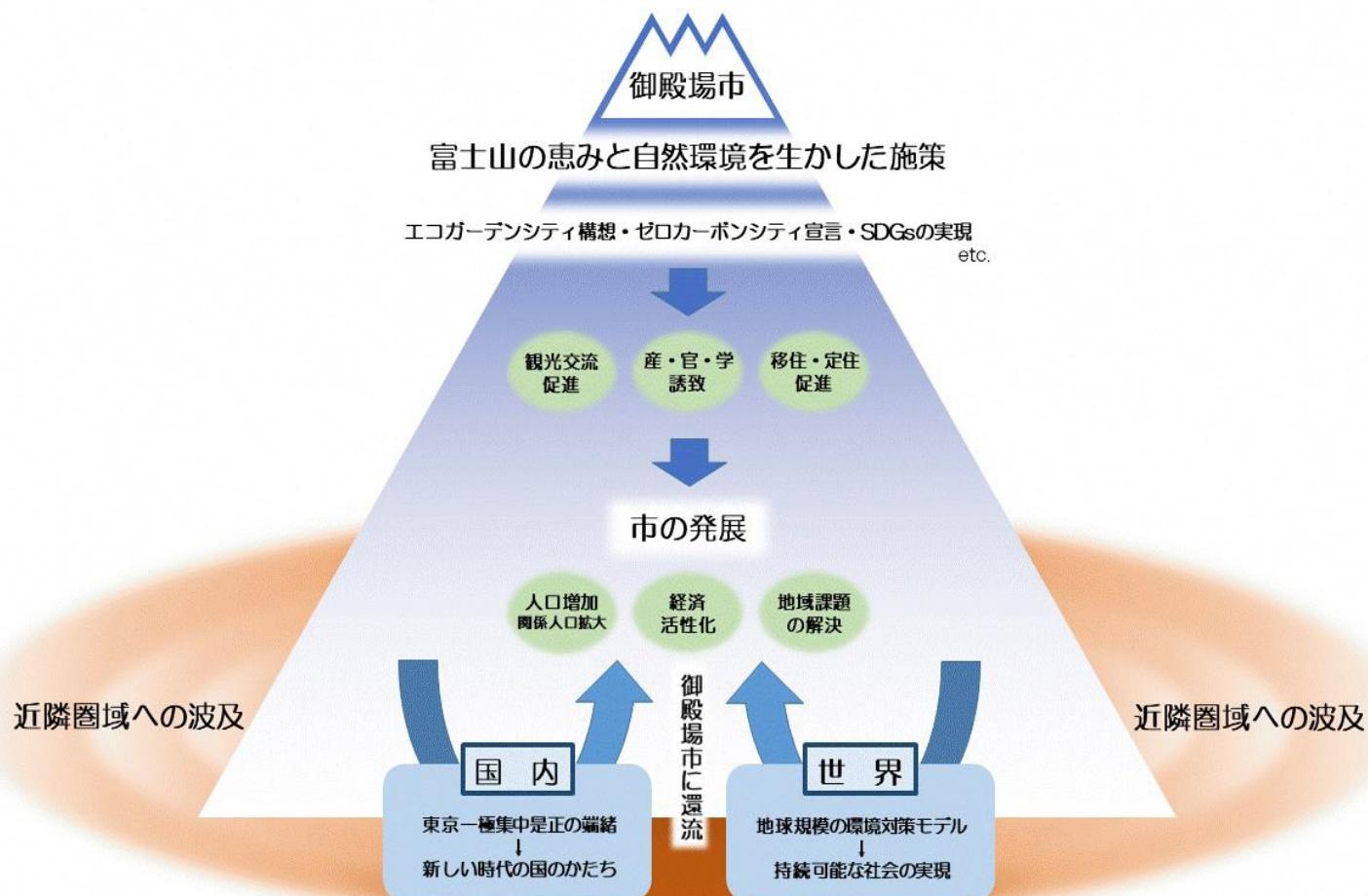
そうした取組が市民の生活にゆとりと潤いをもたらし、市の発展につながるとともに、本市のプレゼンスを高めることにつながり、東京一極集中是正など新たな国のかたちを創る端緒となります。

さらには、本市が地球温暖化対策など世界的環境問題解決のモデルを示すことで、それが更なる市の発展に還流されるような未来を描いていくことが重要です。

地球規模に広がる環境問題への対応が、国内はもとより世界における喫緊の課題とされるなか、環境に対する取組が御殿場の未来をつくるという認識のもと、「環境版シリコンバレー」の実現を目指し、分野別計画の各分野に掲げる施策を推進していきます。

“環境版シリコンバレー”とは

世界遺産 富士山の麓において、日本の環境を世界に発信する「産」「官」「学」が集積した
未 来 都 市 像



3. 御殿場市「環境都市」宣言

地球規模で広がる環境問題への対応が世界的な課題とされるなか、世界遺産 富士山の麓における本市の環境に対する取組が、新しい時代の我が国のかたちを創る端緒となり、地球規模で広がる環境問題解決のモデルとなります。

世界遺産 富士山をいただく御殿場市が、我が国の環境を世界に発信していく中心となるまちとして発展していくことが、本市の、そして我が国の未来につながるとの認識のもと、御殿場市は、世界遺産富士山の麓の環境都市として、“環境版シリコンバレー”を目指した未来のまちづくりを推進し、世界に向けた我が国環境発信の中心地「ワールド・エコ・センター」の実現に向けた取組を推進していくことを宣言します。

環境都市宣言

今も進行する地球温暖化やこれに伴なう気候変動、プラスチックごみによる海洋汚染など、地球規模で拡大する環境問題は、この星に暮らす私たち一人ひとりにとって避けることのできない喫緊の課題です。

世界遺産富士山の麓の御殿場市は、国際社会の一員として、また、富士山の麓にふさわしいエコガーデンシティを目指し SDGs の実現に取り組む都市として、これまでも「ゼロカーボンシティ」への挑戦を宣言するなど、市民や事業者の皆さんと共に、環境に対する取組を推進してきました。

こうした富士山の麓の環境に対する取組が、市民の生活にゆとりと潤いをもたらし、更なる市の発展につながるとともに、本市のプレゼンスを高め、東京一極集中是正など新たな国のかたちを創る端緒となります。

今般、将来都市像「緑きらきら、人いきいき、交流都市 御殿場」の実現に向けた、第四次御殿場市総合計画後期基本計画を策定するに際し、世界遺産富士山をいただく御殿場市が、我が国の環境を世界に発信していく中心となるまちとして発展していくことが、本市の、そして我が国の未来につながるとの認識のもと、ここに御殿場市は、世界遺産富士山の麓の環境都市として、“環境版シリコンバレー”を目指した未来のまちづくりを推進し、世界に向けた我が国環境の発信地となり、また、世界中の環境に関わる人々が訪れる中心都市である「ワールド・エコ・センター」の実現に向け、取組を推進していくことを宣言します。

御 殿 場 市

分野別計画

**政策方針 1 人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり
(産業分野)**

1-1 国内外の観光交流による産業の活性化



■ 現状と課題

本市は、富士箱根伊豆交流圏の中央に位置し、世界文化遺産富士山を始めとする、多くの観光資源、観光施設を有しています。観光ハブ都市としての更なる発展のため、国内外の観光交流客の増加、来訪者の周遊や滞在、多様性を尊重した受け入れ態勢の整備などを図るとともに、国内外への積極的な情報発信が必要です。

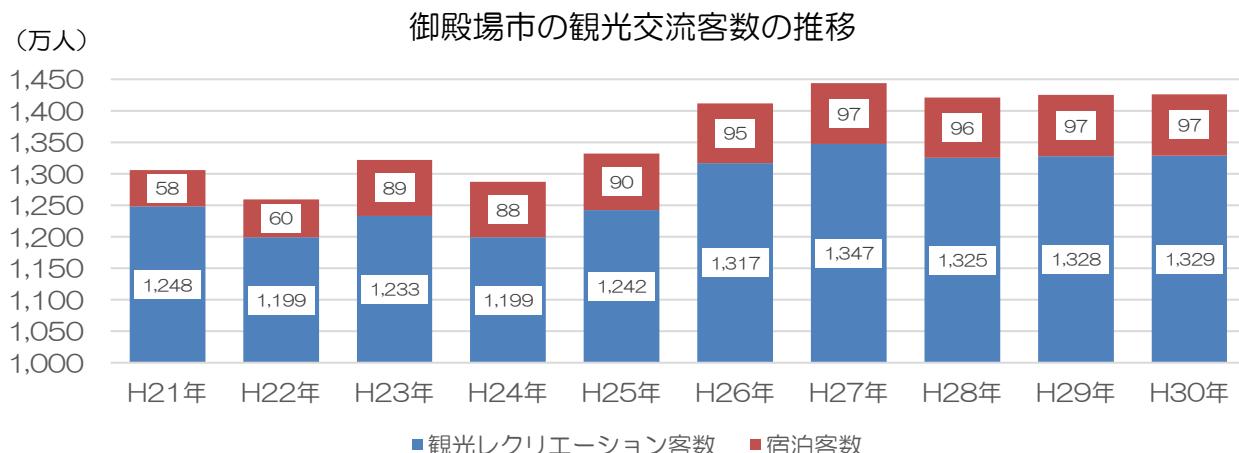
また、近年の観光は、団体旅行から個人旅行への移行、名所を巡る旅行形態に加え、その土地ならではの体験を重視する旅行形態など、求められる観光スタイルが常に変化しています。

そのようななか、駒門スマートインターチェンジの開通、(仮称)御殿場インターチェンジの開設や関連アクセス道路の整備完了に伴い、観光客の流れに変化が生じることが想定されます。こうしたインフラの整備やスポーツツーリズムの拡大など、東京 2020 大会自転車競技ロードレースのレガシー創出・活用にも期待が寄せられています。

□ 関連計画

- 御殿場市観光戦略プラン

□ 現状データ



出典：御殿場市観光交流課

■ 政策の目標

- ◆ 富士山とともにある観光のまちづくりを推進します。
- ◆ 広域連携による国内外からの誘客を強化します。
- ◆ 新たな観光関連資源の発掘やニューツーリズムの創出を推進します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
外国人宿泊客数		92,990 人 (H30)	120,000 人
観光交流客数 (観光レクリエーション客数、宿泊客数)	観光施設の利用者数、 イベント参加者数と 宿泊客数の合計	14,254,816 人 (H30)	1,500 万人

■ 施策

（1）富士山と地域資源を生かした滞留観光の推進

富士山の大自然や壮大な眺望を生かした誘客、観光施設とまちなかの連携などにより、滞留観光を推進します。御殿場らしさを感じることのできる魅力ある新たな観光資源の発掘、創造、整備及び旅行商品の開発などに努めます。

（2）広域連携による観光誘客の推進

周辺市町村との観光資源の情報共有や連携などにより、箱根エリア、富士五湖エリア、伊豆エリアを含む広いエリアが目的地となる広域連携による観光誘客を推進します。

（3）イベント等を通じた誘客の推進

市民と一緒にしたおもてなしの心で、御殿場の伝統的な祭りやイベントなどを充実させることにより、御殿場の魅力の向上を図り、観光振興に結び付けます。

（4）海外からの誘客の推進と国内観光需要の取り込み

年々増加する外国人観光客のニーズを的確に把握し、ターゲットを絞った海外市場向け旅行商品の企画や、ソフト、ハード両面からのきめ細やかな受け入れ態勢を整備するとともに、効果的な情報発信を行い、海外からの誘客（インバウンド）の推進に努めます。

また、感染症の世界的大流行に伴い、国内観光が見直されるなか、国内観光需要の取り込みに努めます。

（5）地域の特性や東京2020大会レガシーを生かしたスポーツツーリズムの推進

豊かな自然環境や多くのゴルフ場など本市の特徴的な資源を生かしたスポーツ体験型観光の創出や、東京2020大会自転車競技ロードレースコースを活用した自転車イベントの新設などによるスポーツツーリズムを推進します。

（6）効果的な観光情報の発信

富士山の高い知名度や首都圏からの良好なアクセスといった強みを生かし、SNSなどの情報ツールやメディアを有効に活用した、国内外への積極的かつ効果的な情報発信に努めます。

1-2 新たな企業誘致と産業連携の推進



■ 現状と課題

東京 2020 大会に向けて急速に進んだ国道 138 号バイパスや新東名高速道路の整備、駒門スマートインターチェンジの開通など、交通アクセスが向上しています。交通アクセスの向上に加え、豊かな自然環境等により、本市への進出を希望する企業が増加しており、新たな工業団地の整備など活力ある都市経営や地域経済の発展のため、環境配慮型の企業を中心に、様々な分野から幅広い産業の誘致、連携が必要となっています。

また、ドローンやAIなどの Society5.0 の実現に向けた様々な技術は、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく変化させることが期待されます。こうした先端技術の普及と活用による産業連携の促進が求められています。

□ 関連計画

- 県“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組
- 御殿場市 SDGs 推進指針

□ 現状データ

御殿場市内の事業所数、従業員数の推移



出典：事業所・企業統計調査、経済センサス

■ 政策の目標

- ◆ 工業用地を確保するなど、企業や新たな産業が進出しやすい環境を整備します。
- ◆ 産業の垣根を越えた新たな産業連携を推進します。
- ◆ 進出企業及び既存企業との連携を強化し、地域経済活性化を支援します。
- ◆ Society5.0に対応した先端技術を活用した産業連携により、地域経済活性化を促進します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
地域産業立地促進事業費補助件数	県との協調補助による土地と雇用に対する補助金	2 件 (R2)	3 件
雇用創出促進事業費補助件数	新規雇用や従業員の異動に対する補助金	1 件 (R2)	1 件

■ 施策

（1）企業の誘致

首都圏や関西圏などへの交通利便性と良好な環境を生かし、企業進出需要に対応した工業用地を確保するとともに、様々な支援策による誘致に取り組むことで、さらなる企業集積を図ります。

（2）Society5.0に対応した産業振興の促進

ドローン、IoT、AIなど、Society5.0に対応した革新的な技術の各分野への活用や産業連携により、地域課題を解決する新たなサービスの創出を図ります。

また、先端技術の開発・活用に取り組む企業、団体との連携や「御殿場“エコガーデンシティ”産業立地促進エリア」*における取組を進め、ビジネスマッチングと経済活性化を図ります。

* 御殿場“エコガーデンシティ”産業立地促進エリア：「ふじのくにフロンティア推進エリア」として、優れた環境と景観のまちづくりを通じた地域経済活性化を目指す、本市市街地のほぼ全域を包含するエリアを静岡県が認定。本市への進出企業に各種の県支援が得られる。

1-3 地域特性を生かした農林業の展開

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

しごと	ひと	少子化	安心	地域
-----	----	-----	----	----

SDGs における位置付け



国土強靭化計画における位置付け

a.直接死を 防止する	b.救助救急 活動の確保	c.行政機能 の確保	d.情報通信 機能の確保	e.経済活動を 機能させる
f.ライフライン の早期復旧	g.二次災害を 防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域 成長の両立	

■ 現状と課題

少子高齢化社会の急速な進展など社会環境が変化するなか、農業従事者の高齢化・減少、遊休農地の増加、グローバル化、温暖化など、農業を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたなか、国は活力ある農業を次世代へつなぐため、今後10年間の農政の指針となる新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定しました。兼業農家比率が高い本市においては、生産基盤整備や農地水路などの適切な保全管理の推進による農地の集積・集約化や、担い手の確保など、諸課題に対する対応が必要になっています。

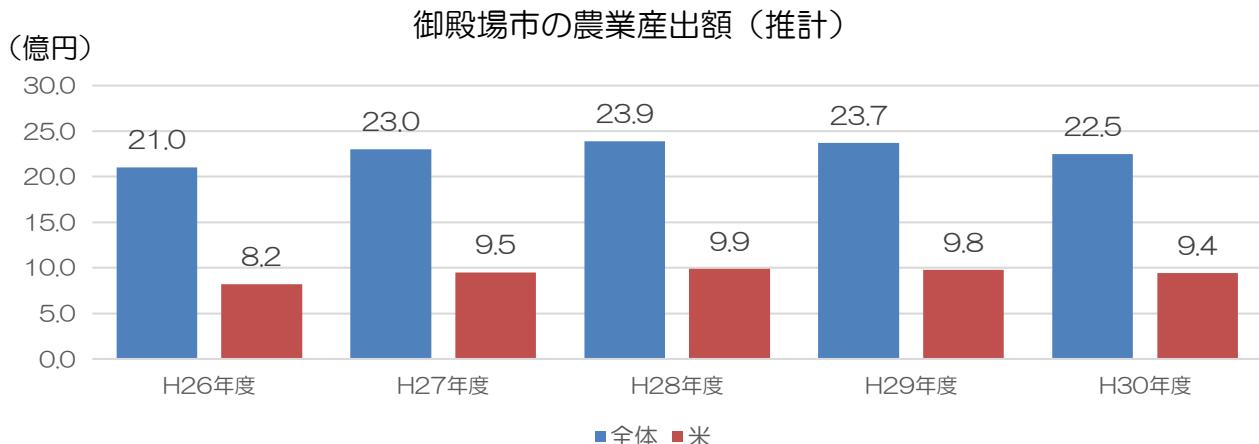
一方、富士山などの地域特性を生かした農畜産物のブランド力の強化、六次産業化の推進、地産地消の拡大など、消費者の安心・安全志向をとらえ「売れる物を作る」発想も求められています。

林業においては、戦後に植林された人工林の多くが既に伐期、利用する時期を迎えており、外國産材の流入や価格の低迷などにより利用が停滞し、森林整備の遅れが生じています。このため、森林組合などの経営体の強化、多様化により、地元産材の有効活用、販路拡大のための環境整備を推進していく必要があります。

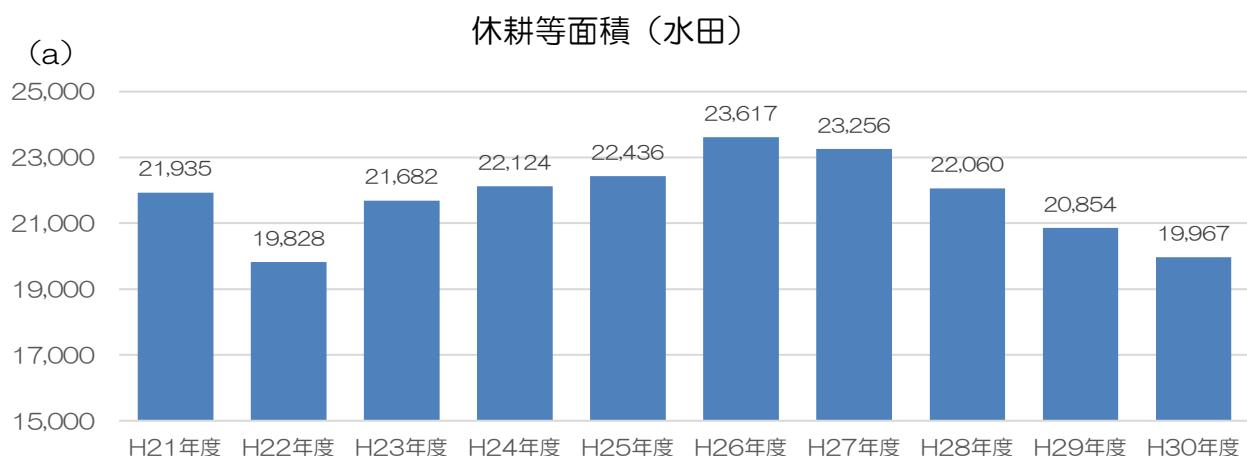
□ 関連計画

- 御殿場市農業振興地域整備計画
- 御殿場市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 御殿場市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画
- 御殿場市農業再生協議会水田フル活用ビジョン

□ 現状データ



出典：農林水産省



出典：御殿場市農政課

政策の目標

- ◆ ほ場整備の推進とともに、農地の多面的機能管理に対する共同活動、農地の集積・集約化、遊休農地解消への取組を強化します。
- ◆ 担い手及び新規就農者の確保・支援を積極的に行って、多様な農業経営体を育成し、持続可能な農業経営確立を促進します。
- ◆ 地域特性を生かした農畜作物の高付加価値化と安心・安全な生産を図り、魅力ある農林業の展開を図ります。
- ◆ 地球温暖化防止機能、災害防止、国土保全、水源涵養機能など、山林の持つ公益的機能を踏まえ、新たな林業施策の展開を進めることで、林業経営に寄与する取組を強化します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
担い手集積率	各年3月末日	16.6% (R1)	21.0%
年間間伐面積累計値	各年3月末日	1,761ha (R1)	1,870ha

■ 施策

（1）農業生産基盤の整備・維持管理と農地の集積・集約化

農業生産基盤の整備を推進し、生産技術の向上・高度化を促進するとともに、農用地、水路、農道等の保全管理について、地域の共同活用を支援します。

また、農地の集積・集約化を推進することにより、担い手への営農支援と遊休農地・耕作放棄地の有効利用を図ります。

（2）農業経営体の強化・多様化

農業の後継者育成や新規就農を支援するとともに、農業法人の参入等、経営体の強化・多様化を積極的に推進します。

また、生産農家にとどまらない新たな農家経営への発展を図るため、都市住民との交流により地元産品への理解を深めるグリーンツーリズム事業、高齢者の生きがいづくりや、障害者の雇用、就労支援につながる農福連携^{※1}を推進します。

※1 農福連携：障害者などが農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

（3）安全・安心な農畜産物の提供

環境保全型農業^{※2}の普及に努め、また、GAP^{※3}認証の取得を推進し“見えない価値の見える化”に積極的に取り組み、安全・安心な農畜産物の供給や信頼確保を推進します。

※2 環境保全型農業：化学肥料や農薬が環境に与える負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

※3 GAP (Good Agricultural Practice)：農業において食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

（4）農畜産物の高付加価値化

高速道路などによるアクセスの良さや富士山といった地域資源を活用し、特産物のブランド力の強化及び販路の拡大を推進します。

また、生産、加工、販売を一体化する六次産業化などの新たな産業の取組を図ります。

（5）林業生産基盤の整備と維持管理

森林環境譲与税を有効活用するとともに、森林組合と連携して、森林整備をさらに推進します。また、効率的かつ有効的な林業機器の導入を支援します。

（6）地場産材の有効活用・多面的利用

地場産材の地産地消を目的として、公共建築物などへの積極的活用や地元利用のPR推進を支援します。

また、間伐による産出材を木質バイオマス^{※4}の熱利用をはじめ、新たな森林資源の活用を促進します。

※4 木質バイオマス：木材からなる、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のこと。

1-4 活気ある商業の振興

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	しごと	ひと	少子化	安心	地域
SDGsにおける位置付け	1 落ちないぞう 	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 		
国土強靭化計画における位置付け	a.直接死を防止する f.ライフラインの早期復旧	b.救助救急活動の確保 g.二次災害を防止する	c.行政機能の確保 h.迅速な復興	d.情報通信機能の確保 i.防災と地域成長の両立	e.経済活動を機能させる

■ 現状と課題

本市の商業については、大型集客施設などの進出によって総販売額が増加している一方、既存商店において店主の高齢化や跡継ぎ問題など多くの課題を抱えています。また、消費者のニーズが多様化するなか、インターネットを通じた売買や宅配サービスなどの利用が進んでいます。

このため、市内商業を振興するためには、事業者の取組を支援するとともに、本市ならではの魅力ある商品の普及を促進することが必要です。

また、新型コロナウイルス感染症により甚大な影響を受けた、本市の商業を再び活性化させるための取組が求められています。

□ 関連計画

- 御殿場市中小企業振興基本条例

□ 現状データ



出典：商業統計調査、経済センサス

■ 政策の目標

- ◆ 地域経済の活性化を図るため、市内の商店街、商店街団体などの取組を支援します。
- ◆ 御殿場ならではの魅力ある商品の普及を促進します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
小売・卸売業年間商品販売額	経済構造実態調査 (商業統計調査、経済センサス)	1,842 億円 (H28)	1,850 億円
小売・卸売業従業員数	経済構造実態調査 (商業統計調査、経済センサス)	6,639 人 (H28)	7,000 人

■ 施策

（1）商業の支援による地域経済の活性化

新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策を含め、商工会や観光協会等の関係機関と連携し、事業者の事業継続や販路拡大の取組を支援します。また、市内の商店街、商店街団体などの広報活動やイベント等を支援することで、地域経済の活性化を図ります。

（2）魅力ある地場産品の普及促進

商工会や観光協会などの関係機関と協力し、地場産品等の情報発信の強化や販路拡大に努め、御殿場ならではの特色ある商品の普及や商品開発等を促進します。

1-5 活力ある工業の振興



■ 現状と課題

工業におけるアジア諸国などとの国際競争が激化するなか、高度な技術開発や、新たな事業、産業の展開を促すことが重要となっています。

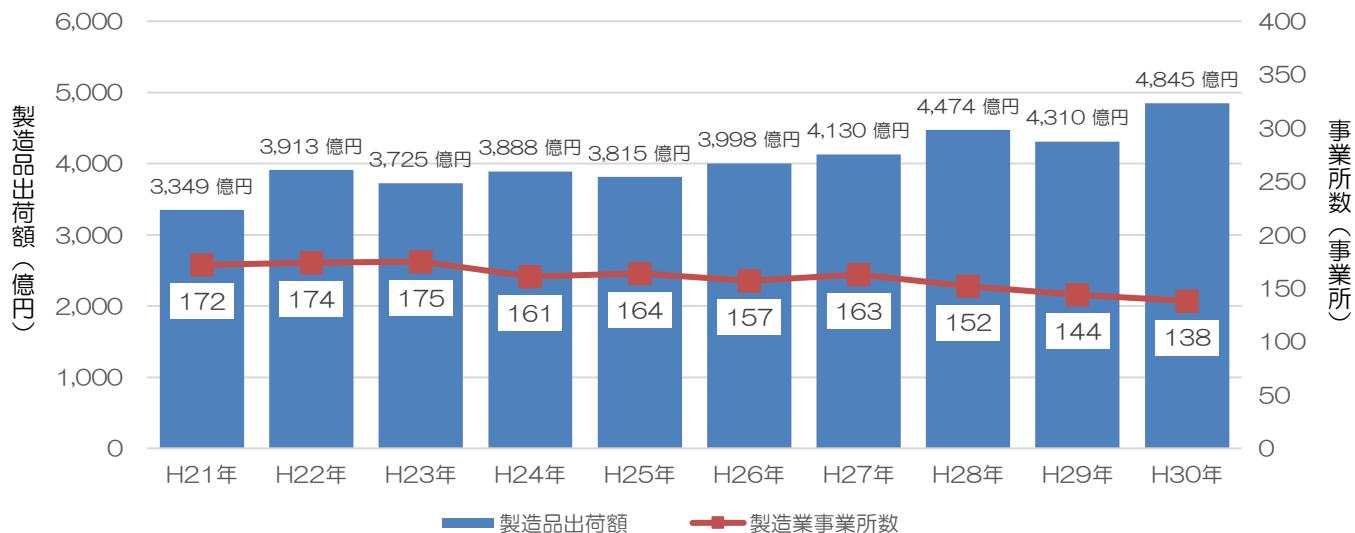
本市においては、地元企業のニーズを踏まえながら、新製品開発や異業種間の連携による事業拡大のほか、IT化の推進による生産性の向上等を含め、中・小規模事業者への支援の充実が求められています。

□ 関連計画

- 県ファルマバレー構想
- 御殿場市中小企業振興基本条例

□ 現状データ

御殿場市内の製造業の状況（従業者 4 人以上の事業所）



出典：工業統計調査、経済センサス

■ 政策の目標

- ◆ 企業の異業種参入や異業種間の連携を支援します。
- ◆ 市内企業ニーズを把握するとともに、中小規模事業者への支援を充実します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
製造品出荷額 (従業者数 4 人以上)	工業統計調査 経済センサス	4,845 億円 (H30)	4,900 億円
事業所数 (製造業、従業者数 4 人以上)	工業統計調査 経済センサス	138 事業所 (H30)	140 事業所

■ 施策

(1) 異業種・产学研官金の連携

県が進めるファルマバレープロジェクトや商工会と連携し、異業種参入や異業種交流会への出展などを支援します。

また、産・学・官に金融機関を加えて構成された支援体制を活用し、新製品開発や異業種参入を支援します。

(2) 中小企業の経営基盤の強化・改善

市中小企業振興基本条例に基づく中小企業振興推進会議を通じ、中小企業の経営基盤の安定強化及び経営の改善などに対する支援策に取り組みます。

(3) 企業ニーズの把握

副市長などによる企業訪問をはじめ、引き続き企業現場への訪問などを行い、より正確な企業ニーズの把握に努めます。

1-6 良好的な雇用環境の創造

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け



■ 現状と課題

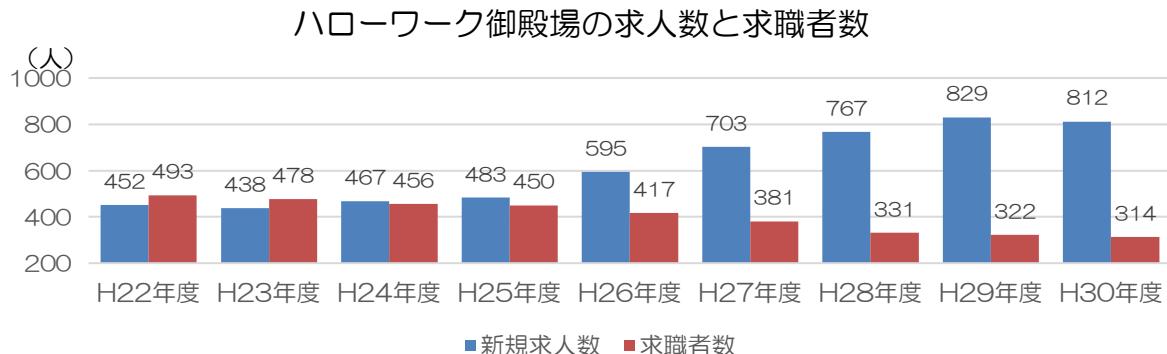
本市においては、新規求人数に対して求職者数が不足する状況が続いていましたが、新型コロナウィルス感染症の影響により、今後の動向が不透明な部分があります。そのため、様々な業種の雇用を創出するとともに、要就労支援者や高齢者も含めたすべての求職者に対し、求人情報や市内企業の魅力を適時適切に情報発信することで、地域の安定した雇用を確保し続けていくことが重要です。

一方、いわゆる「働き方改革」や育児・介護休暇、在宅勤務制度の導入など、雇用環境が多様化するとともに、職場ではセクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどの問題が生じないよう、事業者は、労働者が疲労やストレスを感じることの少ない快適な職場環境を整備する必要があります。

市において、国や県など関係機関と連携し、労働に関する法令の制定、改正情報を適時適切に提供するとともに、企業の福利厚生や職業能力の開発を支援することが求められています。

- 関連計画
 - 御殿場市中小企業振興基本条例

- 現状データ



出典：沼津公共職業安定所御殿場出張所

■ 政策の目標

- ◆ だれもが働きやすい多様な雇用環境の確保を促進します。
- ◆ 職業能力の向上、技能労働者の育成・確保と円滑な継承に努めます。
- ◆ 中小企業や個人事業者の就業環境・福利厚生の充実を図ります。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
一人当たりの付加価値額 (労働生産性)	市内全産業の（付加価値額） /（従業員数）	509 万円 (H28)	520 万円
事業所数	市内のすべての産業の 事業所数	3,684 (H28)	3,700

■ 施策

（1）求人企業と就職希望者の支援

若者の就職やU・Jターン等を支援するため、関係機関や市内企業との連携を強化し、合同企業ガイダンスの開催等を通じ、求人情報のほか市内企業や地域の魅力を広域的に情報発信します。

（2）勤労者福祉の充実

駿東勤労者福祉サービスセンターが行う福利厚生事業を支援するとともに、勤労者で組織される各種団体への支援、住宅建設資金の融資の充実を図ります。

（3）企業ニーズに合う人材の育成

事業者が、働き方改革や育児、介護休暇、在宅勤務制度の充実など、安心して働くことができる職場環境づくりに向けた取組を通じ、企業を担う人材の育成を推進できるよう、様々な労働関係法令などの情報を提供するなどの支援を行います。

**政策方針2 笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり
(健康福祉分野)**

2-1 子育てしやすい環境づくりの推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

しごと	ひと	少子化	安心	地域
-----	----	-----	----	----



SDGsにおける位置付け



国土強靭化計画における位置付け

a.直接死を防止する	b.救助救急活動の確保	c.行政機能の確保	d.情報通信機能の確保	e.経済活動を機能させる
f.ライフラインの早期復旧	g.二次災害を防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域成長の両立	

■ 現状と課題

全国的に少子高齢化や、若者世代の都市部への流出、共働き世帯や核家族の増加が進むなか、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりが必要とされており、妊娠、出産、育児から進学、就職といった各ステージでの切れ目ない支援の充実を図ることが求められています。

子どもの発達について不安を抱える保護者も増加しており、適切な療育を受けられる環境づくりや支援の拡充が求められています。また、貧困や虐待など、家庭に問題を抱え、支援を必要とする子どもも増加しており、行政による支援はもとより、地域や企業など、社会全体の理解と支援が不可欠になっています。

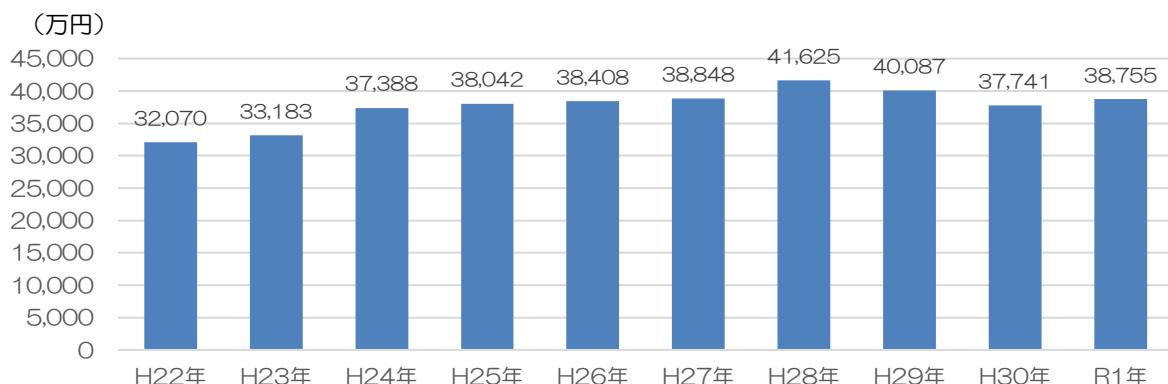
併せて、地域や社会が保護者に寄り添い、親の子育てに対する負担や不安を和らげることを通じて、市民総がかりで子どもの健やかな成長を実現していくことが必要です。

□ 関連計画

- 御殿場市子ども・子育て支援事業計画
- 御殿場市子ども条例行動計画

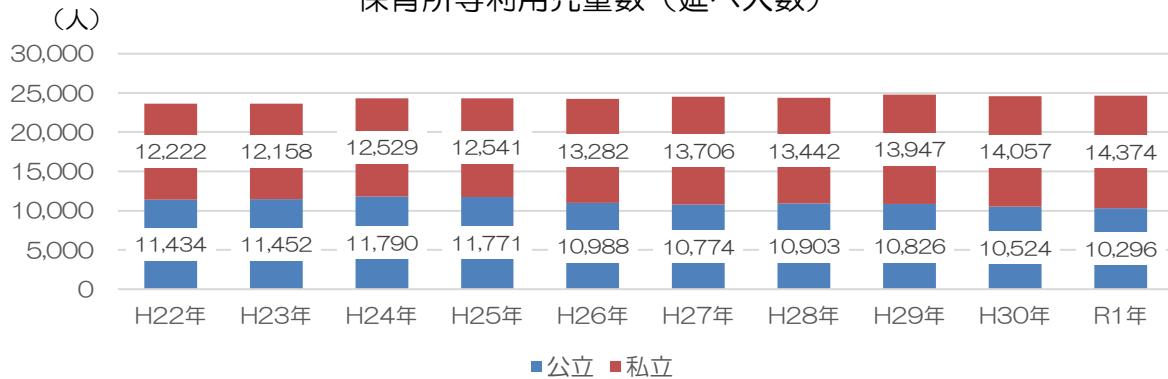
□ 現状データ

子ども医療費の助成額



出典：御殿場市子育て支援課

保育所等利用児童数（延べ人数）



■ 公立 ■ 私立

出典：御殿場市保育幼稚園課

政策の目標

- ◆ 「真の子育て支援日本一のまち」を目指し、すべての子どもが健やかに成長するための適切な環境をつくります。
- ◆ 子育て支援における量の拡充や質の向上を進めていきます。
- ◆ 一人ひとりの子どもの健やかな成長と子育て家庭を、市民総がかりで支援する社会の実現を目指します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R7)	目標値 (R7)
放課後児童クラブの定員数	3月末日時点	1,288 人 (R1)	1,317 人
一時預かり事業の提供可能量 (幼稚園型以外)	年間延べ人数	15,441 人 (R1)	13,180 人
保育所等提供可能量 (2号、3号認定)	3月初日時点	1,882 人 (R1)	2,300 人

■ 施策

（1）児童の放課後等の居場所づくり

安全で健やかな放課後の居場所づくりを目指し、学校や地域、民間事業所などと連携を図りながら、放課後児童クラブ※1を一層充実させていきます。

また、放課後子ども教室※2と一体化して、あるいは、支援員など人材の確保などにおいて連携を図っていきます。

※1 放課後児童クラブ：保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後児童支援員等のもと、授業の終了後等に、適切な遊び及び生活の場を提供するもの。

※2 放課後子ども教室：学校や地域公民館等を会場に放課後（土、日曜日を含む）の子どもが安全で健やかに活動できる居場所を提供する事業。現在本市では、教育活動推進員の指導のもと、週に1回、年間20～30回程度、放課後（土曜日を含む）に造形活動、スポーツ、読書、学習支援等、様々な居場所づくり事業を行っている。

（2）児童虐待の防止・相談体制の強化

家庭児童相談室や要保護児童対策地域協議会を通じ、地域や関係機関などとの連携を強化しつつ、児童虐待防止や子どもとその家庭に関する相談、支援に対応していきます。

また、子ども家庭総合支援拠点※3の整備を目指すなど、支援体制の強化に努めます。

※3 子ども家庭総合支援拠点：子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に対する相談全般から、通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク（社会福祉活動）業務を行う機能。

（3）配偶者等からの暴力による被害者支援体制の充実

配偶者などによる暴力の被害者が相談しやすい機会の提供と、その周知に努めるとともに、保護や自立支援などについて、引き続き、県や関係機関との連携を強化していきます。

（4）子どもの貧困対策の推進

ひとり親世帯や低所得世帯における子どもが、心身ともに健やかに育成されるため、経済的支援や就労支援等の貧困対策を推進していきます。

（5）発達障害児（者）の支援体制の充実

発達に障害や課題のある児童が、それぞれの特性に応じた療育を受けることができるよう、障害児通所サービス制度の周知や適正なサービス利用について、関係事業所などと連携を図り推進していきます。

発達支援システムに基づき、発達相談センターを中心に関係機関と連携を図りながら、乳幼児期から学齢期、成年成人期まで、切れ目のない継続した相談支援体制の強化に努めます。

（6）少子化対策の推進

子どもを安心して産み、育てられるよう、保護者の経済的負担・育児負担を軽減するため、子ども医療費助成や、第3子以降子育て応援手当支給、保育料と副食費の多子軽減、小中学校給食費助成、幼稚園の給食実施など、本市独自の支援を一層充実させていきます。

（7）保育サービスの充実

多様化するニーズに対応するため、休日保育や病児保育といった特別保育サービスのさらなる充実を図るとともに、保育従事者に対する研修を実施することで、保育の質の向上に努めます。また、民間活力を活用し、利用希望者に対する受入れ体制を一層充実させていきます。

（8）地域で支える子育ての充実

ファミリー・サポート・センター^{※4} の活用など、子育てのサポート体制を支援するとともに、主任児童委員をはじめとする子育て支援者の連携を推進します。

※4 ファミリー・サポート・センター：地域において、育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織。

（9）子育て支援センター機能の充実

子ども家庭センターを中心に、市内の保育園や幼稚園等で実施している子育て支援事業の充実を図ります。

また、子育てに関わる活動団体を支援するための情報発信を拡充します。

2-2 安心できる医療体制の確保

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

し ご と	ひ と	少 子 化	安 心	地 域
SDGsにおける位置付け				
国土強靭化計画における位置付け				
a.直接死を防止する f.ライフラインの早期復旧	b.救助救急活動の確保 g.二次災害を防止する	c.行政機能の確保 h.迅速な復興	d.情報通信機能の確保 i.防災と地域成長の両立	e.経済活動を機能させる

現状と課題

本市は、駿東田方保健医療圏域^{※1}に位置付けられ、広域連携による保健医療サービスが提供されています。超高齢化社会を迎え、医療、介護需要の高まりに対応するための、医療・介護連携の拡充や、診療需要の高い診療科目に対する医療体制の整備が課題であり、市民がいつでも安心して医療サービスが受けられる環境の確保が必要です。

また、救急医療センターと輪番制待機病院などが連携し、休日・夜間の救急医療体制の確保に努めていますが、昨今、救急医療機関での受診が増加していることから、救急が必要な患者すべてに十分な医療が行き届くよう、一人ひとりの適切な受診行動が求められています。

国立駿河療養所については、入所者の医療や住環境の確保とともに、既存施設の将来に向けた利活用の方向性に関する検討を進展させていくことが求められています。

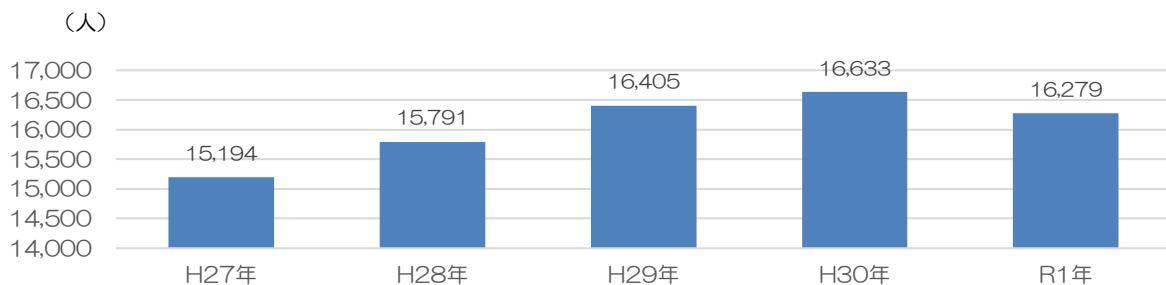
※1 駿東田方保健医療圏域：御殿場市を含む県東部6市4町にまたがる圏域。

□ 関連計画

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律
- 国立駿河療養所将来構想案

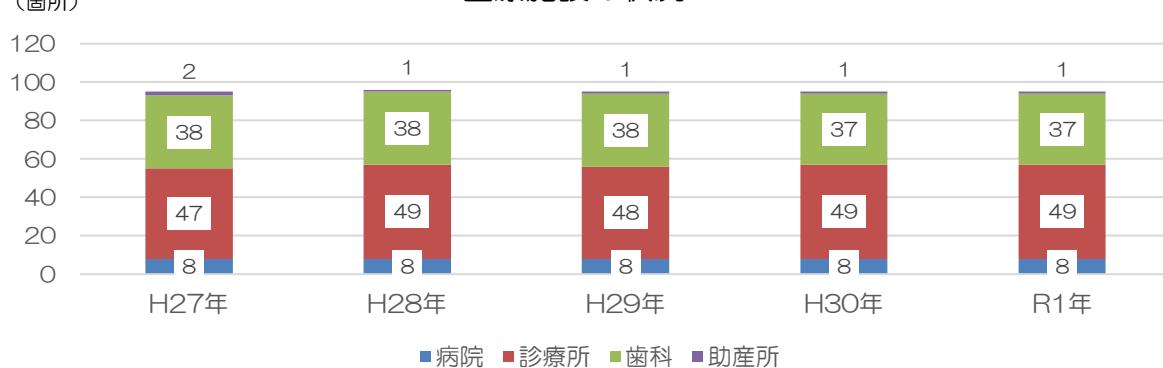
□ 現状データ

救急医療センター利用状況



出典:御殿場市救急医療課

医療施設の状況



出典:御殿場市救急医療課

■ 政策の目標

- ◆ 市民がいつでも安心して必要な医療サービスが受けられる環境を整えます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
市内の医師の総数		117人 (H30)	150人
市内の薬剤師の総数		245人 (H30)	320人
平日夜間・休日昼夜に 診療を行う小児医療機関数		1 (R1)	3

■ 施策

(1) 医療体制の整備・充実

救急医療センターは、初期救急医療の窓口として休日・夜間に対応し、専門的な機能を持つ第

二次救急医療施設^{※2}との役割分担と連携を進めます。

かかりつけ医から高度医療機関までの役割分担について、段階を追った救急医療体制の計画的かつ体系的な整備を推進するとともに、診療需要の高い科目は、御殿場市医師会との連携により、充実、強化に努めます。

※2 第二次救急医療施設：地域の病院がグループをつくり、輪番制で休日・夜間に重症救急患者を受け入れて入院治療を行うもので、原則として初期医療施設からの転送患者を受け入れる。

（2）救急医療体制の強化

安定した救急医療体制を維持するため、駿東田方保健医療圏域において、救急医療センター、行政、医療機関、消防などの連携強化を図ります。

また、第二次救急医療施設の人材確保や、対処が困難な特定の疾病における専門医を登録、派遣する「ドクターバンク事業」などを推進します。

（3）災害時医療救護体制の整備

地震や風水害などの災害時、また、新型ウイルスの蔓延などに備え、医師会、薬剤師会、歯科医師会、助産師会などの関係機関と連携し、迅速かつ臨機応変な対応ができる医療救護体制の整備を図ります。

（4）医療関連人材の育成・確保

医療関連人材の育成、確保のため、医療関係従事者修学資金制度の充実や、御殿場看護学校の支援に努め、市民が求める安全な医療の充実を図ります。

（5）在宅医療の促進

市民一人ひとりのライフステージに対応した医療・介護が提供されるよう、在宅医療と介護の連携した支援を推進し、医療・介護のサービス提供体制の構築に努めます。

（6）国立駿河療養所と地域の連携

国立駿河療養所と地域の良好な関係を築くとともに、入所者の意向に寄り添い、安心して暮らせるよう、療養所内の医療や住環境の向上を国に要望し、施設・設備を最大限有効に活用できるよう、新たな連携を図ります。

また、偏見や差別のない社会を築くため、全国のハンセン病療養所所在市町とも積極的に情報交換し、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図ります。

2-3 健康づくりの促進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

しごと	ひと	少子化	安心	地域
a.直接死を 防止する	b.救助救急 活動の確保	c.行政機能 の確保	d.情報通信 機能の確保	e.経済活動を 機能させる
f.ライフライン の早期復旧	g.二次災害を 防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域 成長の両立	

SDGsにおける位置付け

国土強靭化計画における位置付け

■ 現状と課題

健康で生きがいを持って暮らすためには、健康寿命の延伸、生活の質の向上、介護医療費の抑制などが必要です。

一方、健康を維持、増進するためには、自分に合った健康づくりの方法を見つけ、健康への取組を続けていくことが重要です。

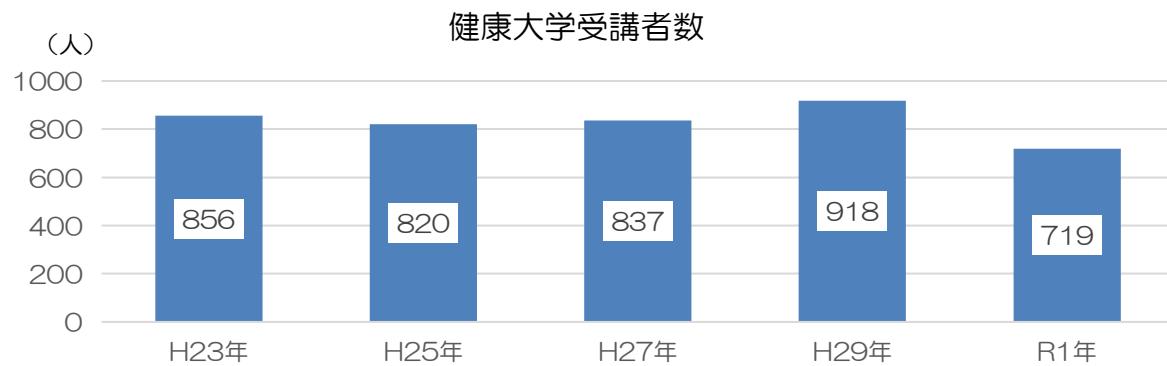
本市においては、健康増進計画や食育推進計画に基づき、適切な情報の発信や、健康づくりのための人材確保などを進め、市民の健康の維持、増進を図っていくことが求められています。

また、家族、地域の中で相互に支えあい、健康で暮らすことのできる環境づくりが重要です。

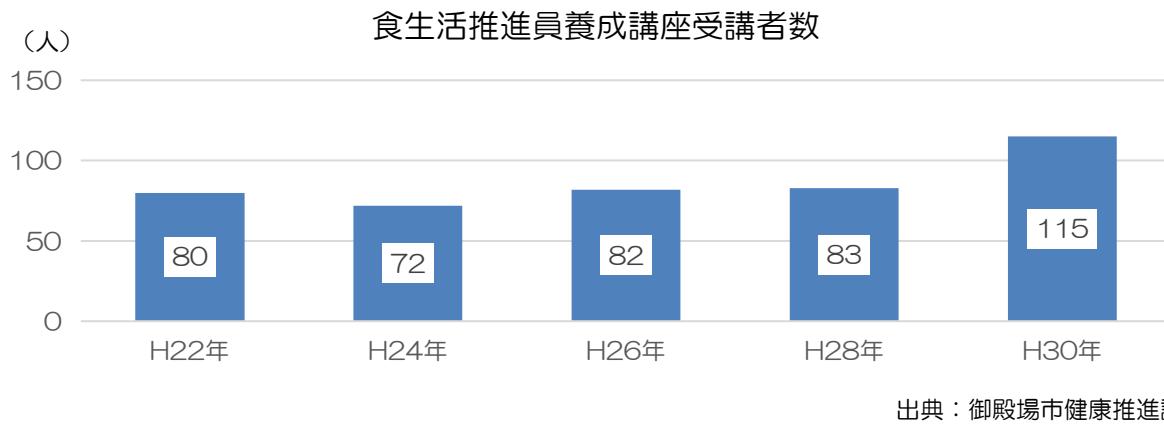
□ 関連計画

- 御殿場市健康増進計画
- 御殿場市食育推進計画
- 御殿場市歯科口腔保健計画
- 御殿場市子ども・子育て支援事業計画

□ 現状データ



出典：御殿場市健康推進課



■ 政策の目標

- ◆ 自分の健康は自分で守るという市民一人ひとりの健康意識の高揚に努めます。
- ◆ すべての地域住民が健康でいきいきとした暮らしができるよう社会環境を整えます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
健康づくり食生活推進員の数		36人 (R1)	36人
健康大学講座受講者数	隔年実施	719人 (R1)	720人

■ 施策

（1）健康づくり活動への支援

御殿場市健康増進計画に基づいて、早世※1予防や介護予防等の事業を展開し、個人及び地域の健康づくりのための活動を支援します。

また、健康マイレージ事業を継続するとともに、協力店舗数拡大に努めます。

※1 早世：早くに亡くなること（65歳未満の死亡）。

（2）食育※2の推進

御殿場市食育推進計画に基づき、食に関する知識の啓発、地産地消などに取り組みます。

また、共食※3を推進し、食を通じたコミュニケーションの機会の充実を図るとともに、食品口の改善などに努めます。

※2 食育：国民の一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身につけるための学習などの取組のこと。

※3 共食：一人で食べるのではなく、家族や友人、職場の人や地域の人など、だれかと共に食事をすること。

(3) 健康に関する関係機関や地域との連携

一人ひとりが健康的な生活を送ることのできる地域社会の実現に向け、地域で活動する組織や関係機関との連携を強化します。

(4) 健康づくりのための人材の確保・育成

健康づくりを推進するため、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、運動指導士、臨床心理士などの専門職の確保と資質の向上を図ります。

また、地域で健康づくりのために活動する人材の育成と支援に努めます。

2-4 保健衛生の充実

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

しごと	ひと	少子化	安心	地域
a.直接死を 防止する	b.救助救急 活動の確保	c.行政機能 の確保	d.情報通信 機能の確保	e.経済活動を 機能させる
f.ライフライン の早期復旧	g.二次災害を 防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域 成長の両立	

SDGsにおける位置付け

国土強靭化計画における位置付け

■ 現状と課題

本市においても核家族化や高齢化の進行が進み、高齢者の一人暮らしや高齢者世帯が増加しています。寝たきりや認知症で介護が必要な家族の抱える問題は深刻であり、介護予防事業や各種相談窓口の充実など、行政と地域で支えていくことが必要となっています。

また、成人期においては、がんや生活習慣病の増加が大きな課題であり、検診などによる疾病の早期発見、早期治療及び重症化予防対策が重要です。子どもの頃からの正しい生活習慣の定着や、早い段階での生活習慣改善など、予防に向けた取組が求められます。

こころの健康に関する問題については、多種多様な要因が関わりあうため、身近な相談の場や多様な支援が求められます。

市民一人ひとりが健康で安心して暮らしていくために、ライフステージに応じた保健事業の一層の展開を図っていくことが必要です。

□ 関連計画

- 御殿場市健康増進計画（歯科口腔保健計画）
- 御殿場市自殺防止計画

□ 現状データ

事業名／年度	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
1歳6か月児健診受診率	97.8%	94.9%	97.8%	100.0%	99.2%	97.3%
3歳児健診の受診率	95.2%	95.5%	98.0%	99.1%	98.6%	98.0%
麻しん風しん混合（MR） 1期接種率	97.0%	98.4%	98.6%	97.2%	97.6%	97.7%
がん検診受診者数 (子宮がん検診)	5,277人	5,190人	5,242人	5,109人	4,728人	4,507人
がん検診受診者数 (肺がん検診)	9,987人	9,806人	9,815人	9,399人	8,625人	8,360人

出典：御殿場市健康推進課

■ 政策の目標

- ◆ 市民のライフステージに応じた、生涯にわたる心身の健康管理体制づくりに努めます。
- ◆ 健康診断・各種検診、相談を充実させ、生活習慣病改善の支援に努めます。
- ◆ 感染症予防のための予防接種や情報提供など、幅広い対応ができる体制づくりに努めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
1歳6か月児健診受診率		97.3% (R1)	98.0%以上
3歳児健診の受診率		98.0% (R1)	98.0%以上
麻しん風しん混合（MR） 1期接種率		97.7% (R1)	98.0%以上
子宮がん検診受診率		72.6% (H29)	73.0%以上
肺がん検診受診率		44.2% (H29)	45.0%以上

■ 施策

（1）母子保健の充実

子どもの健やかな成長と母の健康を支援するため、妊娠から出産、子育て期を通じた切れ目ない支援として、子育て世代包括支援センター「ママサポごてんば」と、各種乳幼児健診、相談、訪問など母子保健事業の一層の充実を図ります。

また、不妊や不育症に悩む夫婦の経済的、精神的負担軽減のための支援制度を継続して実施していきます。

（2）学校保健の充実

児童・生徒が、元気に学校生活を送るため、学校医との連携により、健康診断や検診、学校専門相談医制度、教育相談事業などを充実させるとともに、学校の授業を通じて、自己の健康管理に関する教育を推進します。

（3）成人保健の充実

特定健診やがん検診などを実施し、疾病の早期発見、早期治療、重症化予防に努めます。

また、健康啓発事業を推進し、正しい生活習慣の重要性について広く啓発していきます。

(4) 職域保健への支援

職場における健康管理、健康づくりについて関係機関と連携し側面から支援します。

(5) 歯科保健の充実

2歳児健康相談等でフッ化物塗布を実施するなど、妊婦、幼児期、児童、生徒、成人、高齢者や障害のある人などの歯科健診、歯科指導を強化します。

また、糖尿病などの全身疾患^{※1}と相互に関係がある、歯周疾患^{※2} やオーラルフレイル^{※3} 予防のため、歯や口腔ケアの知識などの普及に努めます。

※1 全身疾患：狭心症、心筋梗塞、脳梗塞、糖尿病等。

※2 歯周疾患：歯を支える組織（歯肉、歯根骨、セメント質、歯槽骨）が細菌に感染し、炎症等を起こす疾患。

※3 オーラルフレイル：口から食べ物をこぼす、ものがうまく呑み込めない、活舌が悪くなる等といった軽微な衰えを見逃した場合、全身的な機能低下が進むこと。

(6) 感染症対策の推進

国や県の動向を把握し、定期予防接種の接種率の維持向上を図ります。

また、新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどパンデミック（世界的大流行）を引き起こす感染症に関する情報提供に努め、「新しい生活様式」など感染症予防に関する正しい知識の普及と実践に努めます。

(7) 心の健康管理の充実

御殿場市自殺防止計画に基づき、ゲートキーパー^{※4} の養成を図り、こころの健康の支援を推進します。

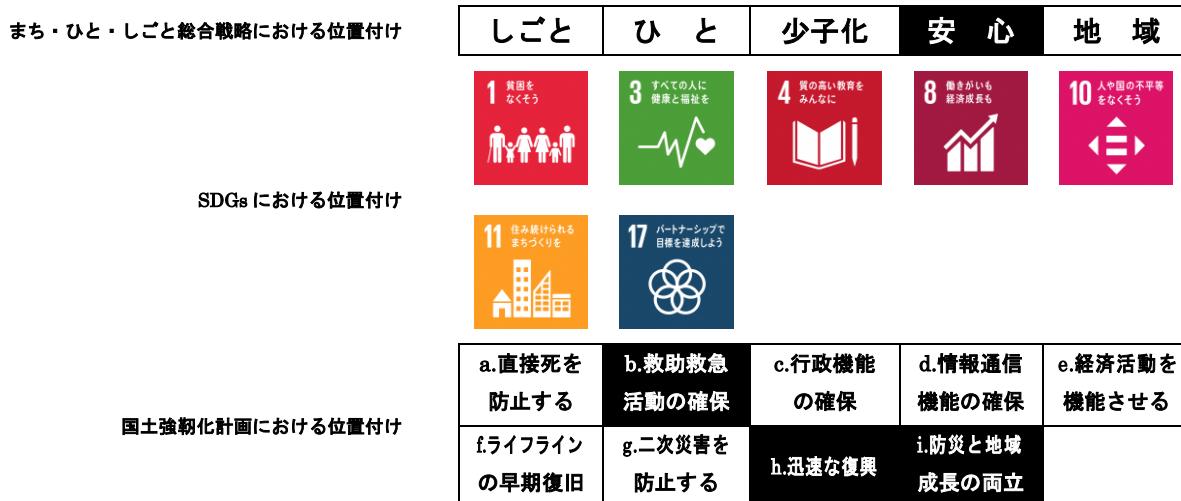
※4 ゲートキーパー：身近な人の変化に気づき、自殺を考えている人、悩んでいる人の話を聴き、適切な相談窓口へつなぎ、見守っていく役割が期待される人。

(8) 保健センター機能の充実

保健衛生に関する各種施策を推進するための拠点である保健センターの機能の充実を図ります。

また、市民の健康を守るため、健康管理システムをさらに充実します。

2-5 支え合う地域福祉の構築



現状と課題

市民の生活様式や価値観の多様化などに伴い、住民相互のつながりが希薄化する一方、地域の支えや見守りを必要とする人たちが増加しています。このため、だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域福祉に対する住民意識の向上と福祉環境の整備が求められています。

また、高齢化が進むなか、生活保護を受給する高齢者世帯が増えています。さらに、稼働年齢層（15歳以上65歳未満）における非正規雇用者の経済的な困窮、ひきこもり、8050問題※などの複合的な課題を抱える世帯も増加傾向にあります。相談者一人ひとりの希望を尊重し、その能力を生かすことで、市民だれもが活躍できる社会構築のための支援が求められています。

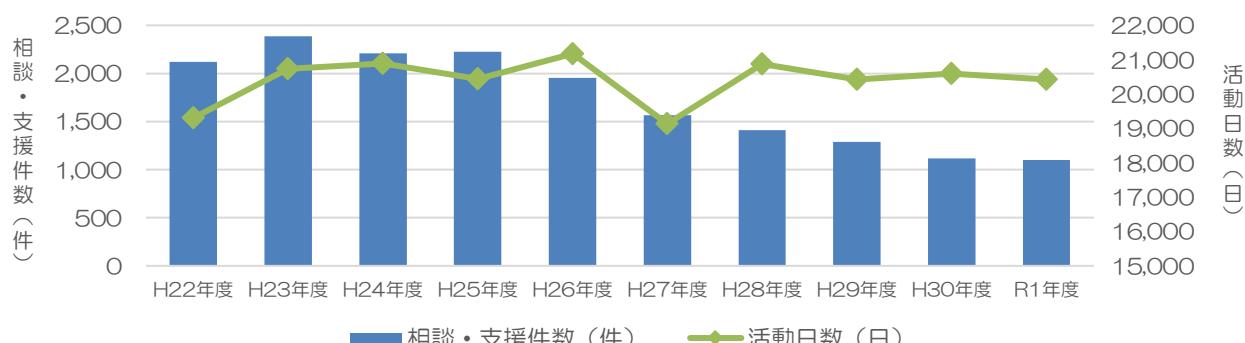
※ 8050問題：80代の高齢の親と、50代の引きこもりの子が同居する家族における問題のこと。

□ 関連計画

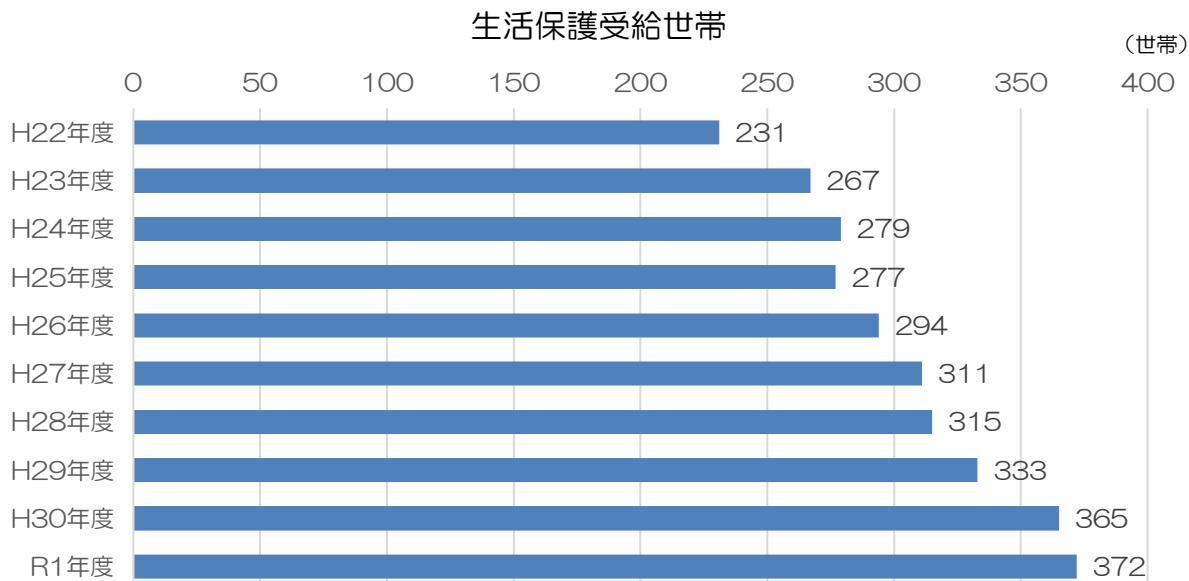
- 御殿場市地域福祉計画

□ 現状データ

民生委員児童委員の活動状況



出典：御殿場市社会福祉課



出典：御殿場市社会福祉課

■ 政策の目標

- ◆ 行政だけでなく、市民の理解・協力・参加を促進し、地域住民が主体性を持った地域ぐるみの福祉活動の展開を図ります。
- ◆ 地域福祉を担う団体やリーダーとなる人材の育成・確保に努めます。
- ◆ 生活困窮者、低所得者に対し、一人ひとりの心身・経済状況に応じた必要な支援を行うとともに、個人の特性、能力に応じた自立を支援します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
市民交流センター一日単位稼働率	3月末日時点	91.0% (R1)	95.0%

■ 施策

（1）福祉教育の充実と支えあう意識の醸成

地域福祉計画に基づき、学校などにおける福祉教育の充実と、地域におけるあいさつや声かけ活動の支援、より多くの住民が交流、参加できる機会や場所の情報提供等、地域で支えあう社会の構築に向けた意識の醸成を図ります。

（2）地域福祉団体の活動支援

地域福祉推進委員会など、地域における福祉関係団体を育成することにより、地域における福

祉課題への取組に加え、災害時においてもそれぞれが役割を分担し、連携して対応ができるよう支援します。

また、こうした団体の活動拠点として、地域の公民館や市役所各支所、市民交流センター内の市民活動室やボランティアビューローなどの利用を促進し、活動の推進を図ります。

（3）地域福祉ネットワークの整備

福祉のほか、保健、医療、教育、住宅、労働などの各分野、関連する地域団体・組織などのネットワーク化を図り、地域全体で福祉を担う体制を整えるとともに、福祉に関する総合的な相談、情報提供体制の充実を図ります。

また、地域福祉の専門的人材の育成や福祉ボランティアの養成など、多様化する福祉ニーズに対応していくための人材育成を図ります。

（4）生活困窮者への自立支援

生活困窮や、ニート、ひきこもり、またはその恐れのある個人・世帯に対し、経済的な自立のみならず、自立した日常生活、社会生活を送るための相談、支援を行います。

（5）低所得者の自立促進

経済的困窮の度合いに応じ、生活保護などによる必要な支援を行うとともに、関係機関と連携し、経済的自立を促進します。

2-6 安心できる高齢者福祉の充実

まち・ひと・しごと総合戦略における位置付け

し ご と	ひ と	少 子 化	安 心	地 域
-------	-----	-------	-----	-----



SDGsにおける位置付け



国土強靭化計画における位置付け

a.直接死を防止する	b.救助救急活動の確保	c.行政機能の確保	d.情報通信機能の確保	e.経済活動を機能させる
f.ライフラインの早期復旧	g.二次災害を防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域成長の両立	

現状と課題

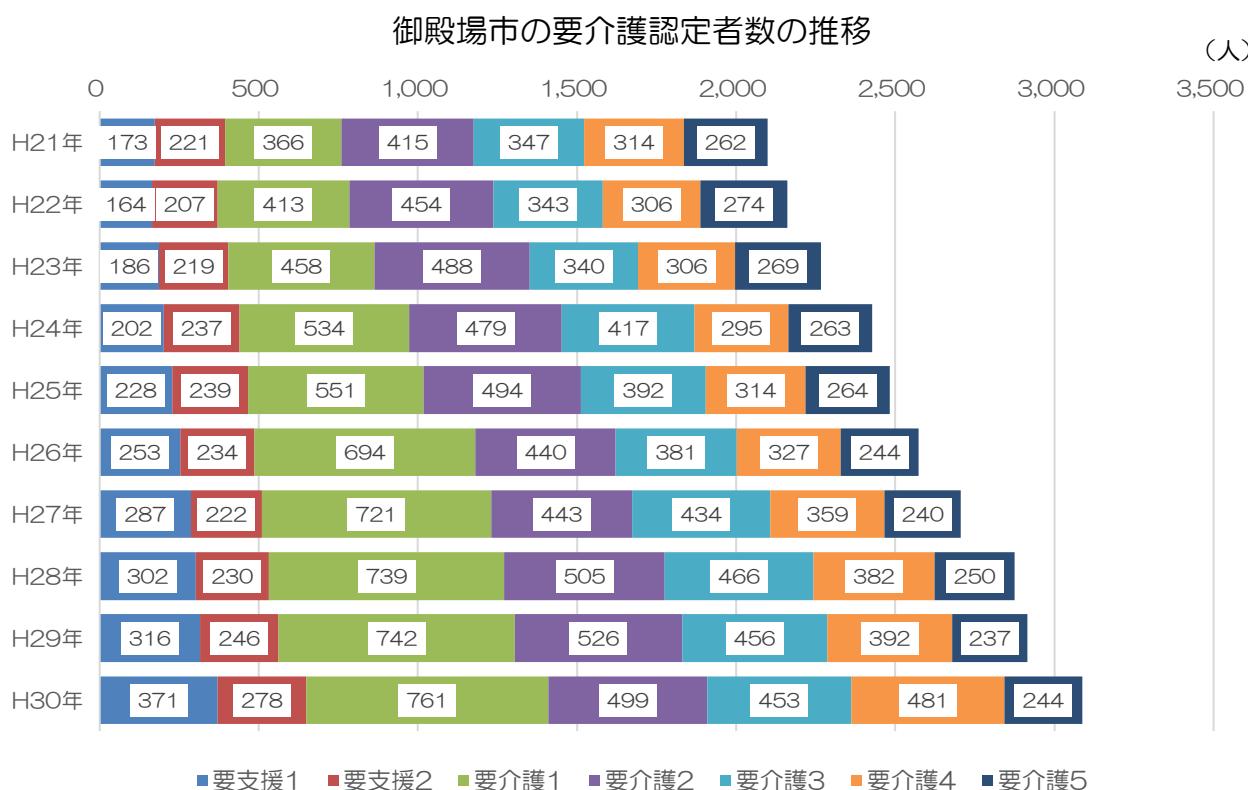
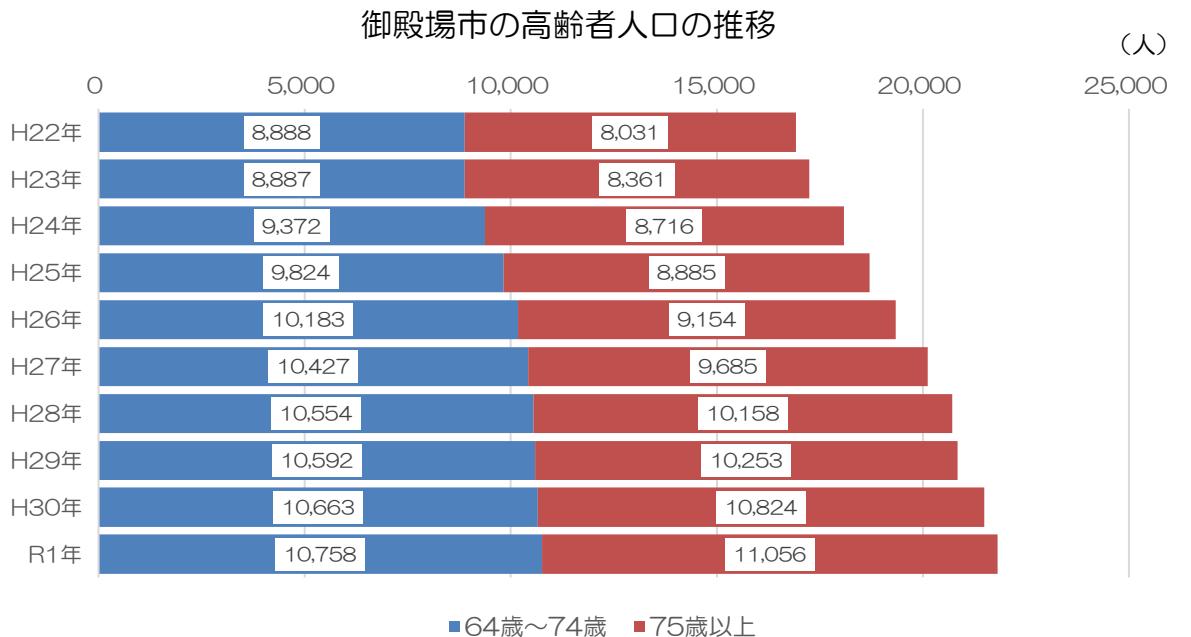
本市においても高齢化率は年々上昇しており、高齢者が健康で豊かな生活を送るために、一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という強い気持ちで、介護予防や生きがいづくりなどに取り組んでいくことが重要です。

また、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を、なお一層推進していくとともに、地域全体で高齢者を見守り、支えあう仕組みづくりやサービスの充実が求められています。

□ 関連計画

- 御殿場市高齢者福祉計画
- 御殿場市介護保険事業計画
- 御殿場市成年後見制度利用促進基本計画
- 御殿場市地域福祉計画

□ 現状データ



出典：御殿場市長寿福祉課

■ 政策の目標

- ◆ 高齢者の社会参加の促進と自立生活を支援します。
- ◆ 介護予防の取組を強化します。
- ◆ 高齢者のニーズに応じたサービスの充実を図ります。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
訪問看護サービスを実施する介護事業所数		3 事業所 (R1)	5 事業所
小規模多機能型居宅介護サービスを実施する介護事業者数		2 事業所 (R1)	3 事業者
認知症サポーター養成講座受講者数（延べ人数）		10,592 人 (R1)	14,800 人

■ 施策

（1）地域包括ケアの推進

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるよう、医療・介護・福祉などのサービスを一体的に提供できる体制づくりを一層推進します。

（2）介護予防の推進と自立生活の支援

介護事業所による既存のサービスの拡充に加え、地域住民が主体となり介護予防などに取り組む活動を支援します。

（3）高齢者保健の充実

高齢者の保健事業と介護予防事業を一体となって実施することで、認知症やフレイル^{※1}などの予防を強化し、市民の健康寿命の延伸を図ります。

※1 フレイル：加齢により心身が老い衰えた状態のこと。

（4）社会参加の支援と生きがいづくりの推進

地域における人ととのつながりを通じて、住民が運営する通いの場^{※2}を充実させていく取組を推進します。

また、健康寿命の延伸と高齢者の社会参加を進めるため、高齢者団体などの活動を支援するとともに、市民交流センターを有効に活用し、世代間の交流を促進します。

シルバー人材センターの充実とワークプラザの積極的な活用を図り、高齢者の就労と社会参加を促進します。

※2 通いの場：地域に住む高齢者が定期的に集まり、様々な活動を通じて仲間と楽しんだり、リフレッシュしたりすることで、日々の生活に活気を取り入れてもらうための取組。

（5）認知症高齢者の支援

認知症の人やその家族が地域で安心して暮らしていくために、見守り体制の整備を進めるとともに、認知症の人の意思や家族の思いを尊重し、地域全体で支援していきます。

（6）高齢者の権利擁護

高齢者虐待防止に向けた取組の充実を図るとともに、虐待の早期発見に努め、適切な対応を図っていきます。

また、成年後見制度の普及啓発に努め、利用を促進します。

（7）介護保険事業の安定した運営

介護保険事業の安定した運営のため、介護保険サービスの提供体制を整備しつつ、適切なサービス提供に努めます。

2-7 自立に向けた障害者福祉の充実

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

しごと	ひと	少子化	安心	地域
SDGsにおける位置付け				
a.直接死を防止する	b.救助救急活動の確保	c.行政機能の確保	d.情報通信機能の確保	e.経済活動を機能させる
f.ライフラインの早期復旧	g.二次災害を防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域成長の両立	

国土強靭化計画における位置付け

現状と課題

障害のある人や、障害者福祉についての関心や理解が徐々に広がりつつあります。障害のあるなしにかかわらず、共に暮らし共に活動できるノーマライゼーションの理念に基づき、相互理解のもとで、ともに地域社会で生活していくことがより重要になります。

そのため、地域で安心して自立した生活を送ることができる体制づくりや、障害のある人が自らの能力を発揮し、社会に参加・貢献できる環境づくりが、一層求められています。

□ 関連計画

- 御殿場市障害者計画
- 御殿場市障害福祉計画

□ 現状データ

就労移行支援、就労継続支援サービスの利用者数・サービス量（各年度3月の実績数値）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
就労移行支援	利用者数 サービス利用量	7人 126人日	10人 175人日	22人 330人日	20人 371人日	18人 390人日	17人 301人日	15人 291人日	12人 268人日
就労継続支援 A型	利用者数 サービス利用量	18人 348人日	24人 469人日	25人 531人日	26人 505人日	39人 772人日	43人 875人日	45人 967人日	49人 1,022人日
就労継続支援 B型	利用者数 サービス利用量	121人 2,077人日	128人 2,317人日	134人 2,620人日	146人 2,789人日	159人 3,058人日	162人 3,101人日	239人 4,461人日	200人 3,796人日

出典：御殿場市社会福祉課

政策の目標

- ◆ 障害に対する正しい理解と誤解・偏見の解消に努め、障害のある人が暮らしやすいまちづくりを推進します。
- ◆ 障害の状況やニーズに応じた、障害者福祉サービス等の提供に努めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
地域生活移行者数	平成17年からの累計	26人 (R1)	32人
就労継続Bからの一般就労移行者数	平成21年からの累計	25人 (R1)	29人

■ 施策

（1）障害のある人に対する正しい理解の啓発

障害のある人に対する理解と認識を深めるために、継続的な啓発活動や学校における福祉教育等を推進します。

また、成年後見制度等、障害のある人の権利擁護についての啓発を図ります。

（2）障害者福祉に関する相談体制と障害福祉サービスの充実

障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、相談窓口を明確にし、支援や情報提供を行える相談体制を整備します。

また、障害者福祉サービスの充実を図り、障害者のニーズに対応した必要なサービスが提供できるよう努めます。

（3）障害のある人の就労支援と生活の安定

障害者雇用についての正しい理解を深めるための啓発を行うとともに、障害のある人の、一般就労移行、就労定着支援、福祉就労における工賃向上に取り組みます。

また、住み慣れた地域で安心して生活するために、居住場所の確保に努めます。

（4）障害のある人の社会参加・活動の支援

障害のある人の文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加を推進するとともに、就労支援など、障害のある人の社会参加を推進します。

また、これを支えるボランティア団体の活動への理解促進に努めます。

（5）障害のある人に対する保健・医療サービスの充実

障害のある人が、障害に応じたりハビリテーション等を身近な地域で受けられる体制の整備を図るとともに、障害のある人に対する医療の充実に努めます。

2-8 保険・年金制度の周知と医療費の適正化

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

しごと	ひと	少子化	安心	地域
-----	----	-----	----	----

SDGsにおける位置付け



国土強靭化計画における位置付け

a.直接死を 防止する	b.救助救急 活動の確保	c.行政機能 の確保	d.情報通信 機能の確保	e.経済活動を 機能させる
f.ライフライン の早期復旧	g.二次災害を 防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域 成長の両立	

■ 現状と課題

国民健康保険は、加入者の高齢化が加速するなか、医療の高度化、雇用形態の多様化などにより、不安定な財政運営を余儀なくされています。

また、平成20年度にスタートした後期高齢者医療制度は、高齢者の増加に伴って医療費が年々増大し、現役世代の負担が増しています。人生100年時代を見据えるなか、高齢者の特性を踏まえた取組として、これまで制度ごと実施されてきた、保健事業と介護予防事業が、一体的に実施されることが必要になります。

国民年金制度は、度重なる改正により制度が複雑化しています。市民からの相談件数も増加しており、納付率を高めていくためにも、きめ細かな対応が必要です。

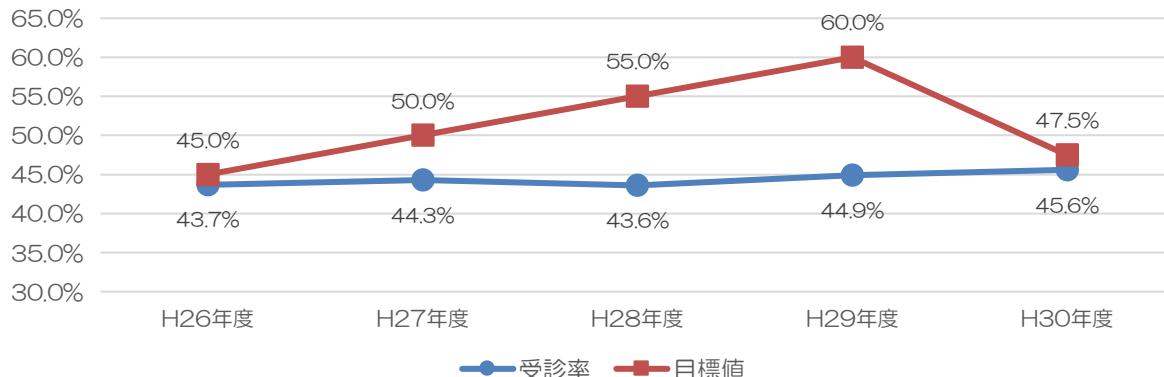
保険、年金制度の重要性や制度改正などについて、市民にとってわかりやすく周知を図るとともに、相談業務を充実していく必要があります。

□ 関連計画

- 御殿場市特定健康診査等実施計画

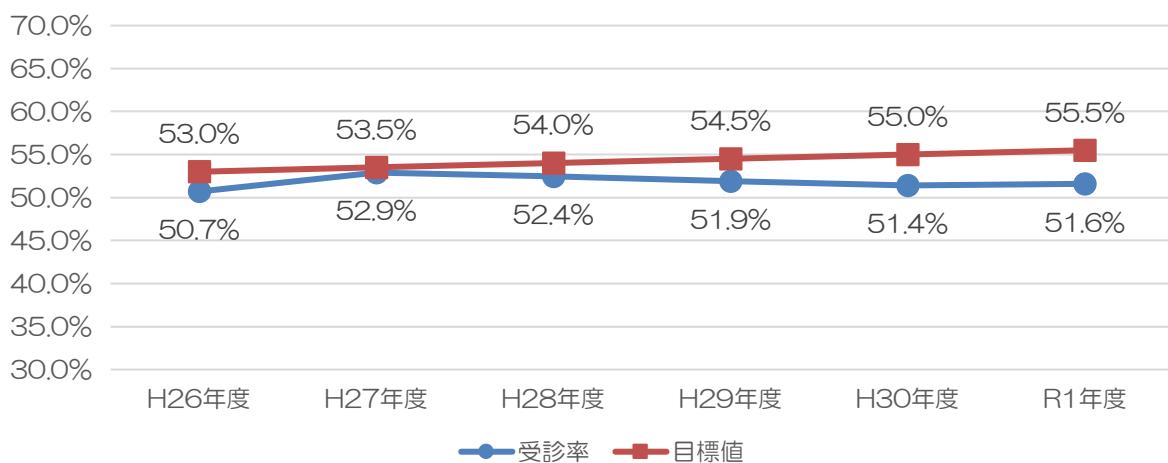
□ 現状データ

国民健康保険特定健康診査（法定報告値）



出典：御殿場市国保年金課

後期高齢者健康診査



出典：御殿場市国保年金課

政策の目標

- ◆ 市民が必要な医療を安心して受けることができるよう、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の周知に努めます。
- ◆ 生活習慣病の予防及び重症化を防ぐため、国民健康保険特定健康診査及び後期高齢者健康診査受診率の向上に努めます。
- ◆ 関係機関などと協力し、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施を推進します。
- ◆ 国民年金制度にかかわる、きめ細かな相談体制を確保することで、市民の制度に対する理解を深め、年金受給権の確保につなげていきます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
国民健康保険特定健診受診率		45.6% (H30)	60%
後期高齢者健康診査受診率		51.6% (R1)	60%

■ 施策

(1) 国民健康保険制度の周知と医療費の適正化

健康保険の未加入、二重加入などをなくし、適切な受診を促進するため、市民にわかりやすい広報に努めます。

また、加入者の健康寿命を延伸するため、特定健康診査受診の徹底を図るとともに、医療・健診データを活用した生活習慣病予防などの保健事業を推進し、医療費の適正化を図ります。

（2）後期高齢者医療制度の周知と保健事業の推進

生涯安心して医療が受けられるよう、引き続き後期高齢者医療制度の周知に努めます。

また、継続して健康診査などを実施し、高齢者の健康保持・増進を図ります。

（3）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

国の示す保健事業と介護予防事業の一体的な実施を推進するとともに、関係部署、機関と協力、連携して円滑に事業を実施する体制を整えます。

（4）国民年金制度の周知と相談体制の充実

専門の年金相談員の設置を継続し、きめ細かな相談体制を充実させます。

**政策方針3 安全で安心して暮らせるまちづくり
(防災・市民生活分野)**

3-1 危機管理体制の構築

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

しごと	ひと	少子化	安心	地域
				
SDGsにおける位置付け	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を	a.直接死を防止する b.救助救急活動の確保 c.行政機能の確保 d.情報通信機能の確保 e.経済活動を機能させる		
国土強靭化計画における位置付け	f.ライフラインの早期復旧 g.二次災害を防止する h.迅速な復興	i.防災と地域成長の両立		

■ 現状と課題

本市を取り巻く危機事案は、相模トラフ、南海トラフを震源とする大規模地震の切迫性、富士山噴火への新たな知見に基づく想定火口範囲の拡大、近年の風水害、土砂災害の激甚化などの自然災害だけでなく、国民保護事案、感染症対応など多岐にわたっています。危機事案発生時に的確に市民に情報を伝える方策を含め、これらに迅速かつ的確に対応する危機管理体制を構築していくことが必要です。

また、災害時に被害を最小限としするためには、自助・共助に基づく地域防災力の向上とともに、人材の育成や災害に対する知識の普及、意識の向上、訓練の充実、被害想定に基づく備蓄品や資機材の整備が必要です。

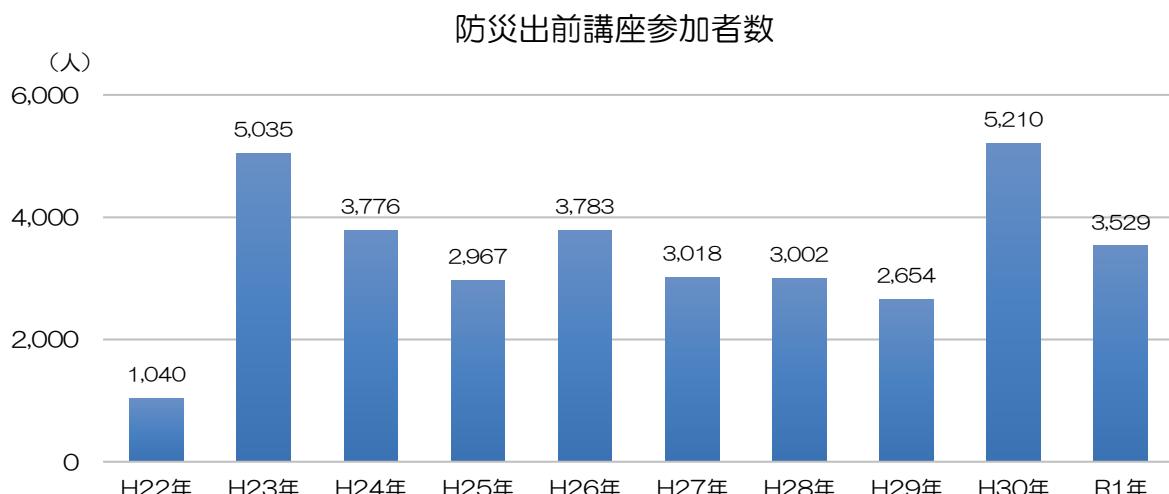
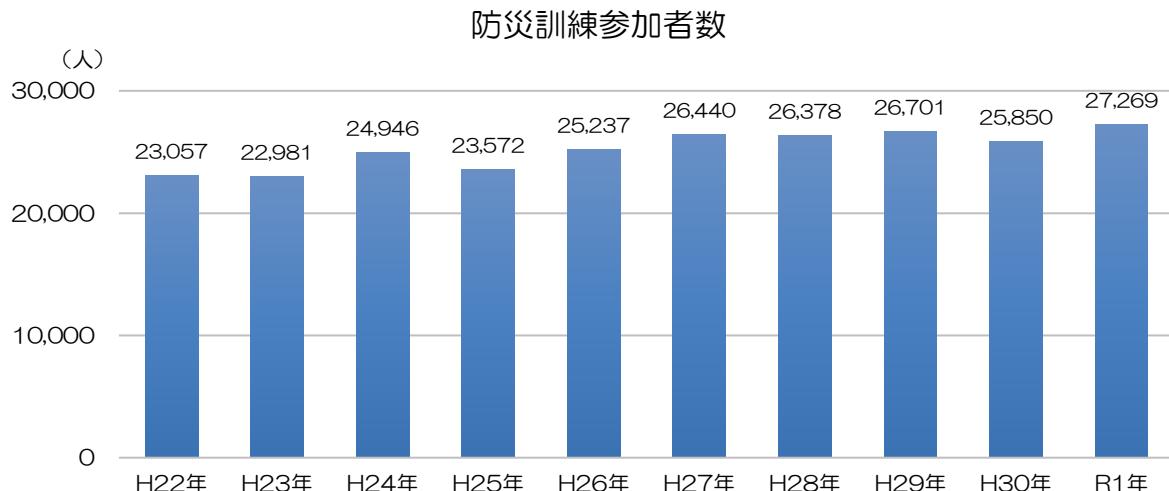
富士山噴火災害については、新たな知見に基づいた富士山ハザードマップによる広域避難計画を作成するとともに、関係機関と連携し実効性のある広域避難体制を確立する必要があります。

災害対策本部となる市役所庁舎については、本庁舎、東館ともに、庁舎の耐震性能は十分に確保されていますが、災害時における災害対応拠点機能や業務継続能力の維持のためには、庁舎の適切な管理・運用が必要になります。

□ 関連計画

- 御殿場市危機管理計画基本計画
- 御殿場市地域防災計画
- 御殿場市水防計画
- 御殿場市国民保護計画
- 御殿場市業務継続計画
- 御殿場市新型インフルエンザ等対策行動計画
- 御殿場市災害廃棄物処理計画

□ 現状データ



出典：御殿場市危機管理課

■ 政策の目標

- ◆ 多岐にわたる危機事案に対応した危機管理体制の構築に努めます。
- ◆ 地域防災力の強化を目的とした人材の育成や防災知識の啓発及び自主防災会の育成に努めます。
- ◆ 火山災害に備え、富士山火山防災対策協議会と連携した広域避難体制の構築を図ります。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
防災訓練参加者数	自主防災会からの 計画を集計	27,269 人 (R1)	35,000 人
防災出前講座参加者数	参加実人数の集計	3,529 人 (R1)	3,600 人

■ 施策

（1）危機管理体制の構築

地震、噴火、激甚化する風水害などに、迅速かつ的確に対応できるよう、御殿場市地域防災計画などについて、隨時見直していきます。

また、御殿場市業務継続計画を踏まえた訓練の実施により、災害時において実効性のある府内の体制を強化するとともに、災害後の復旧体制づくりに努めます。

新型インフルエンザ等の感染症への対応として、行動計画、マニュアル等に基づき、感染症の特性に応じた対策に努めます。

（2）地域防災力の向上

防災に関する意識啓発や知識の普及に努め、防災士など、人材の育成に努めます。

また、自主防災会と連携した訓練や研修の実施、資機材などの整備を推進し、地域防災力の向上に努めます。

（3）広域避難体制の推進

富士山噴火災害に対応した実効性のある広域避難計画を関係機関と協働して策定し、広域避難体制を確立するとともに、市民への広報に努めます。

（4）情報発信ツール及び資機材などの整備

災害時に重要な情報の発信・収集を迅速かつ的確に行うため、様々な情報発信・収集ツールの導入及び活用に努めるとともに、災害時に必要な資機材や備蓄品等の整備を推進します。

（5）公共施設などの耐震化の推進

災害時の拠点となる公共施設や道路、橋、水道施設などのインフラ施設の耐震性を高めるとともに、不特定多数の人が利用する民間施設や住宅の耐震化に努めます。

また、市役所庁舎については、適切な維持管理を行い、災害時拠点機能の維持を図ります。

3-2 消防・救急体制の強化

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

し ご と	ひ と	少 子 化	安 心	地 域
-------	-----	-------	-----	-----

SDGsにおける位置付け



国土強靭化計画における位置付け

a.直接死を 防止する	b.救助救急 活動の確保	c.行政機能 の確保	d.情報通信 機能の確保	e.経済活動を 機能させる
f.ライフライン の早期復旧	g.二次災害を 防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域 成長の両立	

■ 現状と課題

本市では、年間平均約25件の火災が発生しています。市民の生命や財産を守るため、防火意識の普及啓発を図り、火災の発生を防止していく必要があります。地域における消防、防災のリーダーとなる消防団員の確保も重要な課題です。

救急の面では、高齢化の進展に伴い、高齢者からの急病による出動要請件数は年々増加し、出動時間が延伸する市外の高度医療機関への転院搬送も増加しています。今後も出動件数の増加が見込まれるため、医師会や関係医療機関と連携を深め、救急体制を強化することが必要です。

また、大規模な自然災害への対応を視野に入れた、近隣消防本部などとの応援・連携体制を充実、強化することが重要です。

□ 現状データ

御殿場市 救急出動件数

(件)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
交通	332	401	366	350	299	339	290	285	324	303	272
一般	385	387	420	431	456	463	448	467	462	513	522
急病	1,541	1,642	1,679	1,738	1,723	1,801	1,859	1,969	2,005	2,123	2,166
その他	99	135	133	104	118	119	117	107	116	132	153
転院搬送	665	711	710	692	682	709	749	780	848	815	858
合計	3,022	3,276	3,308	3,315	3,278	3,431	3,463	3,608	3,755	3,886	3,971

出典：消防本部警防課

御殿場市 火災発生件数

(件)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
建物	14	7	17	17	8	13	15	10	15	8	9
林野	2		3	3	2	1				1	
車両	5	6	7	4	7	2	3	1	4	3	7
その他	13	6	11	5	5	4	11	4	12	7	7
合計	34	19	38	29	22	20	29	15	31	19	13

出典：消防本部警防課

政策の目標

- ◆ 火災を未然に防ぎ、出火率の低下に努めます。
- ◆ 救急出動の増加、高度化に対応するための体制を強化し、救命率の向上に努めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
消防団員数		370人 (R2 実員数)	396人
出火率 (人口1万人当たりの出火件数)	出火件数/人口×10,000	2.8件 (H27～R1 平均)	2.4件
生存率	心臓に原因があり、心肺機能停止の時点が目撃された傷病者の一ヵ月後生存率	10.5% (H27～R1 平均)	12.5%

施策

(1) 防火意識の普及・啓発

幼年消防クラブ活動などを通じて、幼少年期からの防火教育を充実するとともに、地域住民が参加する各種イベントでの防火指導や、不特定多数の人が利用する事業所への立入検査の実施により、防火意識の向上と防火体制の確立を図ります。

(2) 消防力の強化

各種災害に的確に対応できるよう、警防戦術及び車両資機材の高度化など警防体制の充実・強化を図ります。

消防指令システムの改修・更新や防火水槽などの消防施設を計画的に整備します。

また、地域における消防・防災のリーダーとなる消防団員の確保と活性化に向け、重要性を市

民に啓発していくとともに、団員の活動しやすい環境を整備していきます。

(3) 救急・救助体制の整備

高齢化の進展などに伴う救急出動の増加や、救急業務の高度化に対応するため、医師会やメディカルコントロール※協議会などとの連携を深め、救急体制を強化します。

また、大規模化・激甚化する災害において的確に人命救助するため、近隣消防本部などとの応援・連携体制など救助体制の充実・強化を図ります。

※ メディカルコントロール：救急救命士を含む救急隊員が実施する救急救命処置について、医師の指示、助言及び事後検証により医学的な観点から救急活動の質を保証すること。

(4) 大規模災害等に備えた広域連携体制の強化

地震や風水害をはじめとする大規模災害などへの備えを強化するため、近隣消防本部との応援・連絡体制に加え、緊急消防援助隊などを含めた広域的な連携体制の充実強化を図ります。

3-3 治山・治水対策の充実

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	しごと	ひと	少子化	安心	地域
SDGsにおける位置付け					
国土強靭化計画における位置付け	a.直接死を 防止する f.ライフライン の早期復旧	b.救助救急 活動の確保 g.二次災害を 防止する	c.行政機能 の確保 h.迅速な復興	d.情報通信 機能の確保 i.防災と地域 成長の両立	e.経済活動を 機能させる

■ 現状と課題

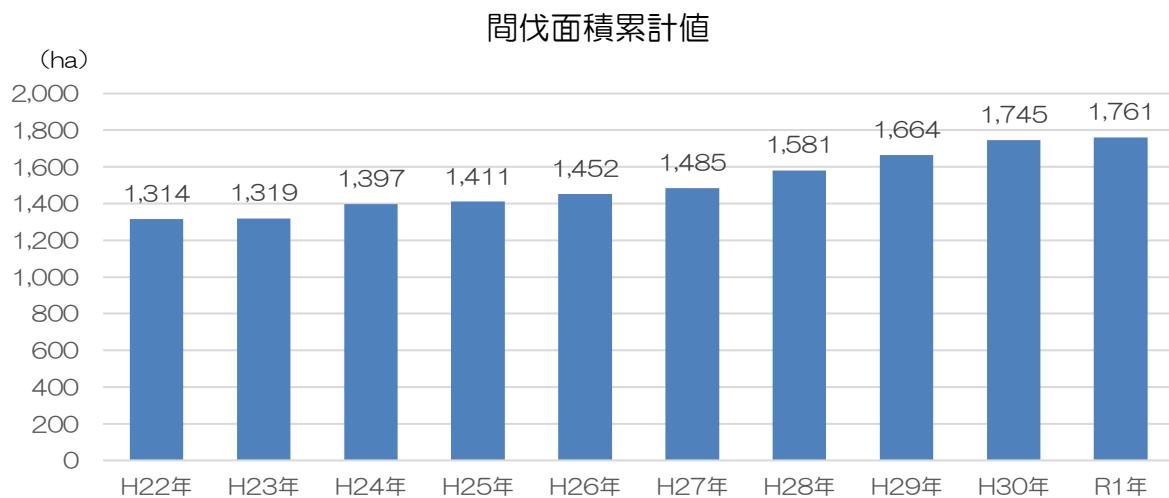
富士山と箱根山系の間に位置する本市においては、各山系における土砂崩壊と下流域への流出対策が必要であり、山地の適切な保全管理や、広大な面積を有する東富士演習場の荒廃による下流域への影響を防ぐことなどが求められています。これらへの対策として、森林機能の保全や治山施設の整備が重要です。

また、自然豊かな本市は、駿河湾、相模湾に注ぐ河川の源流域であり、景観や環境に配慮した治水整備が求められています。

□ 関連計画

- 御殿場市森林整備計画

□ 現状データ



出典：御殿場市農林整備課

■ 政策の目標

- ◆ 景観や環境に保全を配慮した、災害に強い治水事業を推進します。
- ◆ 治山・治水対策における、施設整備事業への取組を強化します。
- ◆ 森林保全のため、森林の適正な管理と整備への支援を強化します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
浸水被害防止の 河川改修施工箇所	令和3年度河川改修 計画数 10箇所の完了数	2箇所 (R3)	10箇所
年間間伐面積累計値	各年3月末日	1,761ha (R1)	1,870ha

■ 施策

（1）災害に強い山（森林）づくりの推進

森林組合及び林業事業者などとの連携により、計画的な森林整備を促進します。

また、国との連携により、演習場内の治山・治水対策事業、緑地帯設置事業を推進します。

（2）河川の改修及び維持管理

景観や環境の保全を考慮した河川の改修や維持管理を促進し、浸水被害の防止と良好な景観、環境の形成に努めます。

3-4 身近な地域の防犯の充実

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	しごと	ひと	少子化	安心	地域
SDGsにおける位置付け					
国土強靭化計画における位置付け	a.直接死を防止する f.ライフラインの早期復旧	b.救助救急活動の確保 g.二次災害を防止する	c.行政機能の確保 h.迅速な復興	d.情報通信機能の確保 i.防災と地域成長の両立	e.経済活動を機能させる

■ 現状と課題

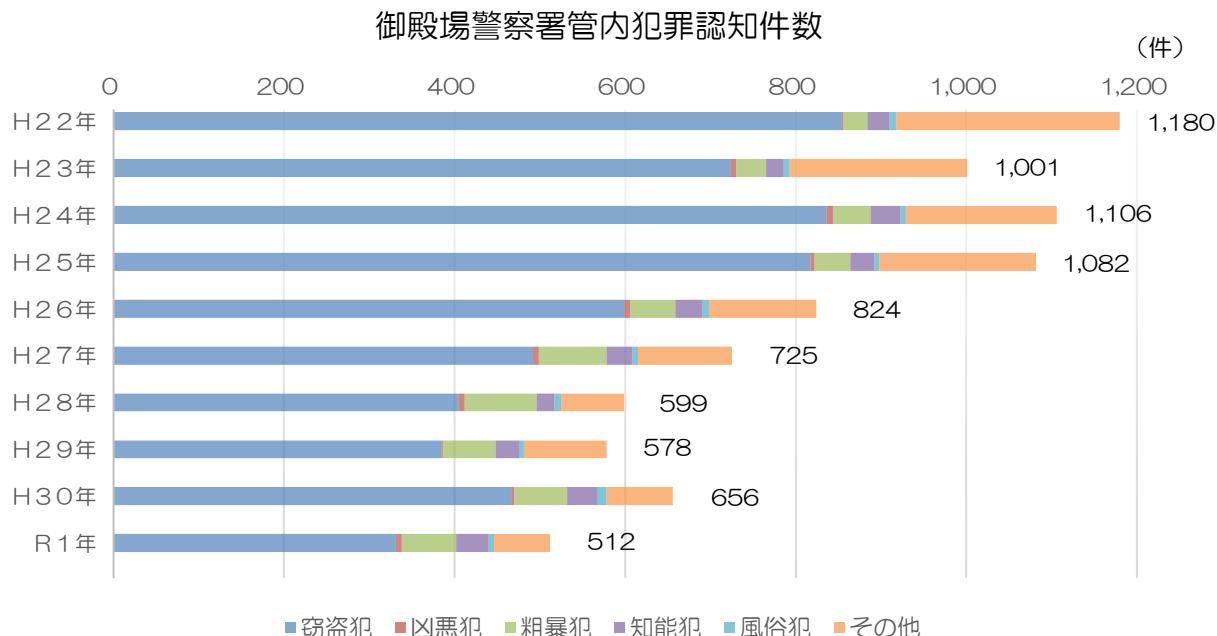
地域の自主的な防犯活動が展開されており、市内の犯罪認知件数※は減少していますが、空き巣や車上狙いなどの窃盗犯罪は後を絶ちません。また、振り込め詐欺などの知能犯罪は、全国的に被害額、被害件数ともに高く推移しており、依然として深刻な状況です。

そのため、警察、地域、家庭及び学校との連携を強めながら防犯意識を高め、防犯活動を展開するとともに、犯罪の起きにくい環境を整備するために、防犯施設の設置と維持を支援していく必要があります。

また、安全で安心なまちづくりを推進するため、事業所や店舗の協力を得ながら暴力団の排除を徹底することが重要です。

※ 犯罪認知件数：警察が被害届を受理した犯罪の件数。

□ 現状データ



出典：犯罪のあらまし（御殿場警察署・防犯協会）

■ 政策の目標

- ◆ 警察などの関係機関と連携し、啓発活動に努め、市民の防犯意識を高めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
刑法犯認知件数 (御殿場警察署管内)		512 件 (R1)	400 件
子ども声かけ事例の件数		17 件 (R1)	10 件

■ 施策

（1）防犯意識の向上と地域防犯活動の支援

警察や関係機関と連携して防犯教育や防犯キャンペーン等の啓発活動を実施し、犯罪の起きにくいまちづくりを進めます。

また、小学校単位で組織されている自主防犯活動団体の活動を支援します。

（2）防犯施設の整備

犯罪の起きにくい環境を構築していくために、各地域で設置される防犯灯の設置や維持、防犯カメラの設置を支援します。

（3）犯罪被害者に対する支援の充実

犯罪被害者支援のため、警察と連携して犯罪被害者の様々な相談に応じるとともに、支援に関する情報提供を積極的に行います。

（4）再犯防止の推進

再犯防止に関する機関との連携に努めるとともに、再犯防止のための広報、啓発活動を行います。

3-5 消費者の権利の尊重と自立の支援

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	しごと	ひと	少子化	安心	地域
SDGsにおける位置付け					
国土強靭化計画における位置付け	a.直接死を防止する f.ライフラインの早期復旧	b.救助救急活動の確保 g.二次災害を防止する	c.行政機能の確保 h.迅速な復興	d.情報通信機能の確保 i.防災と地域成長の両立	e.経済活動を機能させる

■ 現状と課題

インターネット販売や通信販売に関するトラブル、契約に関するトラブル、詐欺的悪質商法など、消費をめぐる問題は複雑化し、多岐にわたっています。

そのため、消費者の権利を尊重するための相談体制の強化や、消費者の自立を支援するための消費者教育を推進する必要があります。

市民が被害に遭わないよう、消費者保護と防犯の両面の連携した取組が求められています。

□ 関連計画

- 御殿場市消費者教育推進計画

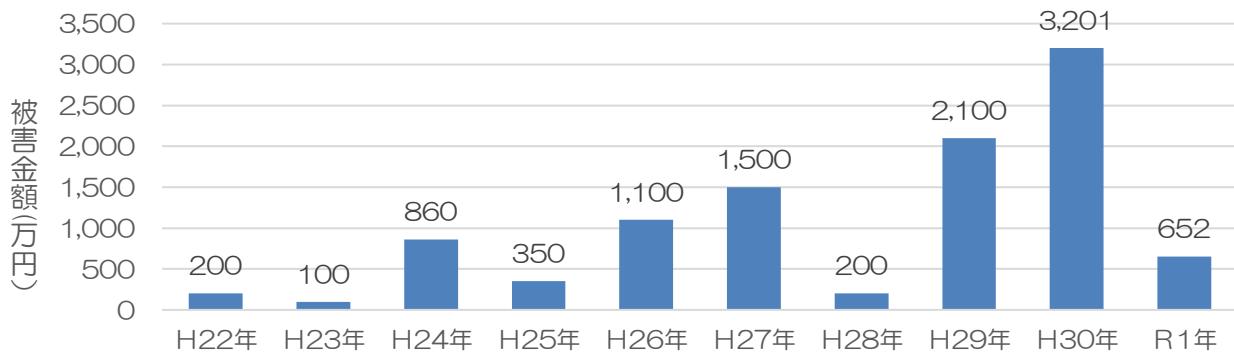
□ 現状データ

年度	消費生活相談件数 (件)	消費者教育・消費生活啓発講座等開催数※ (回)	消費者教育・消費生活啓発講座等参加者数※ (人)
H22年	861	41	1,403
H23年	886	39	972
H24年	846	36	1,342
H25年	870	36	1,445
H26年	1,005	41	1,690
H27年	866	38	1,594
H28年	902	34	1,401
H29年	945	38	1,510
H30年	950	59	2,959
R1年	690	66	2,152

※ H29年度までは、悪質商法対策講座開催件数・受講者数である。

出典：御殿場市くらしの安全課

振り込め詐欺被害状況



出典：犯罪のあらまし（御殿場警察署・防犯協会）

政策の目標

- ◆ 消費生活に関する相談体制の強化をし、また、警察など関係機関との連携により、消費者被害の防止に努めます。
- ◆ ライフステージに応じた消費者教育を行い、「自ら学び、考え、行動する消費者」育成に取り組みます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
消費者教育・消費生活啓発講座参加者数・回数		2,152 人 66 回 (R1)	2,200 人 70 回

施策

（1）消費生活センターの認知度向上と機能強化

様々な機会をとらえ、生活に役立つ情報の提供や啓発活動を行い、消費生活センターの認知度向上に取り組みます。

また、多様な相談事案に対応するため、消費生活相談員の能力向上に努めるとともに、警察、弁護士及び司法書士との連携を強化します。

（2）高齢者などの消費者被害防止

老人クラブや地域福祉関係団体などの活動機会をとらえ、警察など関係機関と連携した悪質商法対策講座を開催します。

また、適時適切に、同報無線や一斉メール、広報紙やコミュニティFMなど、様々な媒体を通じ、悪質商法の手口などに対する注意喚起を図ることで、消費者被害の防止に努めます。

（3）若者や子どもとその保護者に対する消費者教育の推進

学校や園、若者の集まる場を通じ、消費者教育コーディネーターによる消費生活に関する情報提供など、若者や子どもとその保護者への消費者教育を推進します。

3-6 交通安全の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

SDGsにおける位置付け

国土強靭化計画における位置付け

しごと	ひと	少子化	安心	地域
a.直接死を 防止する f.ライフライン の早期復旧	b.救助救急 活動の確保 g.二次災害を 防止する	c.行政機能 の確保 h.迅速な復興	d.情報通信 機能の確保 i.防災と地域 成長の両立	e.経済活動を 機能させる

■ 現状と課題

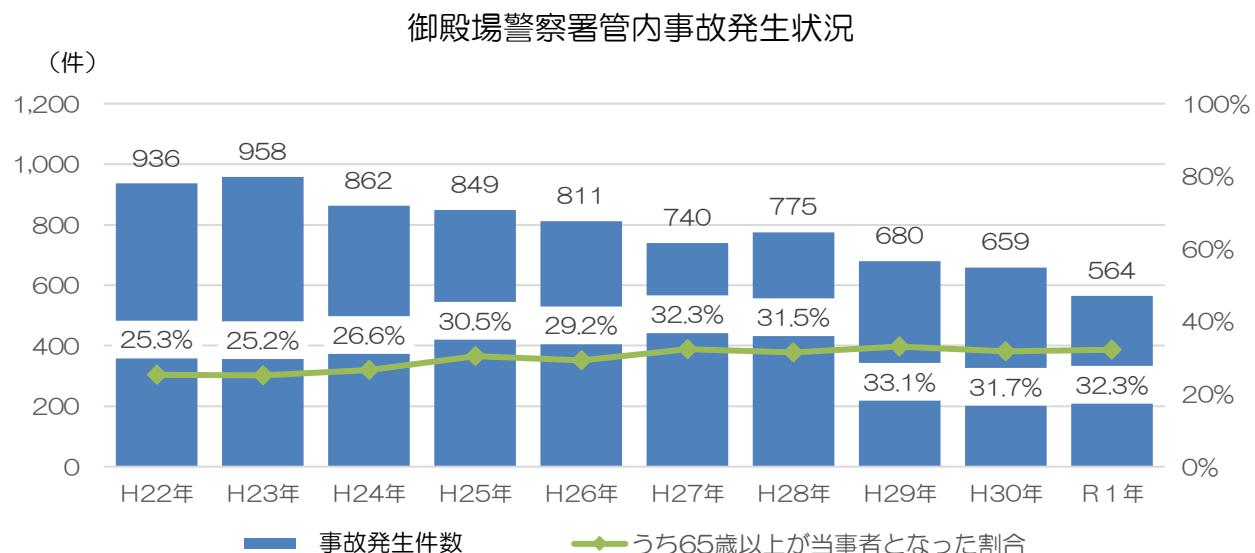
本市の交通事故件数は減少傾向にあります。依然として悲惨な交通死亡事故や人身事故、物損事故が発生しています。特に、交通事故件数に占める高齢者の割合は、約3割を占めています。高齢者をはじめ、幼児や児童への交通安全に関する啓発など、さらなる交通安全の推進が必要です。

また、近年、本市の車両通行量は増加しており、歩道の整備されていない道路における歩行者の安全確保が一層求められています。

□ 関連計画

- 御殿場市交通安全計画
- 御殿場市あんしん歩行エリア交通対策計画

□ 現状データ



出典：交通のあらまし（御殿場警察署外）

■ 政策の目標

- ◆ 高齢者への交通安全に関する啓発を強化します。
- ◆ 交通安全教育を通じて、交通安全意識の向上を図ります。
- ◆ 交通事故の発生しにくい施設の整備を図ります。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
交通事故件数・物損事故件数・死亡事故件数		人身 498 件 物損 2,685 件 死亡 4 件 (R1)	人身 480 件 物損 2,525 件 死亡 0 件
人身事故に対する高齢者事故の件数・割合		162 件 32.5% (R1)	150 件 31.25%

■ 施策

（1）交通安全教育・啓発の強化

関係機関と連携し、交通安全教室などの交通安全教育や交通安全啓発活動を強化します。

また、高齢者の運転免許証の自主返納制度の周知を図るとともに、中学生・高校生等の自転車マナー向上に向け、警察と連携して通学時の街頭指導を実施します。

（2）交通安全施設・設備の整備

安全な歩行空間を確保するため、区画線や歩道の設置などにより、通学路などの安全確保を図ります。

（3）交通障害の解消

交通の障害を解消するため、障害となる街路樹の剪定など適切な管理を行うとともに、民有地における庭木の剪定などを呼びかけていきます。

**政策方針4 富士山のように大きな心を持った人づくり
(教育文化分野)**

4-1 人を育む環境の充実

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

しごと	ひと	少子化	安心	地域
-----	----	-----	----	----

SDGsにおける位置付け



国土強靭化計画における位置付け

a.直接死を防止する	b.救助救急活動の確保	c.行政機能の確保	d.情報通信機能の確保	e.経済活動を機能させる
f.ライフラインの早期復旧	g.二次災害を防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域成長の両立	

■ 現状と課題

子どもや子育て世帯を取り巻く社会環境が大きく変化するなか、幅広い教育ニーズへの対応や、魅力的な教育環境の整備など、教育の現場に求められるものも多様化しています。学校などの教育現場では、「人間力と社会力」を核とした教育を基本に、御殿場市子ども条例の基本理念のもと、全ての子どもの幸せと健やかな成長に向けた取組が求められています。

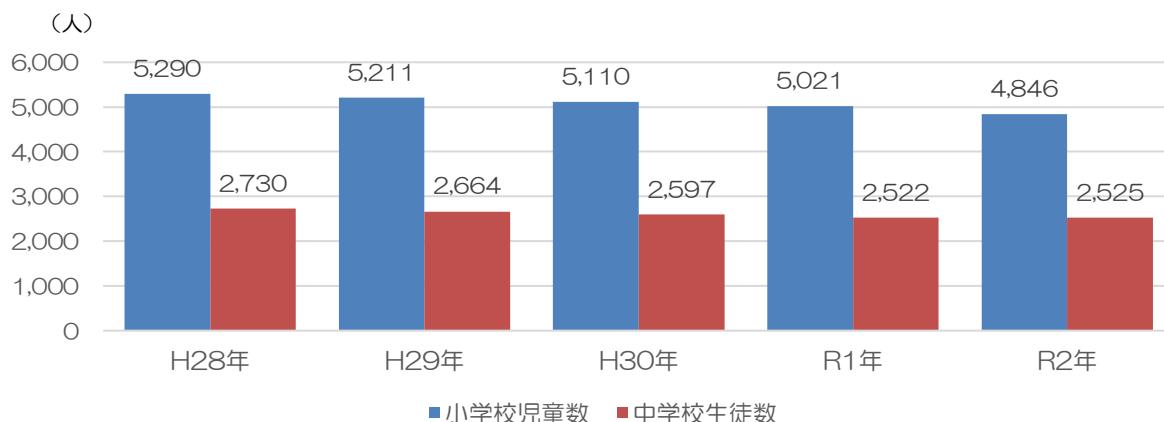
また、子どもの健やかな成長には、家庭教育力の向上や、幅広い年代の子どもを見守り、郷土愛を育む役割を担う地域との連携など、社会総がかりで子どもを育していくことが重要です。

□ 関連計画

- 御殿場市教育大綱
- 御殿場市教育振興基本計画
- 御殿場市情報化推進基本計画
- 御殿場市子ども条例行動計画

□ 現状データ

御殿場市小学校児童・中学校生徒数の推移



出典：御殿場市学校教育課

家庭教育学級生徒数

年度	家庭教育学級 学級生徒数
H27年	945人
H28年	918人
H29年	898人
H30年	842人
R1年	822人

出典：御殿場市社会教育課

■ 政策の目標

- ◆ 「豊かな感性、確かな知性、健やかな心身」を育む魅力ある教育の推進と、その環境整備に努めます。
- ◆ 家庭、地域、学校などが一体となって、市民総がかりで子どもの教育と青少年の健全育成を行います。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
近所の人に挨拶する、困っている人に手助けしようとする児童生徒の割合		93% (R1)	95%
あいさつ+「ありがとう」を学校・家庭や地域の方に言える児童生徒の割合		96% (R1)	97%
特別支援教育の校内支援体制の整備状況	特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育体制が有効に機能しているとする教職員数/ 全教職員数	81% (R1)	95%
学校の自己評価・学校関係者評価による教育課程の改善状況	学校の自己評価や学校関係者評価が教育課程の改善につながっているとする教職員数/全教職員数	97% (R1)	98%
教育指導センターの円滑な運営状況	教育指導員による指導が教師力向上に役立ったとする教職員数/対象教職員数	100% (R1)	100%

■ 施策

（1）乳幼児期における教育の充実

乳幼児期の健やかな育ちを支援することにより、質の高い幼児教育の提供を図ります。

また、未就園児やその保護者に対するサポートを進めるほか、小学校との連携、一貫教育の推進や地域との交流を促進します。

（2）人間力と社会力を核とした教育の充実

「豊かな感性」「確かな知性」「健やかな心身」を育成するため、人権教育や道徳教育、国際理解教育、ICT教育、健康教育などを推進し、個性や創造性を伸ばし、学ぶ意欲を育てる教育を充実させます。

また、心の教育副読本「ふじさんのように」などを活用した心の教育を充実させ、生き方や命の大切さを学ぶとともに、いじめ、不登校対策の充実を図ります。

（3）キャリア教育の充実

社会の中での役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく力を育成するため、文化や芸術に触れ、職業観を育むための事業を、より一層充実させていきます。

（4）開かれた学校・魅力ある学校づくりの推進

児童生徒・教職員の積極的な地域活動への参加などにより、地域との交流を進めるとともに、学校運営に地域が積極的に関わっていくコミュニティ・スクールの推進を図ります。

（5）教職員・指導者的人材確保と育成

多様化する教育ニーズに対応するため、情報教育・外国語教育・特別支援教育・危機管理など、教職員への情報提供の充実を図ります。

また、教職員の育成のため、教育指導センターを拠点とした教職員の学びを支援します。

（6）学校などの教育施設・設備の充実

乳幼児・児童生徒が安心して学ぶことができ、多様化する教育ニーズに対応できる施設・設備の整備を推進します。

また、地域に開かれた活動拠点として、各地区の行事や防災拠点など、機能の充実を図ります。

（7）学校給食の充実

安全・安心な給食の提供を継続し、児童・生徒、保護者への信頼を高め、残食や給食費未納の

削減を図ります。

また、「真の子育て支援日本一」実現の観点から、学校給食費助成事業を継続して実施していきます。

(8) 高等教育などの支援の推進

地域を担う人材を育成するため、高等学校が行う特色ある学校づくりなどの取組を支援します。

また、高等学校や大学との連携により、地域課題解決に取り組むとともに、学生が地域とかかわりを持つ機会の創出に努めます。

(9) 家庭教育力、地域教育力の向上

子育てに関する学習講座など、学びあいの機会の充実による、家庭の教育力向上に取り組みます。

また、家庭、地域、学校の連携による、地域の教育力向上に取り組みます。

(10) 青少年の健全育成

青少年が多様な体験を行えるよう、様々な人々との交流活動や自然体験活動などの機会の充実を図り、地域活動やボランティア活動などの社会参加を促進します。

また、各地区の青少年健全育成組織の活発化や、青少年補導、相談活動、青少年を有害情報から守るための取組などを推進します。

4-2 生涯学習と地域活動の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	しごと	ひと	少子化	安心	地域
SDGsにおける位置付け	4 質の高い教育をみんなに	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナーシップで目標を達成しよう		
国土強靭化計画における位置付け	a.直接死を防止する f.ライフラインの早期復旧	b.救助救急活動の確保 g.二次災害を防止する	c.行政機能の確保 h.迅速な復興	d.情報通信機能の確保 i.防災と地域成長の両立	e.経済活動を機能させる

■ 現状と課題

ライフスタイルの多様化に伴い、学校、社会教育、文化活動、スポーツ、レクリエーション活動、ボランティア活動など、市民の学習需要は高まるとともに、多様化しています。そのため、生涯を通じて様々な場面における学習機会を得ることができる環境の整備が求められています。

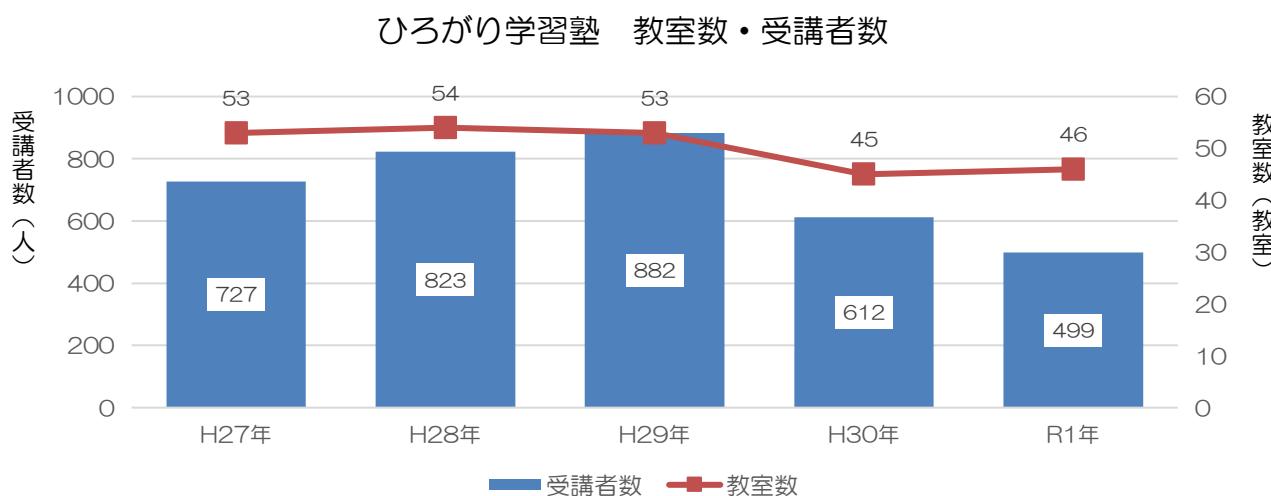
また、地域コミュニティのつながりが希薄化する一方、災害時の共助に代表されるように、地域コミュニティが担う役割への期待が高まっています。

さらに、地域社会に関心を持ち、地域課題の解決を担う人材の育成が必要とされています。

□ 関連計画

- 御殿場市教育振興基本計画
- 御殿場市子ども読書活動推進計画

□ 現状データ



御殿場市図書館の利用状況

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
登録者数 (人)	35,187	37,473	29,660	41,686	42,555	44,598	46,282	47,718	49,360	50,942
入館者数 (人)	186,297	243,234	269,705	265,387	262,618	271,666	262,810	258,600	262,533	242,488
利用者数 (人)	103,298	103,298	114,165	109,003	108,307	107,588	105,355	103,219	101,308	95,658
貸し出し冊数 (冊)	506,963	564,169	567,850	548,510	547,618	549,612	536,231	525,353	514,665	485,097
蔵書数 (冊)	258,731	256,246	264,342	267,785	278,815	269,738	271,679	273,203	274,413	276,741

出典：ごてんばの教育

政策の目標

- ◆ 様々な学習機会の提供と情報発信に努め、市民の生涯学習を推進します。
- ◆ 積極的に学びあい、人を育む地域づくり活動を推進します。
- ◆ 地域の人々の助け合い意識や、地域課題を解決する力を高め、地域コミュニティのつながりを強化します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
ひろがり学習塾の参加者数	ひろがり学習塾受講者数 (人/年)	499 人 (R1)	700 人
図書館入館者数、貸し出し冊数		242,488 人 485,097 冊 (R1)	257,500 人 515,000 冊
自治会加入世帯数		26,365 世帯 (H30)	26,500 世帯

施策

（1）学習機会の提供、学習成果の発信

生涯学習施設（仮称）富士山市民のサロンの整備など、学びの入り口となる様々な機会を提供し、情報発信するとともに、市民主体の学習活動を支援します。

また、学習成果を発表する機会の充実に努めます。

（2）地域づくり活動の支援

学習会や研修活動を通し、地域づくり活動を担う人材の育成を推進します。

また、地域のだれもが参加しやすい交流の場づくりとして、地域公民館などにおける生涯学習活動を支援します。

（3）社会教育関係団体等の活動支援

PTA、婦人会、生涯学習ボランティアセンターをはじめ、地域の社会教育を目的とした各種団体の活動を支援します。

（4）図書館機能の充実

図書館資料の充実に努め、施設整備を早期に検討し、市民が読書する環境の充実に努めます。また、御殿場市子ども読書活動推進計画に基づき、ブックスタート事業などを行い、子どもの読書活動を支援します。

（5）自治会等の自主的な活動の支援と地区集会施設の整備

自治会、地域活動団体など、住民自らが企画、立案、実行する地域活動を支援します。また、それら団体の活動拠点であり、災害時の避難場所でもある地区集会施設を計画的に改修します。

4-3 芸術・文化活動の振興

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

しごと	ひと	少子化	安心	地域
-----	----	-----	----	----

SDGsにおける位置付け



国土強靭化計画における位置付け

a.直接死を防止する	b.救助救急活動の確保	c.行政機能の確保	d.情報通信機能の確保	e.経済活動を機能させる
f.ライフラインの早期復旧	g.二次災害を防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域成長の両立	

■ 現状と課題

本市では、地域の各世代や関連団体の取組により、芸術・文化の裾野は、着実に広がっています。一方、ライフスタイルの変化による芸術・文化活動の多様化への対応、会員の高齢化による団体の後継者不足、文化施設の老朽化による機能低下は、本市のみならず、全国的に多くの自治体が抱える課題となっています。

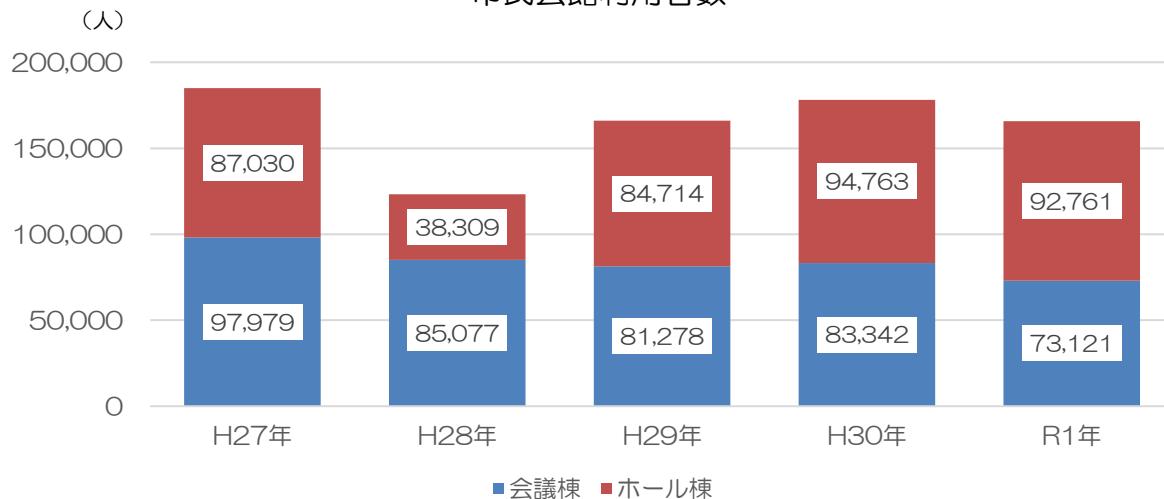
このため、引き続き、各種団体とも連携しながら、市民が芸術・文化に親しむ機会の充実と、芸術・文化振興の担い手育成、文化施設の機能向上などを推進していく必要があります。

□ 関連計画

- 御殿場市芸術文化振興基本方針

□ 現状データ

市民会館利用者数



出典：御殿場市社会教育課



出典：御殿場市社会教育課

■ 政策の目標

- ◆ 市民一人ひとりが担い手となり、暮らしを彩る芸術・文化を振興します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
市民芸術祭への出展数・ 出演者数	展示部門出品点数十 ステージ部門出演者数	3,607 人 (R1)	3,800 人
市民会館利用者数	市民会館年間利用者数	165,882 人 (R1)	18.5 万人

■ 施策

(1) 芸術・文化活動機会の充実

優れた芸術・文化に触れる機会の充実を図るとともに、市民が日頃の活動の成果を発表する場の提供に努め、感性豊かに主体的に楽しむことができる「人づくり」を推進します。

(2) 芸術・文化活動体制の強化

担い手となる人材の育成など、文化団体の活動体制強化を図るとともに、学校や地域をはじめ、各分野との連携により、様々な芸術・文化活動の広がりを支える「関係づくり」を推進します。

(3) 芸術・文化活動基盤の確保

各文化施設の利用者ニーズに応じた適切な管理・運営を行い、施設の有効活用を図るとともに、計画的な補修・整備などを実施し、身近に芸術・文化を感じるまちの「舞台づくり」に努めます。

4-4 スポーツの振興

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

しごと	ひと	少子化	安心	地域
-----	----	-----	----	----

SDGsにおける位置付け



国土強靭化計画における位置付け

a.直接死を防止する	b.救助救急活動の確保	c.行政機能の確保	d.情報通信機能の確保	e.経済活動を機能させる
f.ライフラインの早期復旧	g.二次災害を防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域成長の両立	

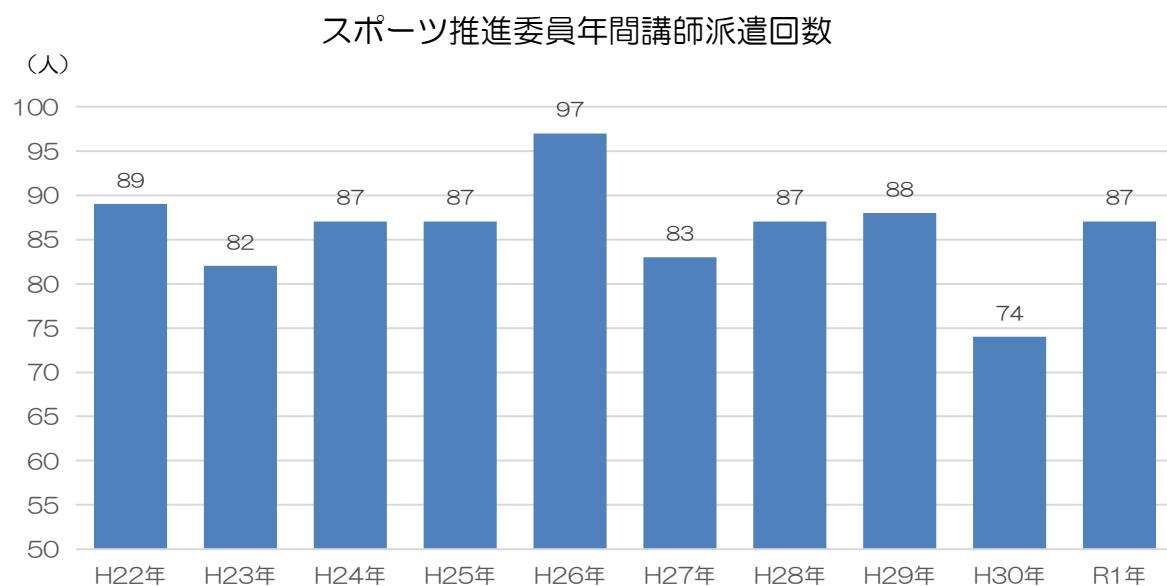
■ 現状と課題

多くの市民が様々な場面でスポーツを楽しみ、親しむ目的は、生きがいや健康の維持・増進、トップレベルを目指す競技志向など様々です。本市では、スポーツ関連団体と連携し「市民ひとり1スポーツ」を推進しています。

するスポーツ、観るスポーツ、支えるスポーツ、そして、それぞれを通じた交流など、スポーツに親しむ方法は様々であり、スポーツは、市民の生活に着実に浸透しています。

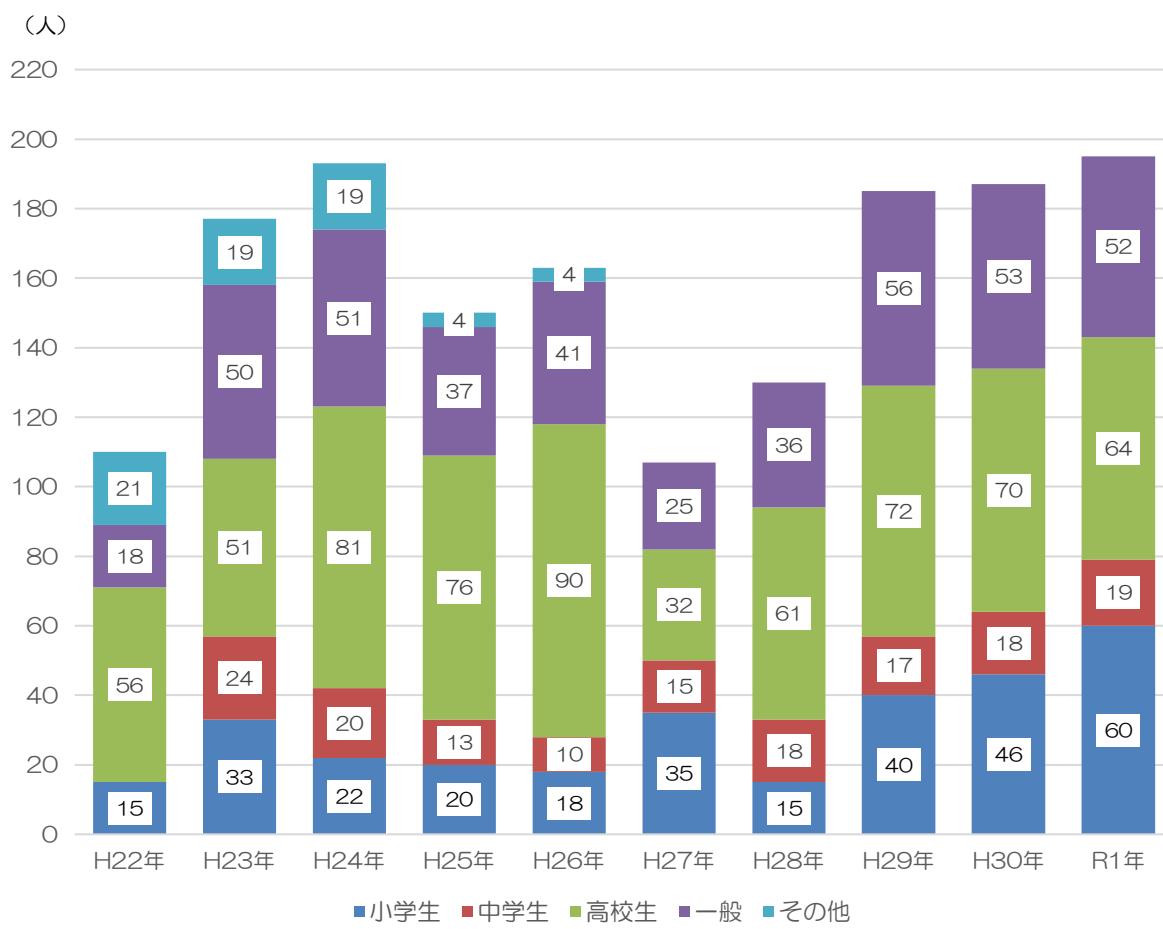
そうしたなか、年代や様々な市民ニーズを踏まえて、競技スポーツと生涯スポーツのさらなる普及や、施設のリニューアルなど、各種のスポーツ振興施策を実施していく必要があります。

□ 現状データ



出典：御殿場市市民スポーツ課

スポーツ賞賜金交付人数



出典：御殿場市市民スポーツ課

政策の目標

- ◆ スポーツに取り組む市民の目的やレベルに応じたスポーツ振興を図ります。
- ◆ スポーツ・レクリエーション活動を通じ、家族や友人、地域などとの交流を深めることのできる環境整備に努めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値 (R7)	目標値 (R7)
スポーツ施設利用者数	総合体育施設、馬術・スポーツセンター、地区広場、学校開放の利用者数	655,356 人 (R1)	655,600 人
スポーツ賞賜金交付人数	全国大会以上の各種競技大会に出場する個人に対し交付	195 人 (R1)	210 人

■ 施策

（1）生涯スポーツの振興

スポーツによる健康づくり推進事業を充実させることにより、市民一人ひとりの体力、技術、興味などに応じて、だれもが気軽に楽しく身体を動かすことができる生涯スポーツの振興を図ります。

（2）競技スポーツの振興

初心者からトップレベルの選手まで、それぞれのレベルに応じた競技力の向上に努めます。

また、審判員・指導者養成講習会などを充実させ、指導者などの質の向上に努めるとともに、全国規模の競技会などに参加した市民に対する表彰制度を充実させていきます。

（3）スポーツ関連施設の適切な整備と運営

スポーツ施設の計画的な改修・整備、社会体育施設や学校施設の有効活用により、高齢者や障害のある人などを含め、多くの市民が気軽にスポーツを楽しむことのできる環境の充実を図ります。

また、地域、利用者及び市外からの来訪者のニーズを的確に把握し、スポーツを通じた交流を一層促進できるよう、適切な運営に努めます。

（4）スポーツ振興を支える体制と人材の育成

スポーツ振興を支える関連団体への活動支援や人材育成と確保、情報提供などにより、支援体制の充実を図ります。

（5）東京2020大会レガシーを活用したスポーツ振興と交流の推進

東京2020大会自転車ロードレースの本市開催や、イタリア空手代表合宿受け入れなどを契機に、各種スポーツ教室やイベントの充実などを通じて、一層のスポーツ振興を図っていきます。

また、スポーツを通じた世代間交流、周辺市町との交流、トップアスリートや海外との交流など、幅広い領域での交流を深めていきます。

（6）ナショナルトレーニングセンターの活用

ナショナルトレーニングセンター（NTC）馬術強化拠点施設の指定を受けている、御殿場市馬術・スポーツセンターを活用し、強化合宿や大会開催による経済波及効果、御殿場ブランドの向上を図るとともに、スポーツを通じた市民の健康増進などにつなげていくための方策を検討します。

4-5 歴史と文化の継承

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

しごと	ひと	少子化	安心	地域
-----	----	-----	----	----

SDGsにおける位置付け



国土強靭化計画における位置付け

a.直接死を防止する	b.救助救急活動の確保	c.行政機能の確保	d.情報通信機能の確保	e.経済活動を機能させる
f.ライフラインの早期復旧	g.二次災害を防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域成長の両立	

■ 現状と課題

私たち市民は、長い歴史の中で受け継がれてきた伝統や、地域に根差した文化のもとに暮らしています。一方、こうした、市内の文化や歴史については、市民にあまり知られていない側面もあります。

地域の歴史、伝統、文化を守り伝えていくために、幅広い年代層への学習機会の提供や情報発信の充実、新たな活用方法を検討していくことが必要です。

また、本市の宝である、富士山が世界文化遺産に登録されてから5年以上が経過し、保全管理に加え、ユネスコが求める山麓を含めた巡礼路の調査など、静岡県世界遺産センターと連携した新たな取組が求められています。

□ 現状データ

御殿場市文化財一覧

種別	名称	指定年月日
国指定	特別名勝 富士山	昭和27年11月22日
	史跡 富士山	平成22年2月7日
	天然記念物 駒門風穴	大正11年3月8日
	天然記念物 印野の熔岩隧道	昭和2年4月8日
	重要文化財 手焙形土器	昭和48年6月6日
県指定	県史跡 深沢城跡	昭和35年2月23日
	天然記念物 二枚橋の柏	昭和32年12月25日
	天然記念物 永塚の大杉	昭和35年2月23日
	天然記念物 川柳浅間神社の杉	昭和38年2月19日
	天然記念物 宝永のスギ	昭和38年12月27日
	天然記念物 東山のサイカチ	昭和40年3月19日
	無形民俗文化財 沼田の湯立神楽	昭和42年10月11日
	工芸 刀銘（葵文）主水正藤原正清	昭和37年6月15日
市指定	工芸 刀銘備州長船家重	昭和41年3月22日
市指定	天然記念物 永塚のカシワ	昭和55年5月27日

種別	名称	指定年月日	
国登録	天然記念物 天然記念物 天然記念物 天然記念物 無形民俗文化財 工芸 工芸 工芸 工芸 建造物 建造物 建造物	駒門の大公孫樹 二岡神社の社叢 神山のタブノキ 印野内山のヒノキ 鮎沢の祈祷三番 二岡神社の灯籠 善龍寺の喚鐘 光真寺の三十三体仏 久成寺の鰐口 林氏の長屋門 旧石田家住宅 旧秩父宮御殿場御別邸	昭和55年5月27日 昭和62年3月3日 平成2年12月1日 平成6年2月1日 昭和48年12月24日 昭和47年9月11日 昭和47年9月11日 平成5年1月5日 平成12年8月1日 平成5年1月5日 平成11年3月18日 平成12年3月27日
	建造物	神山復生病院事務所棟	平成18年3月2日
	建造物	富士カントリー倶楽部クラブハウス	平成24年2月23日
	建造物	YMCA 東山荘フィッシャー館	令和2年8月17日
	建造物	YMCA 東山荘齊藤記念館	令和2年8月17日

出典：御殿場市社会教育課

■ 政策の目標

- ◆ 本市の歴史と文化について、多くの市民がより深く理解し、地域全体で文化が継承されるよう努めています。
- ◆ 地域の歴史や文化の研究・検証を継続し、保全・管理や新たな活用方法を模索します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
企画展示入場者数、 文化財講座参加者数	歴史と文化に関する 企画展示入場者数、 文化財講座参加者数	1,471人 (H30)	2,800人
文化財等に関する報告書等の 発行数	御殿場市が発行する 文化財等に関する研究書、 報告書の発行件数	1件 (H29)	3件

■ 施策

（1）歴史と文化の調査・研究と支援

市内の歴史、伝統、文化に関する資料の収集、記録、保存を行うとともに、研究者や市民など

分野別計画（教育文化分野）
政策方針4 富士山のように大きな心を持った人づくり

の研究活動を支援します。

（2）文化財等の公開・展示と活用

市内文化財などの調査・研究の成果を広く公開するとともに、遺跡の発掘成果を活用した企画展示や学習講座などを行うことで、幅広い世代に向けてわかりやすい文化財などに対する学びの機会を充実させていきます。

（3）世界文化遺産富士山の保全と啓発

国や県、関係市町などと連携し、世界文化遺産富士山の保全管理体制の整備を図ります。また、市民団体などと協働し、啓発活動を推進するとともに、富士山と御殿場の関わりについての調査・研究を推進し、啓発活動に活用していきます。

（4）郷土資料館の整備

本市の歴史と文化の調査・研究の拠点及び学習の場として、郷土資料館と図書館の複合施設の整備を進め、文化財を大切にする市民の意識を高めるとともに、幅広い世代に向けた郷土の歴史と文化の伝承を図ります。

4-6 多文化共生と国際交流の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

しごと	ひと	少子化	安心	地域
-----	----	-----	----	----

SDGsにおける位置付け



国土強靭化計画における位置付け

a.直接死を防止する	b.救助救急活動の確保	c.行政機能の確保	d.情報通信機能の確保	e.経済活動を機能させる
f.ライフラインの早期復旧	g.二次災害を防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域成長の両立	

■ 現状と課題

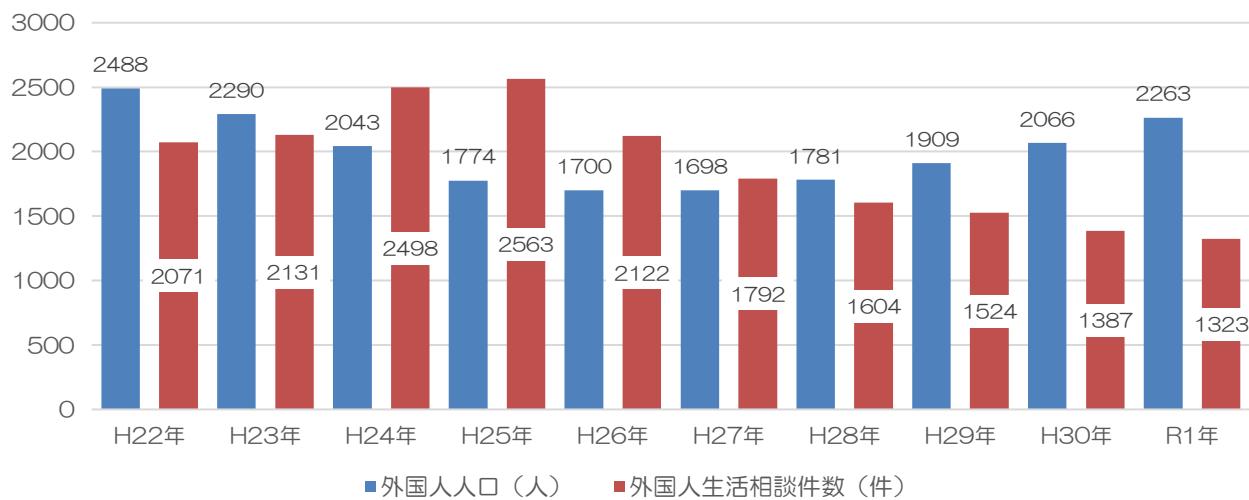
経済や情報のグローバル化が急速に進むなか、国際的な視野を持つことが一層求められてきます。

本市においても、市内企業が労働力不足に対応するため、外国人の雇用を拡大する流れに加え、海外からの訪問客が増加しており、日常的に外国人と接する機会が増えています。そのため、市民と外国人が相互理解のもと、安心して暮らすことができる環境整備が必要です。

本市は、米国のチェンバーズバーグ市及びビーバートン市と国際姉妹都市提携を結んでいますが、アジア近隣諸国をはじめとした諸外国との交流の進展が期待されています。

□ 現状データ

御殿場市外国人人口と在住外国人生活相談件数



出典：御殿場市市民協働課

■ 政策の目標

- ◆ 市民と在住外国人が相互の理解のもと、安心して快適に暮らすことができる環境の整備に努めます。
- ◆ 外国人訪問客などとの交流活動や国際交流協会などによる民間交流事業等への支援を通して、国際化の推進を図ります。
- ◆ 国際姉妹都市や諸外国との交流を推進します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
国際交流団体会員数及び 在住外国人支援ボランティア数		276 人 (R1)	300 人
交流イベントの参加者数		826 人 (R1)	900 人

■ 施策

(1) 多文化共生の推進

在住外国人が暮らしやすい環境をつくるため、やさしい日本語による行政PRや相談事業、外国籍児童・生徒に対する学習支援事業などの充実を図ります。

また、地域住民と在住外国人との交流イベントを開催し、ふれあいを深め、相互理解を促進します。

(2) 国際姉妹都市及び諸外国との交流の推進

国際姉妹都市及び諸外国との交流を推進するため、行政間だけでなく、市民間、学校間において、文化やスポーツなどの幅広い分野の交流を図ります。

(3) 国際化に対応できる人材の育成

国際理解の促進と国際感覚を高めるため、各種講座・イベントや、青少年の交流事業を推進するとともに、通訳、翻訳、ホストファミリーとして活躍ができる人材の充実を図ります。

**政策方針 5 富士山の恵みを大切にするまちづくり
(環境分野)**

5-1 地球温暖化防止活動の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

し ご と	ひ と	少 子 化	安 心	地 域
-------	-----	-------	-----	-----

SDGs における位置付け



国土強靭化計画における位置付け

a.直接死を 防止する	b.救助救急 活動の確保	c.行政機能 の確保	d.情報通信 機能の確保	e.経済活動を 機能させる
f.ライフライン の早期復旧	g.二次災害を 防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域 成長の両立	

■ 現状と課題

2015年に合意されたパリ協定において「産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満とする」との目標が国際的に広く共有されました。

本市は国際社会の一員として、世界文化遺産富士山の麓にふさわしい持続可能な地域社会を築いていく都市として、また「エコガーデンシティ」を推進する都市として、脱炭素社会の実現に貢献するため、市民や事業者とともに、2050年までに市内のCO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを宣言しています。

これらの状況を踏まえ、化石エネルギーに代わる新たな再生可能エネルギーを普及・促進することにより、温室効果ガスを大幅に削減し、持続可能な循環型共生社会の実現に向け、市民・事業者などと一体となって取り組んでいく必要があります。

□ 関連計画

- 御殿場市環境基本計画
- 地球温暖化対策地方公共団体実行計画
- 御殿場市エコガーデンシティ構想
- 御殿場市ゼロカーボンシティ宣言

□ 現状データ

新・省エネルギー機器設置費補助事業実績（導入件数）

年度	太陽熱高度利用システム	太陽光発電システム	HEMS	リチウムイオン蓄電池システム	高効率給湯器				合計
					エコキュート	エコジョーズ	エコフィール	エネファーム	
H22	7基	126基	-	-	269基	177基	11基	-	590基
H23	11基	179基	-	-	108基	140基	3基	-	441基
H24	18基	208基	-	-	53基	94基	7基	-	380基
H25	18基	216基	-	-	96基	103基	3基	-	436基
H26	23基	177基	-	-	83基	68基	1基	-	352基
H27	15基	152基	-	-	54基	44基	5基	-	270基
H28	7基	133基	33基	55基	46基	23基	1基	0基	298基
H29	7基	82基	27基	38基	38基	16基	4基	1基	213基
H30	11基	71基	30基	37基	-	-	-	11基	160基
R1	1基	25基	25基	68基	-	-	-	9基	128基

出典：御殿場市環境課

御殿場市からの温室効果ガス排出量の推移

(千t-CO₂/年)

年度 温室効果ガス	H24	H25	H26	H27	H28
二酸化炭素 (CO ₂)	713.1	727.7	714.6	733.8	761.8
メタン (CH ₄)	11.8	11.7	11.3	11.4	11.1
一酸化二窒素 (N ₂ O)	7.2	6.8	6.6	7.2	6.8
ハンドフルオロカーボン (HFCs)	25.3	27.6	31.0	34.3	38.4
ハーフフルオロカーボン (PFCs)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6
三ふつ化窒素 (NF ₃)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
温室効果ガス 計	758.0	774.3	764.0	787.2	818.7

出典：御殿場市環境課

■ 政策の目標

- ◆ 新・省エネルギーの導入に取り組みます。
- ◆ ゼロカーボンシティ実現に向けて温室効果ガス削減に取り組みます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
太陽光発電システム等、新・省エネルギー機器設置費補助事業実績		128件 (R1)	130件
市全体の二酸化炭素排出量		818.7千t-CO ₂ (H28)	518.0千t-CO ₂

■ 施策

（1）新・省エネルギーの導入推進

エコガーデンシティ構想に基づき、官民連携により、太陽光発電・小水力発電設備や間伐未利用材などの木質バイオマスを用いた熱源利用設備等の導入によるエネルギーの地産地消を促進し、市内全域への普及・促進に努めます。

さらに、再生可能エネルギーを利用した機器の導入や燃料電池自動車用水素ステーションの活用などにより、温暖化防止意識の啓発に努めます。

（2）環境負荷低減対策の教育・啓発

市民を対象とした地球温暖化防止に関する教育・啓発を推進し、事業所へのエコアクション21^{*1}の認証取得や御殿場エコソポーター制度への登録を促すなど、地球環境に関する意識の向上を図ります。

*1 エコアクション21：環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム。PDCAサイクルを基礎として、組織や事業者が継続的に環境への取組みを自主的に行う方法を示したもの。

（3）ゼロカーボンシティへの取組の推進

再生可能エネルギーの活用やゼロエミッションピークル^{*2}の普及促進、省エネや公共交通の利用促進、御殿場SDGsクラブ等を通じた普及啓発など、市民や事業者とともに、2050年までに市内のCO₂排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現に向けて取り組みます。

*2 ゼロエミッションピークル：電気自動車、燃料電池自動車など、温室効果ガスを含む排気ガスを排出しない車両。

5-2 恵まれた自然環境の保全

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

しごと	ひと	少子化	安心	地域
a.直接死を 防止する	b.救助救急 活動の確保	c.行政機能 の確保	d.情報通信 機能の確保	e.経済活動を 機能させる
f.ライフライン の早期復旧	g.二次災害を 防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域 成長の両立	

SDGsにおける位置付け

国土強靭化計画における位置付け

■ 現状と課題

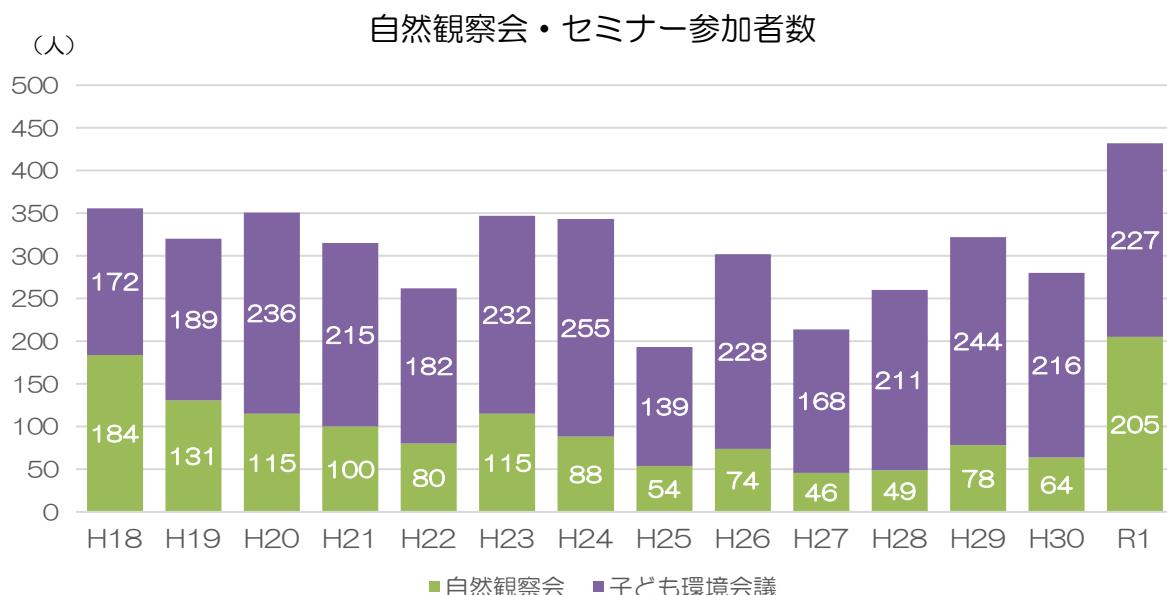
都市基盤の整備が進む一方で、動植物の生態系を維持しつつ、世界文化遺産富士山や箱根外輪山の豊かな自然環境を保全し、後世に引き継いでいくことが求められています。

そのためには、高い意識を持って環境保全に取り組むことが重要であり、幼少期の子どもたちが自然とふれあう機会を創出する取組などにより、身近な自然を大切にする心を育成していくことが必要です。また、環境市民団体などと連携し、互いの知識と経験を生かした環境施策の展開が必要です。

□ 関連計画

- 御殿場市環境基本計画
- 富士山世界文化遺産協議会「富士山包括的保存管理計画」
- 県「富士山の日」

□ 現状データ



出典：御殿場市環境課

富士山豆博士事業実施状況

年度	実施校								取組児童生徒数	
	学校名	人数	学校名	人数	学校名	人数	学校名	人数	計	累計
平成18年度	神山小学校	210	高根小学校	41	御殿場中学校	681	南中学校	13	945	
平成19年度	富士岡小学校	376	印野小学校	13	原里中学校	165	西中学校	330	884	1,829
平成20年度	御殿場小学校	151	御殿場南小学校	150	朝日小学校	78	高根中学校	51	430	2,259
平成21年度	東小学校	65	原里小学校	102	玉穂小学校	76	富士岡中学校	175	418	2,677
平成22年度	神山小学校	605	高根小学校	45	御殿場中学校	214	南中学校	160	1,024	3,701
平成23年度	富士岡小学校	173	印野小学校	134	原里中学校	259	西中学校	84	650	4,351
平成24年度	御殿場小学校	131	御殿場南小学校	141	朝日小学校	75	高根中学校	35	382	4,733
平成25年度	東小学校	65	原里小学校	136	玉穂小学校	86	富士岡中学校	235	522	5,255
平成26年度	神山小学校	124	高根小学校	45	御殿場中学校	230	南中学校	151	550	5,805
平成27年度	富士岡小学校	86	印野小学校	22	原里中学校	180	西中学校	84	372	6,177
平成28年度	御殿場小学校	137	御殿場南小学校	140	朝日小学校	59	高根中学校	44	380	6,557
平成29年度	東小学校	65	原里小学校	93	玉穂小学校	83	富士岡中学校	212	453	7,010
平成30年度	富士岡小学校	97	神山小学校	78					175	7,185
令和元年度	御殿場小学校	163	印野小学校	23					186	7,371

出典：御殿場市環境課

政策の目標

- ◆ 市民団体などと連携し、自然環境の保全に努めます。
- ◆ 環境教育などを通じて、市民の環境保全意識の向上に努めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
富士山豆博士事業・ 子ども環境会議等取組児童生徒数		413人 (R1)	500人

施策

(1) 生物多様性の確保

市民団体などと連携し、外来動植物の侵入防止や、希少種・在来種の保護を図るとともに、多様な生物が生息できる豊かな自然環境の保全に努めます。

(2) 環境保全活動の普及啓発

自然観察会など市民向けの環境教育イベントを充実させ、市民の環境保全に関する意識を高めます。

また、富士山豆博士事業や子ども環境会議など、子ども向けのイベントを実施することにより、幼少期からの環境意識の向上を図ります。

(3) 野生鳥獣の適正な保護・管理

生態系への影響や、農林業被害を防ぐための取組について、市民団体などと協力して実施し、野生鳥獣の適正な保護・管理に努めます。

(4) 世界文化遺産富士山の自然環境の保全・管理

世界文化遺産富士山とその周辺の豊かな自然環境を保全・管理するため、富士山基金の活用や、富士山包括的保存管理計画に基づき、関係機関と協力した取組を推進します。

5-3 身近な生活環境の向上

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

しごと	ひと	少子化	安心	地域
a.直接死を防止する f.ライフラインの早期復旧	b.救助救急活動の確保 g.二次災害を防止する	c.行政機能の確保 h.迅速な復興	d.情報通信機能の確保 i.防災と地域成長の両立	e.経済活動を機能させる

国土強靭化計画における位置付け

現状と課題

生活環境の一層の向上を図っていくためには、大気や水質の汚染を未然に防いでいくことが必要であり、環境問題に対する正しい知識と、知識を活用する対応力を備えた人材の育成が求められています。

また、市街地の衛生状態は大きく改善していますが、ごみのポイ捨てや犬・猫のふん便など公衆衛生面の課題は依然として残されています。

斎場については、火葬等業務を民間委託し、きめ細かな住民サービスの提供に努めていますが、建物の老朽化が進んでおり、施設の長寿命化に向けたリニューアル等を検討していく必要があります。

墓園については、核家族化などを背景として、市内における墓地や納骨堂の需要が増えることが予想されており、その対応を図る必要があります。

□ 関連計画

- 御殿場市環境基本計画
- 公共施設総合管理計画

□ 現状データ

河川の水質の状況

河川名	測定地点	H29		H30		R1	
		BOD (mg/L)	SS (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)
黄瀬川	7箇所	1.8	4.0	1.6	3.0	1.7	2.0
鮎沢川	7箇所	1.4	5.0	1.4	4.0	1.3	2.0

※ BOD：生物化学的酸素要求量。水中の有機物（汚れ）を微生物が分解するために必要な酸素の量。

※ SS：浮遊物質。水中に浮遊する2.0mm以下の水に溶けない物質の量（平均値）。

出典：御殿場市環境課

■ 政策の目標

- ◆ 環境公害の発生を未然に防ぎ、環境負荷の低減に努めます。
- ◆ 衛生的な居住環境の確保に努めます。
- ◆ 施場の機能維持と質の高い施設運営に努めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
水質調査箇所環境基準値超過割合	環境基準値超過箇所数/ 水質調査箇所	14.3% (R1)	0.0%
自動車騒音常時監視面的評価 環境基準値超過割合	基準値超過戸数/ 調査範囲内住居等戸数	0.1% (R1)	0.1%

■ 施策

（1）生活環境の保全及び環境保全意識の向上

市民、事業者、行政が一体となった環境保全の取組を推進します。

また、ごみのポイ捨てや犬・猫のふん便防止をはじめとする環境美化や公衆衛生に関する啓発に努め、衛生的な環境維持に努めます。

（2）環境監視体制の充実

大気・水質をはじめとする環境調査を適切に実施するとともに、事業活動に伴う環境汚染が発生することのないよう、監督・指導に努めます。

また、苦情処理や事故発生時の適切な処理体制の充実に努めます。

（3）ペットの適正飼養の推進

犬の登録を推進するとともに、ペットに関する苦情相談などについては、関係機関と連携し、適正な飼養指導に努めます。

また、飼い主のいない猫によるトラブルを削減するため、自治会や市民団体などとともにTNR活動※を推進します。併せて、災害時に動物が置き去りになることのないよう、避難所の適切な運営体制の構築に努めます。

※ TNR活動：捕まえる（Trap）、手術する（Neuter）、戻す（Return）もしくは放す（Release）の頭文字を取った、飼い主のいない猫を捕獲、不妊・去勢手術を施し、手術後に放すことでの子孫を増やさずに地域猫として共生する活動。

（4）墓園・斎場の整備

市民ニーズや地域の状況に応じて、墓園・斎場の適正管理に努めます。

5-4 資源循環型社会の構築

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	しごと	ひと	少子化	安心	地域
SDGsにおける位置付け					
国土強靭化計画における位置付け	a.直接死を 防止する	b.救助救急 活動の確保	c.行政機能 の確保	d.情報通信 機能の確保	e.経済活動を 機能させる
	f.ライフライン の早期復旧	g.二次災害を 防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域 成長の両立	

■ 現状と課題

環境負荷の少ない環境にやさしい社会を構築するためには、廃棄物の排出抑制、資源化の推進、適正処理など、資源循環型社会の構築に向けた取組を推進することが必要です。

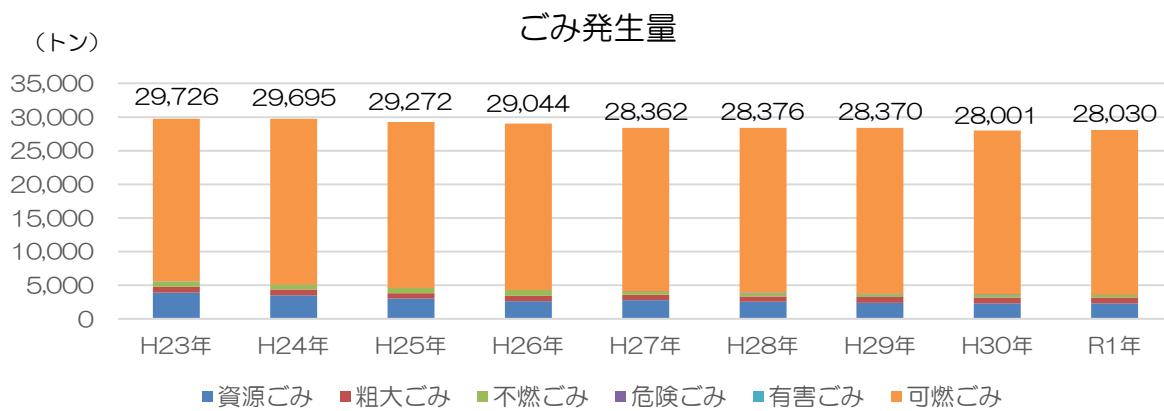
本市においても、6R※の推進によるさらなるごみの排出量削減、不法投棄の防止、さらには、食品ロスの削減などを図り、資源循環型社会の構築に貢献していくことが重要です。

※ 6R：ごみ削減に必要な従来の3R（廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、再利用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル））に、プラスチックごみの発生抑制や海洋流出防止のために新たに新たな3つのR（断る（Refuse：リフューズ）、戻す（Return：リターン）、回復させる（Recover：リカバー））を加えた静岡県独自の取組。

□ 関連計画

- 御殿場市一般廃棄物処理基本計画

□ 現状データ



出典：御殿場市リサイクル推進課

■ 政策の目標

- ◆ 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）、断る（リフューズ）、

戻す（リターン）、回復させる（リカバー）の6Rの推進を図り、循環型社会を目指します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
ごみ・資源物発生量		28,030 トン (R1)	28,000 トン
家庭系ごみ・資源物の資源化率	家庭系資源物排出量/ 家庭系ごみ・資源物排出量	11.53% (R1)	13.4%

■ 施策

（1）廃棄物の発生抑制

市民、事業者の協力を得て、包装の簡素化や買い物袋持参などの実践活動を啓発・促進し、廃棄物の発生抑制（リデュース）に努めます。

（2）再使用の促進による廃棄物の減量

家電用品などの修理を奨励するとともに、修理技術者の育成に努め、日常生活で利用している様々な物についての再使用（リユース）を促進します。

（3）リサイクル（再生利用）の推進

市民の日常生活レベルでのリサイクルをより推進するため、分別収集の徹底・拡大、再資源化の推奨、リサイクル品の使用の奨励に努めます。

また、リサイクル活動を推進するため、NPO 法人などのリサイクル団体の活動を支援するとともに、婦人団体・福祉団体などの資源回収事業を推進します。

（4）適切な廃棄物分別・処理方式の確立

6Rに基づいた廃棄物の減量化を推進するため、効率的かつ適切な分別、処理に努めるとともに、市民、事業者、廃棄物処理業者へ分別方法の周知に努めます。

また、廃棄物処理事業への民間活力の活用を推進し、市民の利便性の向上を図ります。

（5）不法投棄の防止

不法投棄や有害物質を含む土砂の埋立てなどを防止するため、市民、事業者、関係機関と連携し、監視体制・指導の強化に努めます。

5-5 水環境の保全・活用

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

し ご と	ひ と	少 子 化	安 心	地 域
				
a.直接死を防止する	b.救助救急活動の確保	c.行政機能の確保	d.情報通信機能の確保	e.経済活動を機能させる
f.ライフラインの早期復旧	g.二次災害を防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域成長の両立	

SDGsにおける位置付け

国土強靭化計画における位置付け

■ 現状と課題

地下水については、開発などに伴う水源涵養機能の低下により、水量の低下を招くことのないよう、その分布や利用可能量を把握し、適切な管理体制を構築していくことが必要です。

また、富士山や箱根山系の地下水を利用した本市の水道水は、県内でも低廉で良質です。しかし、施設の老朽化に伴う、施設更新費用の増加、給水人口の減少による収益の減少などにより、今後、水道事業を運営していく状況が厳しくなっていくことが想定されます。このため、設備投資の効率化などによる経営の健全化を図ることで、給水施設の計画的な更新と有効率を向上させていくことが必要となります。

一方、公共下水道をはじめとする生活排水処理推進事業は、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に寄与してきましたが、汚水処理人口普及率※は依然として全国平均を下回っており、生活排水処理施設の整備が強く求められています。

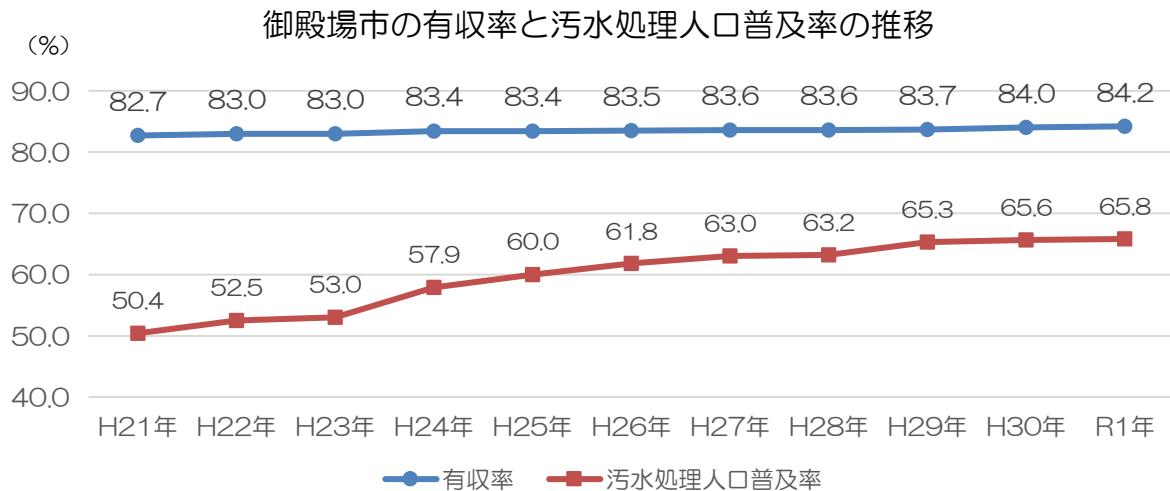
このため、地域の特性に応じた処理方式による整備を推進するとともに、処理量の増大、施設の老朽化に伴う処理施設の拡充と延命化を図るための既存施設の改修が必要となります。

※ 汚水処理人口普及率：(公共下水道、農業集落排水、コミプラ、合併処理浄化槽の処理人口) ÷ 総人口 × 100

□ 関連計画

- 御殿場市環境基本計画
- 御殿場市水道ビジョン
- 御殿場市水道事業アセットマネジメント計画
- 御殿場市水道事業経営戦略
- 御殿場市生活排水処理基本計画
- 御殿場市公共下水道事業計画
- 御殿場市公設浄化槽整備事業実施計画

□ 現状データ



出典：水道事業年報（有収率）、御殿場市下水道課（汚水処理人口普及率）

■ 政策の目標

- ◆ 貴重な水資源を市民共有の財産として良好に保全し、次世代に引き継ぎます。
- ◆ 有収率を向上させます。
- ◆ 給水施設を計画的に更新し、安定した給水の継続と水供給システムの強靭化を進めます。
- ◆ 公共下水道の整備・加入率や合併処理浄化槽の普及率を高め、公共用水域の水質及び生活環境の保全に努めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
有収率	年間総有収水量/年間総配水量×100	84.2% (R1)	86.1%
汚水処理人口普及率	汚水処理人口普及率 ＝汚水処理施設整備人口/住民基本台帳人口 ※ 汚水処理施設整備人口＝下水道人口 +集落排水人口+浄化槽人口+コミフラ人口	65.8% (R1)	78.8%

■ 施策

（1）水資源の保全・活用

開発行為について、雨水浸透工法の採用、雨水浸透施設の導入など、水源涵養対策を推進します。

また、県や近隣市町との連携を強化し、地下水障害の防止と有効活用の両立を図るため、水資源の管理体制を強化します。

（2）水道水の安定供給

安全でおいしい水道水の安定供給を守り続けていくため、施設の保全と更新を計画的に行うとともに、中央監視装置による監視、解析や漏水調査、施設情報の整備を継続実施することにより、有効率の向上を図ります。

また、御殿場市水道事業経営戦略に基づき、水道事業の経営基盤強化と財政マネジメントの向上に努めます。

（3）適正な生活排水処理の推進

快適な生活環境を確保するため、公共下水道の整備を推進し、管渠や処理場を適切に維持管理していきます。

また、加入促進活動を積極的に行い、加入率の向上に努めます。

（4）合併処理浄化槽の普及

公共下水道認可区域外の地域においては、公設浄化槽整備事業や浄化槽設置事業により、合併処理浄化槽の普及及び適切な維持管理を推進します。

（5）衛生センターの整備

施設の老朽化に対応するため、計画的な修繕による施設の延命化を図ります。また、引き続き河川の水質の保全・浄化に努めていきます。

また、将来に向けた新施設の整備について検討していきます。

**政策方針 6 富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり
(都市基盤分野)**

6-1 魅力ある景観の形成

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

しごと ひと 少子化 安心 地域

SDGsにおける位置付け



国土強靭化計画における位置付け

a.直接死を 防止する	b.救助救急 活動の確保	c.行政機能 の確保	d.情報通信 機能の確保	e.経済活動を 機能させる
f.ライフライン の早期復旧	g.二次災害を 防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域 成長の両立	

■ 現状と課題

本市では、平成26年に施行した御殿場市総合景観条例によって、富士山の麓の良好な景観形成に向けた規制・誘導を行っています。良好な景観を形成していくためには、街なみの景観を阻害する違反広告物の把握や、適切な屋外広告物の設置誘導が必要であり、設置者を含めた意識向上が求められます。

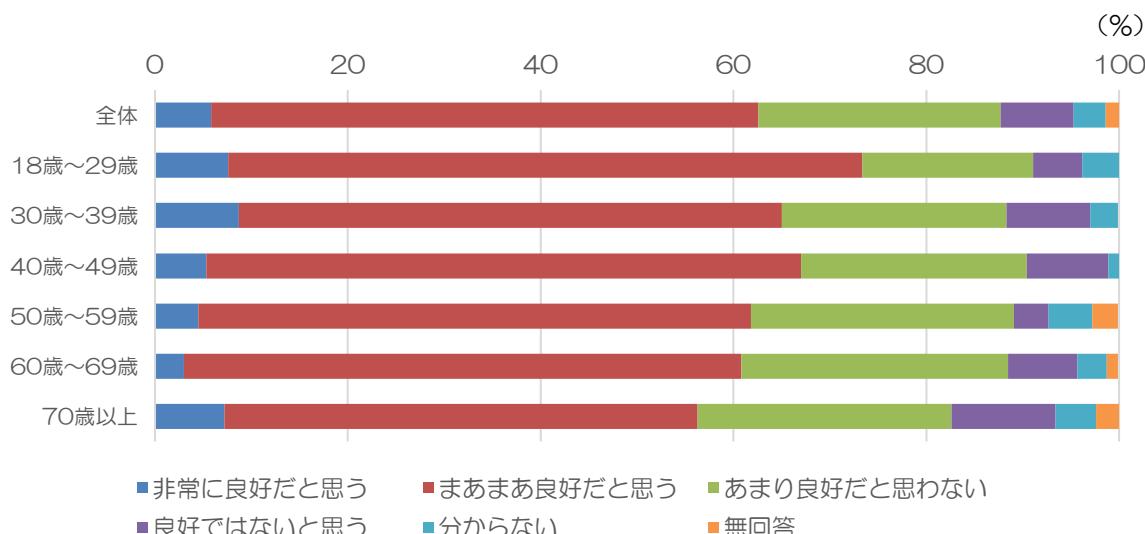
また本市は、市内随所より富士山を眺めることができることが大きな魅力の一つとなっていますが、建物や電線が眺望の阻害要因となることもあります。良好な景観の保全や創出に向けた対応が求められています。

□ 関連計画

- 御殿場市景観計画
- 御殿場市公共サインガイドライン
- 御殿場市エコガーデンシティ構想

□ 現状データ

御殿場市の景観について



出典：御殿場市都市計画課（令和元年度 御殿場市まちづくりアンケート）

■ 政策の目標

- ◆ 貴重な景観資源の保全・活用と良好な屋外広告物の誘導により、富士山や地域の景観と調和したまちづくりを推進します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
眺望遺産の認定件数	累計認定件数	5件 (R2)	7件
良好な景観の創出に向けた 景観資源の保全	景観重要樹木等の 指定件数	1件 (R2)	3件

■ 施策

（1）景観行政の推進

御殿場市総合景観条例に基づき、建築物や工作物等を適切に規制・誘導することで、良好な景観の形成に努めます。

また、市民や事業者を対象に、良好な景観形成に向けた啓発イベント等PRを実施し、意識の向上を図ります。

（2）富士山を生かした景観の整備

眺望遺産※の保全と活用を進めるとともに、新たな眺望遺産の認定に向け、候補の選定を進めます。箱根山系からの良好な富士山眺望について、地権者の協力や企業賛同（企業版ふるさと納税による支援）を得ながら保全と活用を進めます。

また、JR 御殿場駅周辺の景観向上のため、建築物などの高さ規制や無電柱化の検討を進めます。

※ 眺望遺産：富士山を眺められる場所のうち、後世まで遺すべき良好な場所を、市独自に認定するもの。

（3）景観資源を生かした良好な景観の形成

地域の景観資源の保全や活用を図り、地域住民と連携・協力しながら、地域の特性を生かした良好な景観の形成に努めます。

（4）屋外広告物の適切な規制・誘導

景観を阻害している違反広告物を調査し、適切に規制・誘導を図るとともに、関係事業者と連携し、案内サインの集合化を推進します。

6-2 活力ある土地利用の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	しごと	ひと	少子化	安心	地域
SDGsにおける位置付け					
国土強靭化計画における位置付け	a.直接死を防止する f.ライフラインの早期復旧	b.救助救急活動の確保 g.二次災害を防止する	c.行政機能の確保 h.迅速な復興	d.情報通信機能の確保 i.防災と地域成長の両立	e.経済活動を機能させる

■ 現状と課題

少子化の進行などに伴い、全国的に人口減少による社会構造の変化が問題となっています。

本市においても、拠点施設などの都市機能が集積している地域において、人口や都市機能の維持が求められるのと同時に、市街化調整区域における既存集落の定住人口の維持も重要となっています。

一方、新東名高速道路や国道138号バイパスなどの広域交通網が整備されることにより、本市の交通の優位性は飛躍的に高まっており、本市への進出を希望する企業が増加しています。こうした需要に対応するため、新たな工業用地を整備することも求められています。また、(仮称)御殿場インターチェンジや駒門インターチェンジ周辺は、高い交通利便性を生かした土地利用が必要とされています。

地籍調査事業は、地籍や境界が明確化され、その成果が記録されることにより、土地取引や公共事業の円滑化、災害復旧・復興事業の迅速化につながります。このため、計画的な調査の推進が必要です。

□ 関連計画

- 御殿場市国土利用計画
- 御殿場市都市計画マスターplan
- 国土調査事業十箇年計画
- 新東名高速道路等IC周辺土地利用構想
- 御殿場市中心市街地活性化基本計画

■ 政策の目標

- ◆ 豊かな自然と調和した秩序ある土地利用を図ることにより、活力あるまちづくりを進めます。
- ◆ 適正な土地利用の推進、公共事業や災害復旧・復興事業等に資するため、効率的に地籍調査事業の進歩を図ります。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
市街化調整区域における宅地化数		2 地区 (R1)	3 地区
新たな工業用地整備面積		10.5ha (R1)	30.0ha

■ 施策

（1）人口の維持・増加の促進

市街地における人口の維持・増加に向け、適正な土地利用と駅周辺の活性化を図ります。

また、市街化調整区域において、宅地化が可能となる手法や制度を適用し、既存集落内の定住人口の維持・増加に努めます。

（2）都市機能の集約化

市街地の地域特性に応じた、居住や医療、福祉、商業、公共交通など都市機能の立地誘導を図るとともに、無秩序な開発による低密な市街地の分散防止に努めます。

（3）新東名高速道路などを生かした土地利用の推進

（仮称）御殿場インターチェンジ周辺は、周囲の自然環境と調和しつつ、幹線道路を生かした沿道の土地利用の適正な誘導に努めます。

（4）新たな工業用地の創出

新東名高速道路など広域交通網の整備による交通の優位性を生かし、新たな工業用地の創出に努めます。工業用地の開発にあたっては、民間活力の活用を検討します。

（5）地籍調査事業の推進

地籍や土地境界の明確化により、土地をめぐる紛争の未然防止、公共事業の円滑化、災害復旧・復興事業の迅速化を図るため、計画的に地籍調査事業を進めます。

6-3 面的な都市と拠点の整備

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	しごと	ひと	少子化	安心	地域
SDGsにおける位置付け					
国土強靭化計画における位置付け	a.直接死を防止する f.ライフラインの早期復旧	b.救助救急活動の確保 g.二次災害を防止する	c.行政機能の確保 h.迅速な復興	d.情報通信機能の確保 i.防災と地域成長の両立	e.経済活動を機能させる

■ 現状と課題

全国的に中心市街地の活性化が重要な課題となっています。本市では、中心市街地活性化基本計画を策定し、各種事業を進めていますが、都市機能を十分に生かすためには、更なるおもてなし施設の整備や駅の利便性などを生かした都市空間の創出が必要です。

また、主要拠点を結び、渋滞解消を図る主要幹線道路の整備、歩行者の安全を守るために歩行空間の整備などが必要です。

□ 関連計画

- 御殿場市都市計画マスターplan
- 御殿場市中心市街地活性化基本計画
- 御殿場市バリアフリー基本構想
- 御殿場市バリアフリー特定事業計画
- 御殿場市幹線市道整備 10か年計画
- 御殿場市景観計画

■ 政策の目標

- ◆ 駅周辺の渋滞解消などを図るとともに、中心市街地の活性化に努めます。
- ◆ 主要拠点を結ぶ幹線道路などを整備し、都市機能を高めていきます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
JR 御殿場駅駅前広場などの整備	富士山口	暫定整備済 (R1)	一部整備
中心市街地の活性化区域における 自転車・歩道整備延長	総延長 $L=4,146m$	2,007m (R1)	3,741m

■ 施策

（1）中心市街地活性化に向けた整備の推進

だれもが暮らしやすく、市民や観光客で賑わう魅力あるまちづくりを目指し、民間活力の導入も含め、中心市街地の活性化に努めます。

（2）駅周辺の基盤整備

生活の拠点である駅へのアクセス性向上や、だれもが快適に訪れることができるよう、歩行空間の整備やバリアフリー化を推進します。

また、機能的で利便性が高く、景観に優れた駅周辺となるよう整備を進めます。

（3）自転車・歩行者空間の整備

駅周辺において、すべての歩行者の安全に配慮した歩行空間の整備に努めます。

また、縁石やカラー舗装などによる歩車分離を推進するとともに、交通規制なども含め、子育て世帯や高齢者、障害のある人にも優しい自転車・歩行者空間の整備を推進します。

（4）道路利用者へのサービス施設の整備

国道、県道など広域的な幹線道路の利用者へのサービス向上を図るため、関係団体などと連携し、地元特産品のPR、休憩機能や観光案内機能、災害・緊急時拠点機能などを有する施設を整備するとともに、施設の利活用を図ります。

6-4 潤いのある都市環境の整備

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

しごと	ひと	少子化	安心	地域
				
a.直接死を 防止する	b.救助救急 活動の確保	c.行政機能 の確保	d.情報通信 機能の確保	e.経済活動を 機能させる
f.ライフライン の早期復旧	g.二次災害を 防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域 成長の両立	

SDGs における位置付け

国土強靭化計画における位置付け

■ 現状と課題

公園や緑地は、市民の憩い、安らぎ、健康増進の場として、また、防災や災害発生時における拠点施設としての機能を併せ持つなど、都市が機能していくために欠かせない存在です。

本市の公園施設は、老朽化による魅力の低下や維持管理費の増大といった課題を抱えています。既存施設を有効に活用しつつ、適切な維持管理と施設更新により、安全性と機能を維持することが求められています。

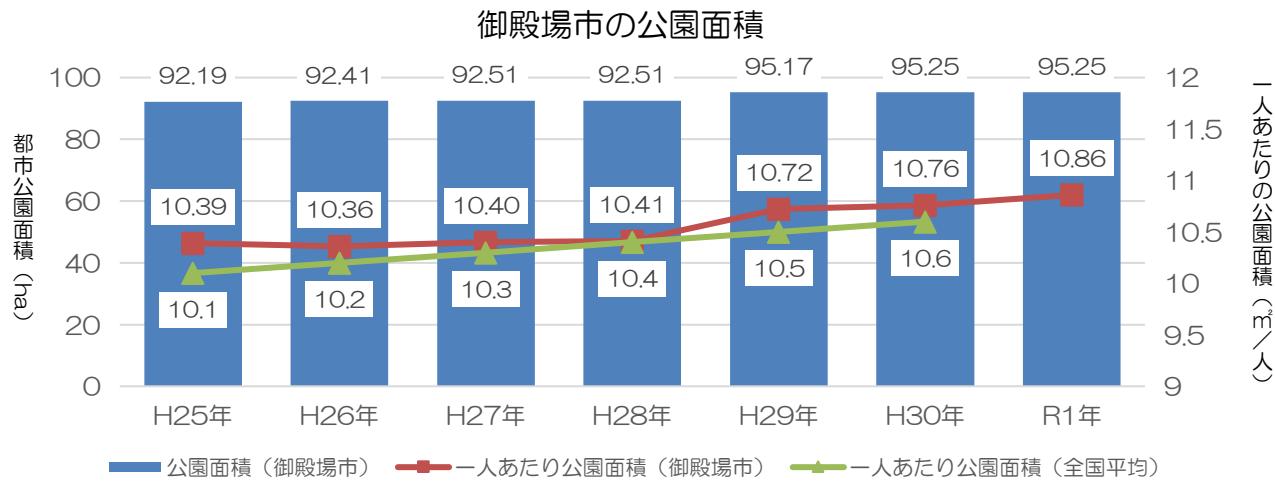
公園・緑地の新たな整備については、地域の特性や市街化の状況等を適切に見きわめることにより、最適な配置や面積の確保などが必要です。

また、緑化推進団体の人材確保・育成が必要です。

□ 関連計画

- 御殿場市緑の基本計画
- 御殿場市都市計画マスター プラン
- 御殿場市公園施設長寿命化計画
- 御殿場市公共建築物個別計画

□ 現状データ



※ 全国平均は平成30年度まで

※ 御殿場市の数値は、都市公園、地区広場、運動公園、その他それに準ずる施設等を含む

出典：御殿場市公園緑地課

緑化推進事業の状況（生垣設置奨励事業）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
生垣（件数）	4	5	5	2	2	2	2
延長（m）	49	46	71	30	40	39	28
累計（m）	17,866	17,912	17,983	18,013	18,063	18,092	18,120

出典：御殿場市公園緑地課

政策の目標

- ◆ 市民、各種団体などと連携し、適切な公園施設の整備・管理を実施することで、良好な都市環境の保全と創出に努めます。
- ◆ 公園や緑地空間の魅力を高めるため、利用者ニーズに応じた利活用を推進し、活動団体などの拡大と地域コミュニティの維持に努めます。
- ◆ 潤いある生活空間の形成を図るため、街路や河川、公共施設などの緑化を推進します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
市民1人あたり都市公園等面積	都市公園、地区広場 運動公園、その他それに 準ずる施設等を含む	10.86m ² /人 (R1)	12.70 m ² /人

■ 施策

（1）公園・緑地の整備

市民や各種団体と協働し、地域や利用者のニーズに応じたレクリエーション、交流の場として活用を図るとともに、計画的な修繕・更新により、安心して利用できるよう、施設の適切な管理に努めます。

（2）緑化活動の推進

生垣の奨励や、種子・球根・苗木や誕生記念樹の配布、幹線道路沿線などへの植栽等を通じて緑化を推進するとともに、緑の募金事業、緑化フェアなど、緑化に関する普及啓発事業を実施します。

また、緑化重点地域活動事業などの市民の緑化推進活動を促進するとともに、緑化推進団体の育成や強化に努めます。

（3）市民の森づくりの推進

未来・後世への遺産づくりとして、景観保全、水源涵養など、多くの機能を持つ森林をより積極的に保全、活用していくために、市民の参画を得て「市民の森づくり」を推進します。

（4）地区広場等の整備

地域住民の健康増進、スポーツの促進及び教養・文化の向上を図るため、地域と協働して地区広場などを計画的に改修し、適切な管理・運営を行います。

6-5 すみやすい住宅・環境の整備

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	しごと	ひと	少子化	安心	地域
SDGsにおける位置付け	3 すべての人に 健康と福祉を	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み継げられる まちづくりを	13 気候変動に 具体的な対策を	
国土強靭化計画における位置付け	a.直接死を 防止する	b.救助救急 活動の確保	c.行政機能 の確保	d.情報通信 機能の確保	e.経済活動を 機能させる
f.ライフライン の早期復旧	g.二次災害を 防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域 成長の両立		

■ 現状と課題

住宅に対するニーズは、量的な確保から質的な水準の向上、多様な選択肢の提供等と変化しており、生活様式に応じた改築や住み替えの容易さなどが求められています。

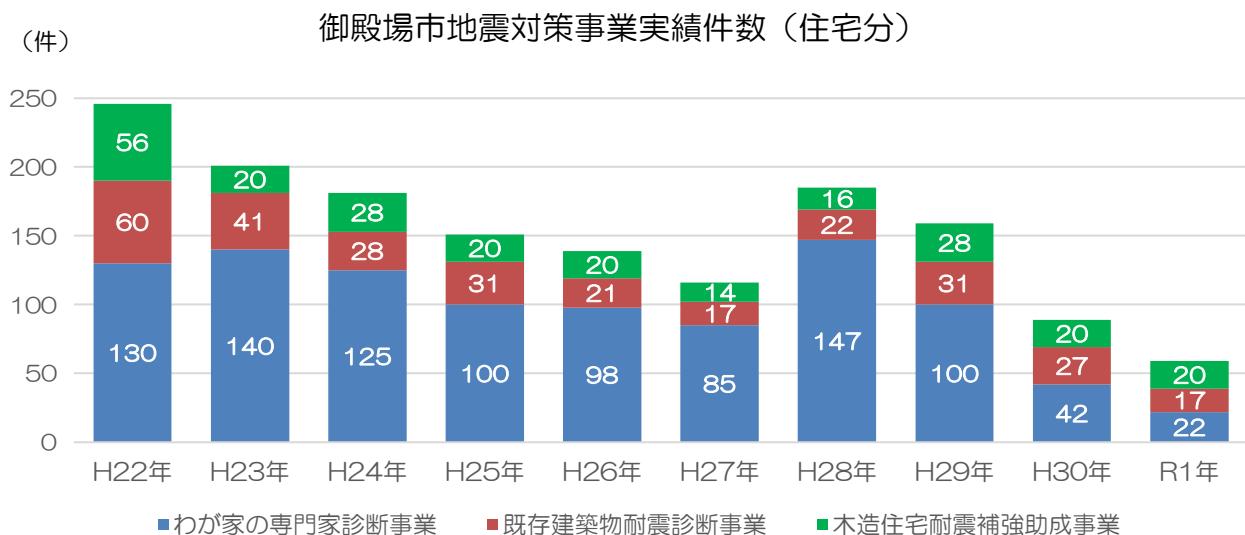
また、人口減少対策と移住、定住促進の観点からも、住宅・住環境の整備が必要です。

一方で、全国的に空き家の増加による諸問題が顕在化するなか、本市では問題が深刻化している状況ではないものの、トラブルを未然に防ぐ指導体制の構築・強化が必要となっています。

□ 関連計画

- 御殿場市住宅マスタープラン
- 御殿場市営住宅等長寿命化計画
- 御殿場市耐震改修促進計画
- 御殿場市空家等対策計画

□ 現状データ



出典：御殿場市建築住宅課

政策の目標

- ◆ 住宅及び住宅地の環境の向上に努めます。
- ◆ 住宅に対するニーズを的確に把握し、適切な情報提供を行います。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
長期優良住宅認定率	認定件数/ 新築一戸建て住宅件数	43% (R1)	50%

施策

（1）安全な住宅等の整備

地震による家屋などの倒壊を防ぐため、耐震基準を満たしていない住宅等の耐震化及びブロック塀の撤去・改善を推進します。

（2）良質な住宅建設の誘導

本市の気候・風土に適した住宅、ゆとりがあり、多世代に対応できる住宅の普及に向けた啓発を図ります。

（3）豊かな住環境の整備

狭隘道路^{※1}の解消、周辺環境と調和した緑豊かな住宅地の形成を図るため、地区計画^{※2}や建築協定^{※3}などの推進に努めます。併せて、生活利便施設の設置誘導や、不適格建築物の移転・改築誘導など、住環境の整備を図ります。

※1 狹隘道路：幅員 4.0m 未満の道路。

※2 地区計画：都市計画法に定められている、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

※3 建築協定：住宅地の環境、商業地の利便性向上等のため、建築基準法による市町村条例に基づき、土地や建築物の所有者等が一定区域の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等について基準を定める制度。

（4）空き家対策

特定空家^{※4}を生まないよう、空き家の現状を把握するとともに、関係機関と連携し空き家の所有者等による自発的な利活用を推進します。

※4 特定空家：そのまま放置していると、倒壊の危険や衛生上有害となるおそれのある建物、著しく景観を損なっている状態等にあると市町村長が認めた空き家。

（5）市営住宅の整備

既存市営住宅の建て替えや適切な維持管理により、住宅に困窮している低所得者、高齢者、障害のある人、子育て世代などに対し、低廉な家賃による居所の提供に努めます。

6-6 交通基盤の整備

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

しごと	ひと	少子化	安心	地域
SDGsにおける位置付け	8 開きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
国土強靭化計画における位置付け	a.直接死を 防止する f.ライフライン の早期復旧	b.救助救急 活動の確保 g.二次災害を 防止する	c.行政機能 の確保 h.迅速な復興	d.情報通信 機能の確保 e.経済活動を 機能させる i.防災と地域 成長の両立

■ 現状と課題

本市は、東名高速道路や国道246号、138号など、広域的な幹線道路が交わる交通の要衝です。そのため、産業・観光関連の交通量が多く、これに生活交通が重なって、渋滞や沿道環境の悪化、交通事故などの課題を抱えており、安全・安心で利便性の高い道路網を整備することが求められています。

また、新東名高速道路、国道138号バイパス、東名高速道路足柄及び駒門スマートインターチェンジなどの開通に伴い、これに関連する道路の整備が必要となっています。

こうした道路網の整備と適切な管理を図るためにも、現在、道路台帳のデジタル化を進めています。これにより道路幅員などの情報をホームページ上で確認できるなど、市民の利便性が向上することも期待されます。

□ 関連計画

- 御殿場市幹線市道整備10か年計画
- 御殿場市橋梁長寿命化計画
- 御殿場市舗装長寿命化計画

□ 現状データ

道路の状況

	路線数（路線）	実延長（m）	舗装道（m）	砂利道（m）	舗装率
国道	3	35,229	35,229	0	100.0%
県道	12	81,164	70,158	14,006	83.4%
市道	3,390	803,085	539,085	264,000	67.1%
計	3,405	919,478	664,472	278,006	72.3%

※ 令和2年3月31日（国道・県道は平成30年4月1日）現在

出典：御殿場市管理維持課

市道幹線道路の歩道設置状況

	実延長(m)	歩道延長(m)	歩道設置率
1級幹線	74,085	32,690	44.1%
2級幹線	90,317	13,111	14.5%
計	164,402	45,801	27.9%

※ 令和2年3月31日現在

出典：御殿場市管理維持課

政策の目標

- ◆ 安全・安心な道路を整備するとともに、効果的・効率化な道路網の形成と維持管理を推進します。
- ◆ デジタル化した道路台帳を活用した適切な道路管理と道路情報の公開を図ります。
- ◆ 新東名高速道路などの主要幹線道路の整備を支援します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
道路の舗装率	舗装道延長／実延長 (道路台帳)	67.1% (R1)	70.1%

施策

（1）都市計画道路・幹線道路の整備推進

交通渋滞の緩和や地域間交流の強化、産業・観光の発展、大規模災害時における緊急輸送路、救急搬送路の確保、景観などの点に配慮して、円滑で快適な道路交通網の整備を目指します。

（2）生活道路の整備

生活環境の向上、交通安全の確保を図るため、市民生活に密接する生活道路を整備します。

（3）道路施設の適切な維持・補修

橋梁など道路構造物の点検等を通じ、適切な維持・補修を実施します。

また、交通に伴う道路の損耗や、経年劣化による老朽化した道路施設の適切な維持・補修を実施します。

（4）デジタル化した道路台帳の活用

デジタル化した道路台帳を本市ホームページで公開するなど、効率的な道路管理と道路情報の公開を図ります。

（5）新東名高速道路などの整備の促進

新東名高速道路（仮称）御殿場インターチェンジ以東の区間について、令和5年度の供用開始に向け円滑な整備を促進します。

また、新東名高速道路周辺に居住する市民の生活環境整備のために、高架下用地の有効利用の推進に努めるとともに、側道の整備を図ります。

（6）新東名高速道路関連道路などの整備

新東名高速道路（仮称）御殿場インターチェンジへのアクセス道路となる、関連都市計画道路の整備を推進するとともに、国道138号須走道路・御殿場バイパス（西区間）などの整備を促進します。

6-7 公共交通の利便性の向上

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	しごと	ひと	少子化	安心	地域
SDGsにおける位置付け	3 すべての人に健康と福祉を 	8 働きがいも経済成長 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	11 住み続けられるまちづくりを 	
国土強靭化計画における位置付け	a.直接死を防止する f.ライフラインの早期復旧	b.救助救急活動の確保 g.二次災害を防止する	c.行政機能の確保 h.迅速な復興	d.情報通信機能の確保 i.防災と地域成長の両立	e.経済活動を機能させる

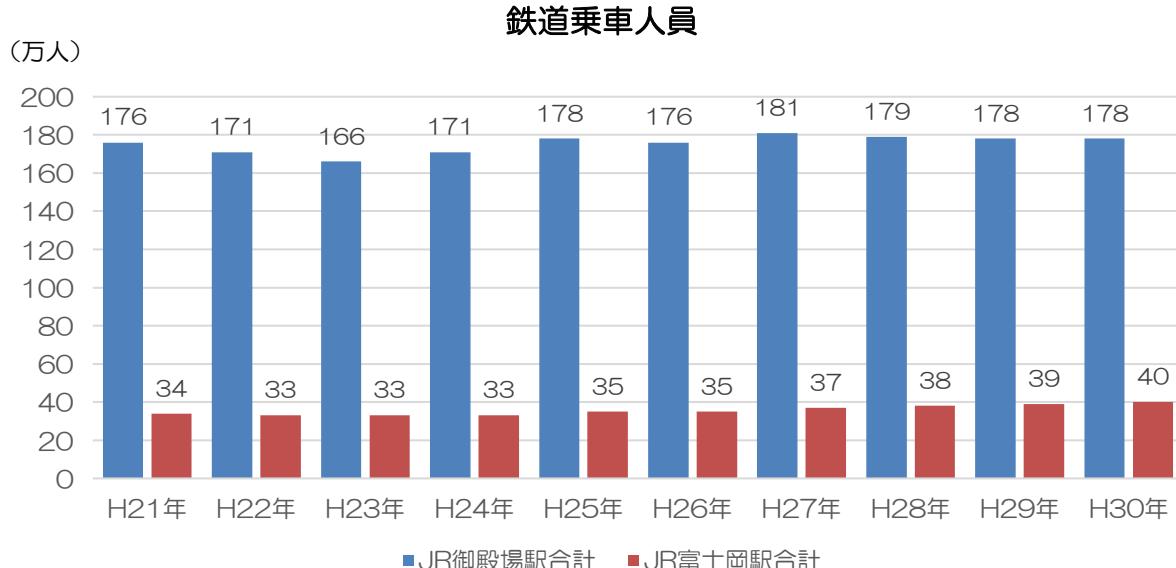
■ 現状と課題

市民の交通手段の確保、また、温室効果ガス削減など環境負荷軽減の視点から、鉄道や路線バスといった公共交通の役割が見直される一方、公共交通の利用者は、減少傾向にあります。

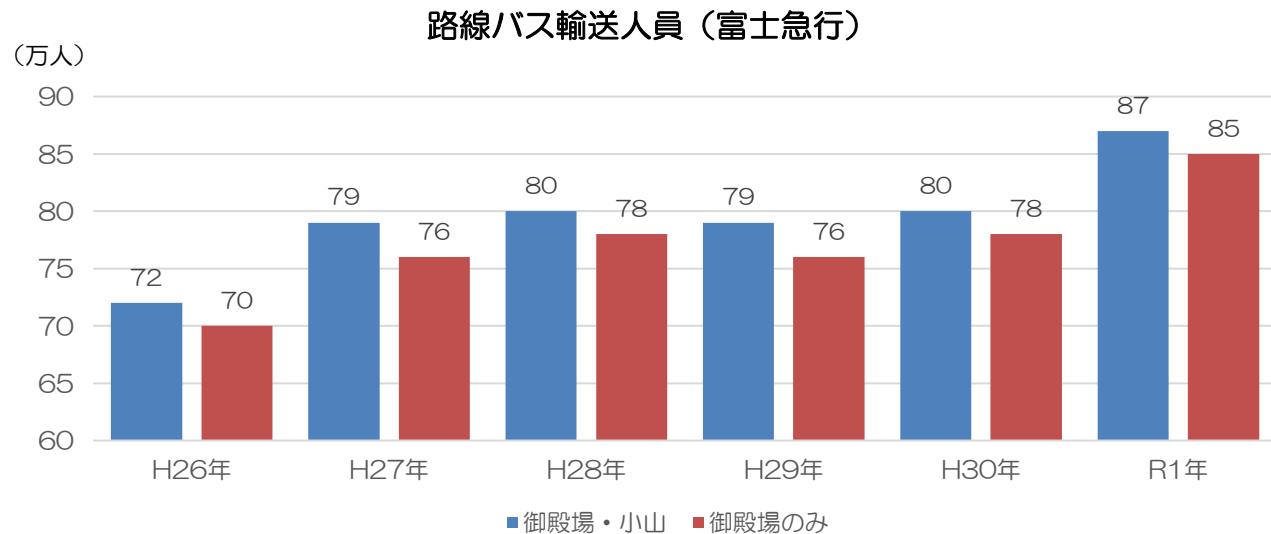
今後は、高齢者の増加が見込まれており、公共交通の需要は高まることが予想されるため、鉄道輸送の充実やバス交通網の維持・改善、タクシーの利便性向上など、地域の実情にあわせて生活交通を確保していく必要があります。

- 関連計画
 - 御殿場市地域公共交通計画

- 現状データ



出典：御殿場市未来プロジェクト課



※ 各年度は前年10月～当年9月まで

※ 「御殿場・小山」は御殿場営業所管内の全路線の輸送人員

※ 「御殿場のみ」は御殿場市に関係する全路線の輸送人員（小山町内完結路線を除く）

※ いずれも路線バス輸送人員のため、イベント等の貸切輸送の人員を除く

出典：富士急行提供資料

政策の目標

- ◆ 公共交通の利便性の向上に取り組むとともに、公共交通機能の維持・改善を図ります。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
路線バス（市内日常生活交通）の年間利用者数	富士急行統計 (御殿場市関係路線バス)	781,430人 (H30)	78.5万人
JR御殿場駅の乗降客数 (一日平均)		9,762人 (H30)	11,000人

施策

（1）鉄道交通の充実

JR御殿場線沿線市町や沿線事業者、団体などと連携し、JR御殿場線の利活用の推進を図るとともに、市民や来訪者の利便性を高めるため、関係機関に対し、鉄道交通の充実を図るよう要請します。

（2）バスなどの公共交通網の整備

バスなど公共交通の利便性向上を図るため、御殿場市地域公共交通計画に基づき、駅などの交通結節点における利便性向上や地域ぐるみの路線バス利用促進運動などに取り組み、将来にわたって地域の公共交通を維持・確保・改善していきます。

（3）交通需要に応じた交通ネットワークの形成

市内の慢性的な交通渋滞解消や円滑な移動の促進を図るため、市内交通需要の把握に努めるほか、交通需要に応じた交通ネットワークの形成に努めます。

また、高齢者をはじめ、全ての人にやさしいユニバーサルデザインタクシーの普及を促進します。

**政策方針7 雄大な富士と共に歩む協働のまちづくり
(協働・計画推進分野)**

7-1 魅力発信の強化

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

しごと	ひと	少子化	安心	地域
-----	----	-----	----	----

SDGsにおける位置付け



国土強靭化計画における位置付け

a.直接死を防止する	b.救助救急活動の確保	c.行政機能の確保	d.情報通信機能の確保	e.経済活動を機能させる
f.ライフラインの早期復旧	g.二次災害を防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域成長の両立	

■ 現状と課題

全国の自治体では、定住人口の増大等を図るため「選ばれる都市」を目指した、都市ブランド力を高めるための様々な取組が実施されています。

本市においても、まちの持続的発展のため、そのポテンシャルを生かし、魅力を広く発信していくことなどにより、都市のイメージと認知度を高めていく取組が必要です。

□ 関連計画

- 御殿場市観光戦略プラン
- 御殿場市観光ハブ都市づくり推進構想

□ 現状データ

地域ブランド調査魅力度ランキング

H22	71位／1,000 市区町村
H23	102位／1,000 市区町村
H24	106位／1,000 市区町村
H25	123位／1,000 市区町村
H26	81位／1,000 市区町村
H27	128位／1,000 市区町村
H28	106位／1,000 市区町村
H29	116位／1,000 市区町村
H30	90位／1,000 市区町村
R1	100位／1,000 市区町村

出典：ブランド総合研究所

政策の目標

- ◆ 御殿場の魅力を発掘、創出し、磨き上げるとともに、市内外に強く発信していくことにより、認知度やイメージの向上を図ります。
- ◆ 市民などのまちに対する愛着心や誇りを醸成し、市内外に向けた魅力の訴求力を高めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式	基準値	目標値 (R7)
地域ブランド 市区町村ランキング		100 位 (R1)	85 位
観光交流客数 (観光レクリエーション客数、宿泊客数)	観光施設の利用者数、 イベント参加者数と 宿泊客数の合計	14,254,816 人 (H30)	1,500 万人

施策

(1) ブランドイメージの構築

御殿場の魅力を表現するための、統一感のあるブランドイメージの構築などにより、認知度やイメージの向上を図ります。

(2) 地域の魅力の磨き上げ

官民一体となって、既存の地域資源の活性化、掘り起こしを行うことにより、新たな価値を付加し、その魅力を積極的に発信します。

(3) シビックプライド*の醸成

御殿場市に関わる多くの人々が、まちに誇りと愛着を持ちながら、豊かにいきいきとした暮らしができる「シビックプライド」の醸成に取り組みます。

* シビックプライド：自分の住んでいるまち、働いているまちなど自分が関わっているまちに対して誇りや愛着を持ち、まちを構成する一員としてより良い場所にするための取組に関わろうとする当事者意識のこと。

(4) 移住・定住のための魅力発信

移住を希望する人に対して、県と連携した相談体制により、御殿場の魅力や適切な情報を提供することで、本市への移住・定住を促進します。

（5）関係人口の創出・拡大

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる「関係人口」の創出・拡大を図ります。

7-2 開かれた行政の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

しごと	ひと	少子化	安心	地域
a.直接死を 防止する	b.救助救急 活動の確保	c.行政機能 の確保	d.情報通信 機能の確保	e.経済活動を 機能させる
f.ライフライン の早期復旧	g.二次災害を 防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域 成長の両立	

SDGs における位置付け

国土強靭化計画における位置付け

■ 現状と課題

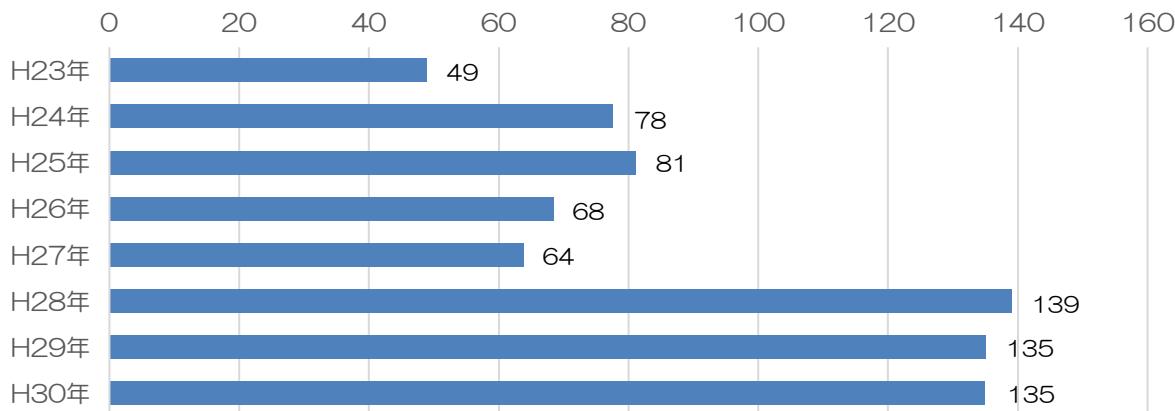
市政に対する信頼と理解を高めるためには、行政情報の公開は不可欠です。本市においては、近年、情報公開コーナーの利用、公文書公開の請求件数は、それぞれ増加傾向にあります。今後も、公平性と透明性を確保するため、行政情報を広く公開することが求められています。

また、行政情報の発信については、必要とされている情報を市民に届けるために、ICT の活用など、様々な広報媒体を通じた発信が必要です。

□ 現状データ

御殿場市ホームページアクセス件数

(万件)



出典：御殿場市魅力発信課

■ 政策の目標

- ◆ 行政の透明性を確保するため、適切な行政情報の公開に努めます。
- ◆ 行政の伝えたいことだけでなく、市民の知りたいことを的確に把握し、行政情報の積極的な広報活動を推進します。
- ◆ 情報の波及・浸透を図るため、わかりやすく魅力ある情報を、多くの媒体で提供します。
- ◆ ICT を活用した情報発信を更に進めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
ホームページアクセス件数	Google アナリティクスによるアクセス数	1,348,884 件 (H30)	140 万件

■ 施策

（1）情報公開と個人情報保護の推進

市政の公正な執行と市民の信頼の確保を図り、市民参加による開かれた市政を推進するため、個人情報保護の徹底を図りつつ、情報公開の充実に努めます。

（2）情報発信の強化

広報紙、同報無線、ホームページ、コミュニティ FM、マスメディアなどの多様な広報媒体を活用し、高い効果の得られる情報発信に努めます。

また、ソーシャルメディア※をはじめとする新たな広報手段を活用し、市民ニーズに対応した利便性の高い情報発信に取り組みます。

※ ソーシャルメディア：インターネット上で展開される情報メディアのあり方で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などの社会的な要素を含んだメディアのこと。電子掲示板や SNS などが含まれる。

（3）広聴の充実

市民意識調査や市長との対話集会などを通じて、広く市民の意見を聴き、市政への反映に努めます。

7-3 市民参画と協働の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

	しごと	ひと	少子化	安心	地域
SDGsにおける位置付け	11 住み続けられるまちづくりを 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 			
国土強靭化計画における位置付け	a.直接死を防止する f.ライフラインの早期復旧	b.救助救急活動の確保 g.二次災害を防止する	c.行政機能の確保 h.迅速な復興	d.情報通信機能の確保 i.防災と地域成長の両立	e.経済活動を機能させる

■ 現状と課題

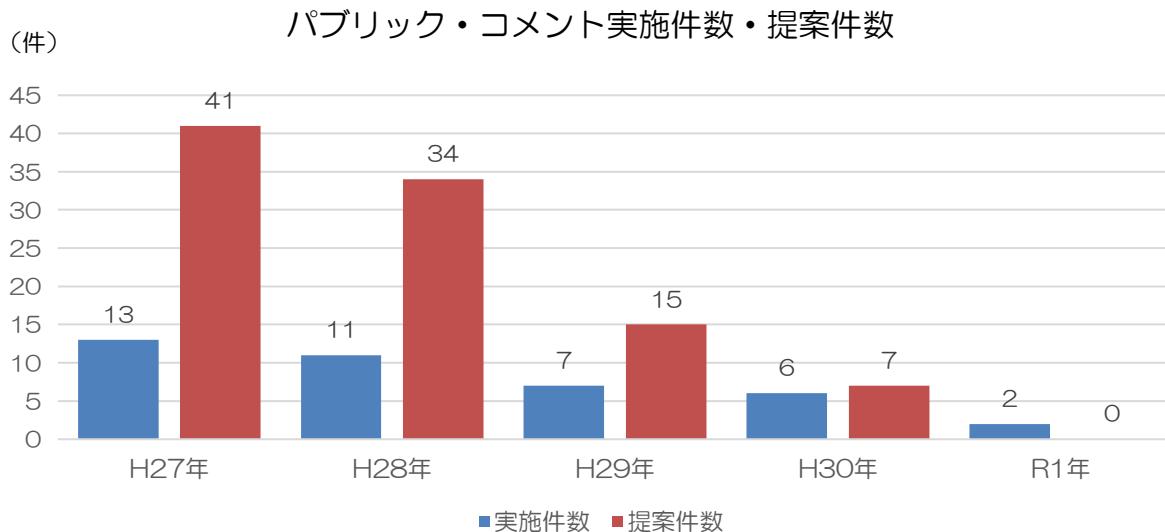
行政に対する市民ニーズが多様化・高度化するなか、限られた行政資源の効果的・効率的な活用が必要となっています。

このようななか、公共的な課題に対し、市民が主体的に取り組む活動への関心や、市民と行政の協働に対する意識が高まっていることから、より多くの市民が参画できる機会を充実させていく必要があります。

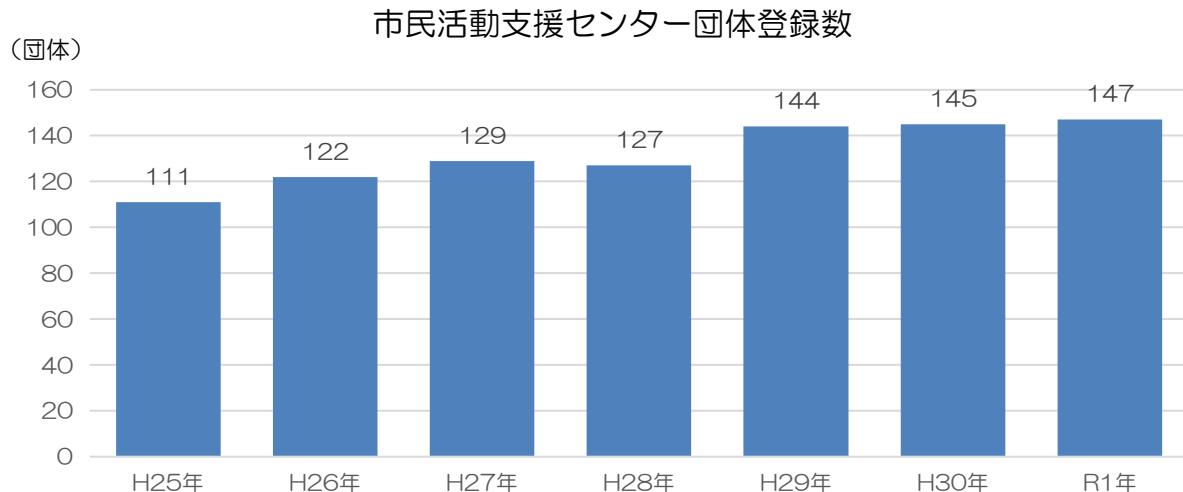
□ 関連計画

- 御殿場市市民協働型まちづくり推進指針
- 御殿場市市民協働型まちづくり推進プラン
- みんなの声を活かす意見公募手続要綱

□ 現状データ



出典：御殿場市企画課



出典：御殿場市市民協働課

■ 政策の目標

- ◆ 市民と行政が連携・協力し、協働によるまちづくりを推進します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
市民協働型まちづくり事業申請件数		6 件 (R2)	12 件
市民活動支援センター団体登録数		147 団体 (R1)	160 団体

■ 施策

（1）市民参画機会の充実

審議会や研究会などにより、計画策定段階からの市民参画機会の充実を図ります。

また、計画案へのパブリック・コメント※の実施により市民参画を促進します。

※ パブリック・コメント：市が計画や条例などの案を事前に公表し、市民の皆さんからの意見を募り、寄せられた意見に対しての市の考え方を公表するとともに、その寄せられた意見を考慮して最終案をつくっていく一連の手続きのこと。

（2）市民活動団体等の育成支援

市民活動団体などの育成に努めるとともに、協働の担い手となる人材育成に努めます。

また、市民活動の拠点となっている市民活動支援センターの機能の充実を図ります。

（3）協働のまちづくり支援

幅広い行政分野において協働の考え方を取り入れ、市民や行政からの提案による市民協働型まちづくり事業を推進するとともに、より効果的な協働の仕組みについて検討します。

7-4 男女共同参画社会の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	しごと	ひと	少子化	安心	地域
SDGsにおける位置付け	5 ジャンダー平等を実現しよう 	10 人や国の不平等をなくそう 			
国土強靭化計画における位置付け	a.直接死を防止する f.ライフラインの早期復旧	b.救助救急活動の確保 g.二次災害を防止する	c.行政機能の確保 h.迅速な復興	d.情報通信機能の確保 i.防災と地域成長の両立	e.経済活動を機能させる

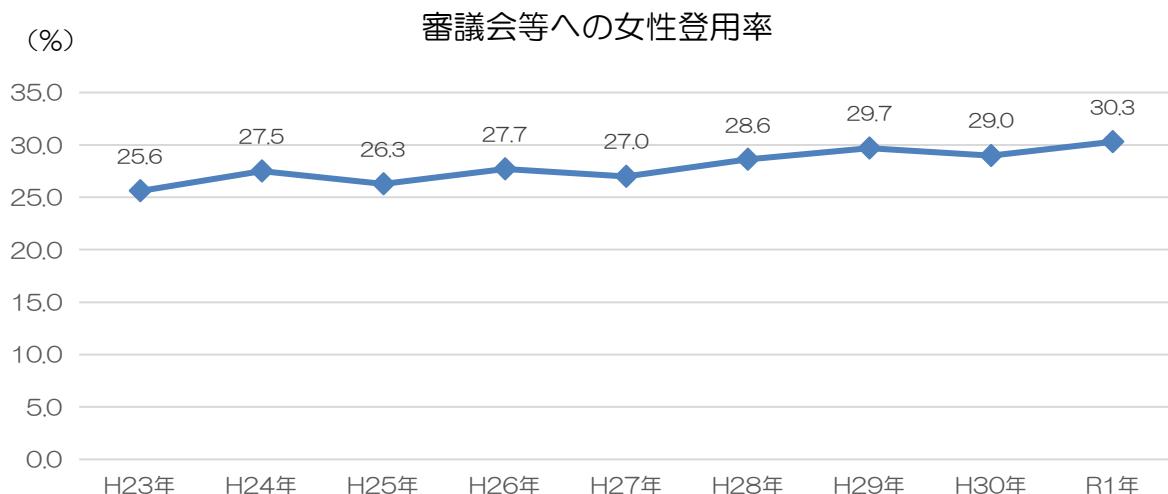
■ 現状と課題

誰もが生きがいと誇りを持って暮らし、活力あふれるまちづくりを進めていくためには、男女の固定的な役割分担意識等にとらわれることなく、互いにその個性や能力を発揮していくことのできる男女共同参画社会の実現が不可欠です。本市においても、御殿場市男女共同参画推進条例や御殿場市男女共同参画計画に基づき、引き続き、意識啓発や体制づくりを進めていく必要があります。

□ 関連計画

- 御殿場市男女共同参画計画（第四次レインボープラン）

□ 現状データ



出典：御殿場市市民協働課

■ 政策の目標

- ◆ あらゆる分野における男女共同参画を推進します。
- ◆ 男女がともに協力し、豊かに暮らせる環境づくりに努めます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
市主催の審議会等への女性登用率		30.3% (R1)	35%
市内の男女共同参画社会づくり宣言事業所・団体数		17 件 (R1)	22 件

■ 施策

（1）男女共同参画推進に向けた意識の啓発

男女がともに人権を尊重し、それぞれの特性を理解しあい、男女共同参画への意識を醸成していくよう、普及啓発活動、学習機会の充実を図ります。

（2）女性が活躍できる社会の実現に向けた環境の整備

女性の活躍推進のため、男女がともに仕事と家庭や地域での生活のバランスを取りながら、子育てや介護に主体的に取り組め、対等に活躍できるような環境整備を推進します。

（3）だれもがいきいき活躍できる社会づくりの推進

だれもが個性を活かし、多様性を重視し能力を発揮することができる社会づくりを推進するため、制度や慣行の見直しを図り、ハラスメントの防止、貧困に直面する男女の支援、生涯にわたる心と身体の健康づくりなどの体制を充実させます。

7-5 健全な財政運営の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	しごと	ひと	少子化	安心	地域
SDGsにおける位置付け					
国土強靭化計画における位置付け	a.直接死を防止する f.ライフラインの早期復旧	b.救助救急活動の確保 g.二次災害を防止する	c.行政機能の確保 h.迅速な復興	d.情報通信機能の確保 i.防災と地域成長の両立	e.経済活動を機能させる

■ 現状と課題

地方交付税や国・県による各種補助金、交付金の縮減、少子高齢化の急速な進展などにより、市の財源増加が見込まれないことに加えて、扶助費などの義務的経費が増加傾向にあります。

一方、地方分権や地方創生の推進に向けた、自立した財政基盤の確立が求められており、中長期的な視点に立った財政運営が不可欠となっています。

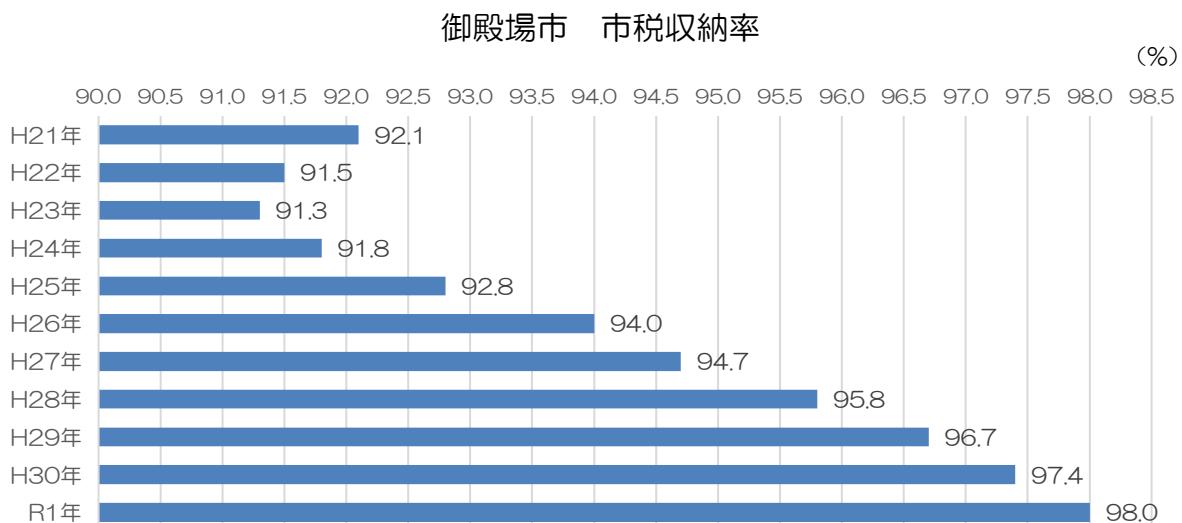
こうしたなか、口座振替やコンビニエンスストアを利用した納付システムの拡充等により納付者の利便性を高めるとともに、納付率をさらに向上させることが重要です。

また、差押、公売などによる徴収体制の強化を図るなど、財源の確保に努める必要があります。

□ 関連計画

- 御殿場市財政計画
- 御殿場市公共施設等総合管理計画
- 御殿場市公共建築物個別計画

□ 現状データ



出典：御殿場市税務課

御殿場市の財政状況

年度	経常収支比率	実質公債費比率
H22	81.7	10.6
H23	82.8	11.7
H24	83.4	12.5
H25	84.2	12.4
H26	84.8	11.5
H27	83.7	10.8
H28	84.7	10.2
H29	84.8	10.2
H30	82.8	10.2
R1	82.4	9.9

出典：御殿場市財政課

政策の目標

- ◆ 中長期的な財政計画に基づいた健全な財政運営に努めます。
- ◆ わかりやすく、客観的な指標に基づく財政状況の公表に努めます。
- ◆ 公有財産の効果的な活用や運用に努めます。
- ◆ 納付者の利便性向上を図るとともに、公正かつ適正な徴収に努め、財源の確保を図ります。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
経常収支比率	経常的経費に支出した一般財源/ 経常一般財源	82.4 (R1)	82.2
実質公債費比率	実質的に支出された公債費/ 標準財政規模	9.9 (R1)	9.7

施策

（1）財源の確保

企業立地、人口増加策等を通じて、自主財源の確保を図ります。

また、国や県の補助金などを積極的に活用することにより、財源の確保に努めます。

（2）効率的な財政運営

企業会計手法による連結財務諸表※を作成し、資産や負債の内容を明らかにするとともに、財務内容の分析に活用し、収支バランスの取れた適正規模の予算編成に努めます。

※ 連結財務諸表：連結会計制度に応じて、法律的には別個の企業となる親会社とその傘下にあるグループ各社を、単一の企業組織として作成される財務諸表のこと。地方公共団体の場合、普通会計や公営事業会計等とあわせて関係団体等も連結した財務諸表のこと。

（3）効果的な資産の活用

御殿場市公共施設等総合管理計画等に基づき、公共施設の長寿命化を図りつつ、長期的視点に立って公有資産の効率的な活用を図ります。

（4）納付しやすい環境の整備

税や公共料金等の口座振替やコンビニエンスストアを利用した納付を引き続き促進するとともに、新たな納税サービス導入の検討を行うなど、納付しやすい環境の整備に努めます。

（5）公正・適正な滞納の整理

市税滞納者の実情を把握し、公正かつ適正な滞納整理を実施します。

また、徴収体制の強化や差押、公売など、法令に則った対応を行うことで、収納率の向上に努めます。

7-6 効率的な行政運営の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	しごと	ひと	少子化	安心	地域
SDGsにおける位置付け	5 ジンジャー平等を実現しよう 	8 働きがいも経済成長 	11 住み継がれるまちづくりを 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナーシップで目標を達成しよう
国土強靭化計画における位置付け	a.直接死を防止する f.ライフラインの早期復旧	b.救助救急活動の確保 g.二次災害を防止する	c.行政機能の確保 h.迅速な復興	d.情報通信機能の確保 i.防災と地域成長の両立	e.経済活動を機能させる

■ 現状と課題

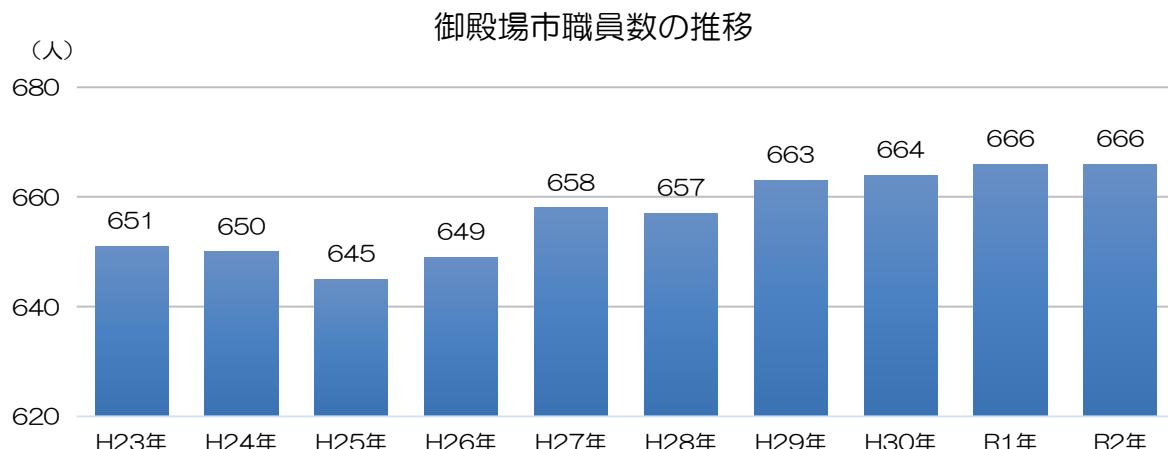
限られた行政資源を有効に活用し、複雑化、多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、施策の重点化やITの活用、事務の効率化、民間活力の活用など、効率性の高い行政運営が求められています。

また、質の高い行政サービスを将来にわたって持続的に提供するために、さらなる職員の意識改革、資質及び能力の向上等を図る必要があります。

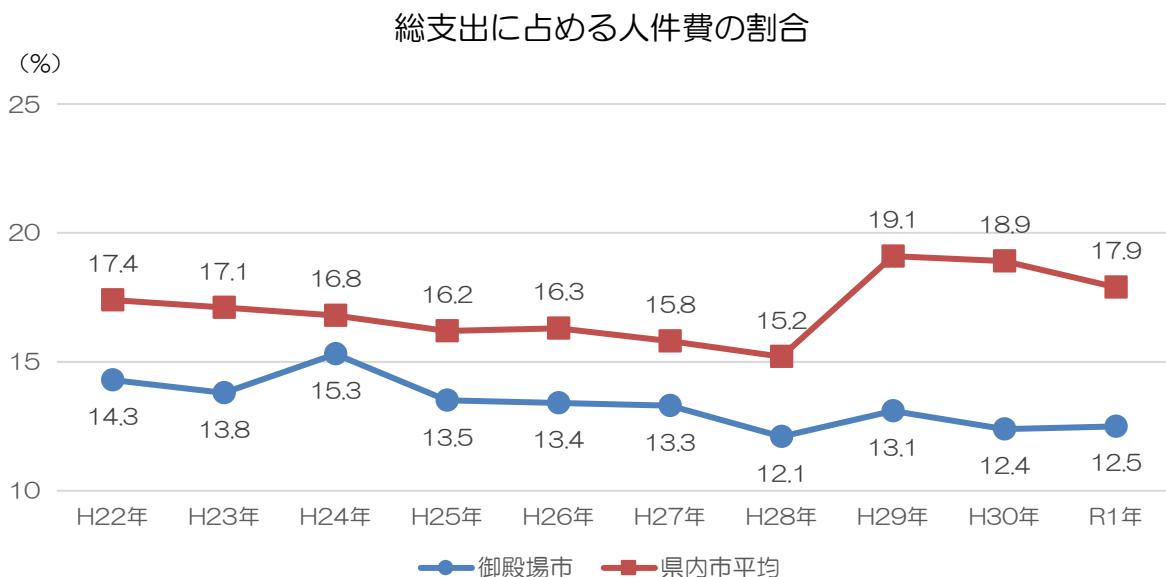
□ 関連計画

- 御殿場市行政経営指針
- 御殿場市行政情報化推進計画
- 御殿場市定員管理計画
- 御殿場市行政情報化推進計画
- 御殿場市人材育成基本方針
- 特定事業主行動計画

□ 現状データ



出典：御殿場市人事課



出典：御殿場市財政課

■ 政策の目標

- ◆ 経営的な視点に立った効率性の高い行政運営に努めます。
- ◆ 行政サービスの更なる向上と行政事務の効率化、高度化の実現に向けた電子行政の推進に取り組みます。
- ◆ 意欲ある多様な人材を確保するとともに、職員自らが考え行動し、市民の良きパートナーとして市政を担う人材を育成します。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
人口千人当たりの職員数	普通会計職員数/ 住民基本台帳人口	6.8 人 (R1)	6.8 人

■ 施策

(1) 市民サービスの向上

行政手続きの簡素化やワンストップ化、市民にとってわかりやすい市役所の実現、また、オンライン利用の促進を図ることなどにより、市民サービスの向上に努めます。

(2) 機能的な組織づくり

新たな行政課題や市民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、機能的でわかりやすい組織づくりに努めるとともに、部署間の連携を深め、部門横断的な連携調整機能を強化します。

（3）民間活力の活用

効率的で、質の高いサービスを提供するため、民間事業者の技術・専門性・経営力など、民間活力の一層の活用を推進します。

（4）施策・事業の評価と進捗管理

施策・事業を評価・検証し、継続的な進捗しんちょくの管理を行うとともに、効率的かつ効果的な事業の実施に努めます。

（5）情報化の推進と先端技術の活用

ICT や AI など先端技術を活用した業務の簡素化・標準化を推進し、行政事務の効率化・省力化等を図ります。また、情報セキュリティ確保を徹底し、情報管理の安全確保に努めます。

（6）適正な人事管理と人材育成

多様で有用な人材の確保に努めるとともに、職員の能力、経験、専門性等に配慮した適材適所の職員配置を行います。

職員の意識改革や政策関連能力、対人関係能力等の向上を図るための研修を実施し、自立的な行政運営の担い手を育成します。

併せて、職員の服務規律意識の向上を図るとともに、健康管理体制の充実、働き方改革の推進など職場環境の整備に努めます。

（7）監査制度の充実

行政の事務を客観的に評価するため、監査基準を基に監査委員の専門性や独立性の確保を図るなど、監査制度の充実・強化に努めます。

7-7 広域連携の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

しごと	ひと	少子化	安心	地域
6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを
SDGsにおける位置付け				
15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう		
国土強靭化計画における位置付け				
a.直接死を防止する f.ライフラインの早期復旧	b.救助救急活動の確保 g.二次災害を防止する	c.行政機能の確保 h.迅速な復興	d.情報通信機能の確保 i.防災と地域成長の両立	e.経済活動を機能させる

現状と課題

交通や通信手段が発達し、通勤や通学、買い物など日常生活も自治体の圏域を越えて拡大しています。そうしたなか、観光や産業振興、環境問題など、近隣自治体を含めた広い地域で取り組むべき分野が拡大しており、広域連携体制のさらなる強化が求められています。

□ 関連計画

- 環富士山地域広域連携ビジョン

政策の目標

- ◆ 周辺自治体などとの連携により、共通した広域的課題の解決に取り組みます。

□ 政策成果指標

指標	計算式等	基準値	目標値 (R7)
他の地方公共団体と連携した施策数（富士山ネットワーク）	富士山ネットワーク会議各研究会で実施した事業・イベントの合計	44 (R1)	45

施策

（1）広域公共サービス・施策の充実

住民の福祉向上を図るため、近隣自治体と連携し、新たな広域的課題や相互に抱える課題の解決に努めるとともに、施設の相互利用などのサービス充実を図ります。

（2）広域行政体制の充実・強化

富士山や環境、観光、防災など広域的視点に立って取り組むべきテーマ、また、時代の変化に伴って生じる様々な課題等について、周辺自治体に限ることなく、県や市町といった既存の行政圏域の枠を超えた自治体同士の連携により、取組の推進や課題の解決を図ります。

7-8 財産区との連携強化

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

し ご と	ひ と	少 子 化	安 心	地 域
-------	-----	-------	-----	-----

SDGsにおける位置付け



国土強靭化計画における位置付け

a.直接死を防止する	b.救助救急活動の確保	c.行政機能の確保	d.情報通信機能の確保	e.経済活動を機能させる
f.ライフラインの早期復旧	g.二次災害を防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域成長の両立	

■ 現状と課題

合併協定に基づき設置された本市の財産区は、今日までに生活基盤、都市基盤、教育施設などの整備に多額の財源を拠出し、地域住民はもとより住民福祉の向上に非常に大きな役割を果たしてきました。今後も市と財産区が一体となってまちづくりを推進していきます。

■ 政策の目標

- ◆ 財産区と連携した協力体制の強化に努めます。

■ 施策

(1) 財産区との連携

市と財産区が一体性を保ちながら、協議・協力のもと、まちづくりを効果的に推進します。

(2) 財産区に関する情報の提供

財産区の成り立ちや経緯及びまちづくりに果たしている役割などについて、広く市民に周知するため、市ホームページなどを通じて情報提供を行います。

7-9 東富士演習場周辺における生活環境整備の推進

まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け

しごと	ひと	少子化	安心	地域
-----	----	-----	----	----

SDGs における位置付け



国土強靭化計画における位置付け

a.直接死を防止する	b.救助救急活動の確保	c.行政機能の確保	d.情報通信機能の確保	e.経済活動を機能させる
f.ライフラインの早期復旧	g.二次災害を防止する	h.迅速な復興	i.防災と地域成長の両立	

■ 現状と課題

東富士演習場の歴史は、明治 45 年（1912 年）、旧日本陸軍によって創設された富士裾野演習場まで遡ります。その後、連合国軍による接收、米軍東富士演習場、日米使用転換協定、東富士演習場使用協定の締結を経て、現在は自衛隊が管理、管轄する演習場として使用されています。

また、市内には陸上自衛隊の 3 駐屯地が所在し、多くの自衛隊関係者が居住しています。

東富士演習場は、約 8,800ha にも及ぶ広大な面積のうち、国有地が 3 分の 1、民公有地が 3 分の 2 を占めており、国と地元権利者、行政などで締結する東富士演習場使用協定に基づいて運用されています。米軍専用区域である富士宮舎地区の返還による、米軍東富士演習場の全面返還が大きな課題となっています。

市域の約 3 分の 1 という広大な面積を有する東富士演習場は、市民生活と広い範囲でかかわりを持つことから、地元民生の安定と演習場の安定使用との両立など、望ましい地域づくりの推進とともに、民有諸権利の擁護について、国をはじめとする関係機関と調整を図っていく必要があります。

□ 関連計画

- 東富士演習場周辺開発基本計画

□ 現状データ

東富士演習場の概要

所在地	市町面積		東富士演習場面積				
	面積	演習場の割合	国有地		民公有地		合計
			面積	割合	面積	割合	
御殿場市	19,490ha	31.52%	2,027ha	23.03%	4,117ha	46.77%	6,144ha
裾野市	13,812ha	6.92%	934ha	10.61%	22ha	0.25%	956ha
小山町	13,574ha	12.55%	487ha	5.53%	1,216ha	13.81%	1,703ha
合計	46,876ha	18.78%	3,448ha	39.17%	5,355ha	60.83%	8,803ha

※ 令和 2 年 4 月 1 日現在

出典：御殿場市演習場涉外課

市内所在の自衛隊駐屯地及び米軍施設

施設名	所在地	駐屯人数	面積
陸上自衛隊 滝ヶ原駐屯地	御殿場市中畑 2092-2	1,400人	47ha
陸上自衛隊 板妻駐屯地	御殿場市板妻 40-1	1,800人	20ha
陸上自衛隊 駒門駐屯地	御殿場市駒門 5-1	1,100人	25ha
富士営舎地区（キャンプ富士）	御殿場市中畑 2092	150人	118ha

※ 令和2年4月1日現在、駐屯人数は常時移動があるため概数

出典：御殿場市演習場涉外課

■ 政策の目標

- ◆ 演習場の使用に伴う諸障害の防止・軽減を図ります。
- ◆ 民生安定、公共用の施設整備など生活環境整備事業を推進します。
- ◆ 民有諸権利の擁護に努めます。

■ 施策

（1）演習場の使用に伴う諸障害の防止・軽減

演習場の存在が、市民の生活に弊害をもたらすことのないよう、関係機関と連携し、諸障害の防止や軽減、緩和のための事業を推進します。

（2）民生安定事業の推進及び民有諸権利の擁護

演習場の設置・運用に伴う、生活環境施設や事業経営の安定に寄与する施設の整備などの民生安定施設整備事業及び公共用の施設整備事業を推進します。

市民の身体・生命・財産の安全を守るために諸施策の実施を関係機関に働きかけるとともに、土地・入会・水利などの民有諸権利の擁護に努めます。

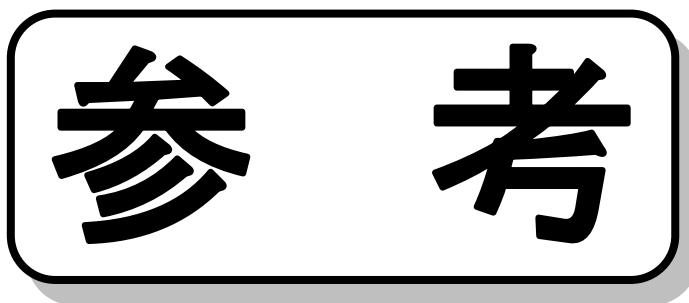
東富士演習場周辺開発計画に基づき、国有地解放団地を中心とする地域において、開発と振興を図ります。

（3）地域と自衛隊との共生

地域と自衛隊が、都市の将来像を共有しながら共存共栄するまちづくりを進めるため、地域と自衛隊との交流を促進します。

（4）米軍東富士演習場全面返還の方針の堅持

東富士演習場使用協定成立の前提である、米軍東富士演習場全面返還の方針を堅持し、米軍「富士営舎地区（キャンプ富士）」の返還について、関係機関に働きかけます。



第四次御殿場市総合計画

基本構想

基本構想について

基本構想は 10 年後（令和 7 年度）の本市が目指すまちの姿として将来都市像を示すとともに、将来都市像の実現に向けた基本目標を定め、市民、事業者、行政など、本市に関わる全ての人々が取り組むまちづくりの基本的な理念として、7 つの政策方針を示すものです。

期間は、平成 28 年度（2016 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までです。

第1章 基本構想策定の趣旨

本市では、平成12年度に“緑きらきら、人いきいき、御殿場”を将来都市像とする、「第三次御殿場市総合計画」を策定し、平成13年度から平成27年度までを計画期間として、総合的かつ計画的な行政の運営に努めてまいりました。

この間、富士山世界遺産登録や新東名高速道路御殿場ジャンクション以西の開通等、本市のポテンシャルを高める追い風が吹くなか、新たな工業団地の整備や富士山樹空の森等の大型集客施設を整備し、また、良好な景観形成に取り組むことにより、さらなる御殿場の魅力の創出を図ってまいりました。

一方、各地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化社会の到来により、社会保障問題や、東京圏一極集中による地方の人口減少問題、さらには気候変動による大規模自然災害への対応等、様々な面で大きく変化しております。

また、地方分権の流れが加速するなか、地方自治体はこれまで以上に、市民と行政が一体となり、地域の特性を生かしたまちづくりが求められています。

こうした新たな局面を迎える、本市の持つ豊かな自然をはじめ、あらゆる資源を最大限に生かすことにより、人々が集い、市民にとって希望と活力があふれるようなまちとするため、新たな指針として「第四次御殿場市総合計画基本構想」を策定するものです。

第2章 将来都市像

「緑きらきら、人いきいき、交流都市 御殿場」

世界の宝である富士山が与えてくれる豊かな自然を保全・活用し、誰もが生きがいと誇りを持って暮らすことのできるまちづくりを進め、本市の魅力に引かれ、人々が集うまちを将来都市像として表します。

第3章 土地利用の基本方針

富士山と箱根外輪山に代表される豊かな自然環境に調和した都市活動を実現するため、自然系、農林系、都市系の各利用区分に応じた秩序ある土地利用を図ります。

また、新東名高速道路等の整備により一層向上する広域交通ネットワーク上の優位性を生かしたまちづくりを推進し、長期にわたる安定した発展と均衡のとれた土地利用を図ります。

第4章 政策の方針

政策方針1 人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり

《産業》

富士山世界遺産登録、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等による交流人口の増加や、新東名高速道路の新たなインターチェンジの開設等による産業構造の変化を視野に入れ、新たな産業の振興及び観光戦略により、活力あるまちづくりを進めます。

- 富士山と箱根外輪山、その周辺の豊かな自然環境や景観をまちの魅力に生かし、周辺市町村と連携した周遊、滞留型の観光を促進し、観光ハブ都市として発展するため、既存の観光施設に加え、新たな資源の発掘やスポーツ等のツーリズムの創出により、観光交流客数の増加を図ります。
- 新たな工業用地の創出を図ることにより、企業が進出しやすい環境の整備に努めます。また、起業者への支援を図るとともに、農林業や商業等との連携による新たな産業の振興に努めます。
- 魅力ある農林業の振興を目指すため、地場産品の販売強化やブランド化を図ります。また、安全で安心な農産物の生産を推進するとともに、農地や山林の適正な管理に努めます。
- 消費者ニーズに応じた商品の販売やサービスの提供を行うため、商店街や企業等が行う活気ある活動を支援します。また、本市の魅力ある地域資源を生かした御殿場ブランド商品の開発を促進します。
- 豊かな工業の振興を図るため、中小企業の経営基盤の安定化及び経営の改善を支援します。
- 誰もが働きやすくするため、国や県等と連携して良好な就業環境の整備を促進します。また、労働者への充実した福利厚生と豊富な労働教育の提供に努めます。

政策方針2 笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり

《健康福祉》

誰もが希望を持って明るく健康に暮らすことができるよう、社会福祉の充実を図り、地域で支え合う健やかな福祉のまちづくりを進めます。

- 真の子育て日本一を目指して、地域で子どもを見守る仕組みや預けやすい環境の確立など、子育て環境の向上を図ります。
- 市民がいつでも安心して医療サービスを受けられるために、地域の医療機関との連携強化を図るとともに、広域を含む地域医療体制づくりを推進します。
- 健康寿命の延伸のため、食育の推進や健康づくりの啓発など、市民自ら健康づくり活動が実践できるような体制づくりに努めます。
- ライフステージに応じた健康診査や検診、教育・相談等を実施し、健康管理支援体制づくりを推進します。
- 誰もが安心して暮らすことのできるよう、地域と行政の連携により、福祉サービスを提供するとともに、地域住民がお互いに支え合い、助け合う地域社会を築きます。
- 高齢者が住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らせる環境づくりを促進します。
- 障害のある人が住み慣れた地域で生活を送ることができるように、自立支援や社会参加の促進に努めます。
- 保険・年金制度の周知に努めるとともに、医療費の適正化を図ります。

政策方針3 安全で安心して暮らせるまちづくり**《防災・市民生活》**

市民の生命と財産を守るために、自然災害をはじめ、犯罪、事故、火災など様々な災害に対し、常に危機管理意識を持って的確な対応ができる安全で安心なまちづくりを進めます。

- 自然災害や国民保護事案、感染症対応などのあらゆる危機事案を想定した危機管理体制を構築し、的確な対応に努めます。また、自主防災会の能力向上など、地域の防災力の強化及び大規模災害に対応した広域避難体制の確立に努めます。
- 地域の防火や救命措置などの対策を進めるほか、火災や緊急時に迅速かつ的確に対応できる消防、救急・救助体制の強化を図ります。
- 大規模地震や集中豪雨に備えて、森林機能の保全や河川改修などを進め、治山・治水に努めます。
- 身近な地域で発生する犯罪を防止し、安全で安心なくらしを実現するため、地域ぐるみの防犯活動や防犯設備の充実を図ります。
- 消費者の権利の尊重と自立の支援を図るため、相談体制の強化や消費者教育を推進します。
- 交通安全意識の高揚を図り、交通に関するルールの遵守とマナーの向上をはたらきかけるとともに、交通安全施設や設備の保全と拡充に努めます。

政策方針4 富士山のよう大きな心を持った人づくり

《教育文化》

地域と行政が一体となり、子どもから大人までお互いに学び合うことで、豊かな心を持ち、いきいきと暮らすことのできる人づくりを進めます。

- 確かな人間力、社会力を身につけ、郷土愛を育むために、家庭、地域、保育所、こども園、幼稚園、学校が連携し、より良い教育環境を整え、次世代を担う人づくりに努めます。
- 市民が自ら学びあい、実りある毎日を送り、また地域活動が活発化するように、自由に学ぶことのできる環境や温かい地域の構築を図ります。
- 市民が、芸術文化に接する機会を増やすため、環境整備の充実に努めるとともに、世代間の交流を通じ、担い手の育成と主体的な活動の支援を図ります。
- 市民が、生涯にわたりスポーツに親しむことで生きがいを感じられるよう、スポーツ環境の整備を図ります。
- 地域文化継承のため、歴史・文化資源の調査と保全を進めます。また、地域文化の理解を深めるため、歴史・文化の学びの場の提供を図ります。
- 市民と在住外国人が相互理解のもと、安心して快適に暮らすことができる多文化共生社会の実現を目指すとともに、様々な分野での国際交流を通して、国際化の推進に努めます。

政策方針5 富士山の恵みを大切にするまちづくり**《環境》**

富士山や箱根外輪山の恵みである水資源や自然環境を守り、市民や企業等とともに地球の環境問題を意識した身近な環境の保全活動の推進を図るほか、資源循環型社会の形成に向けた取組を推進し、清らかで環境にやさしいまちづくりを進めます。

- 地球温暖化を防止するため、環境負荷の小さいエネルギーや新エネルギーの利用の促進を図るほか、市民や企業等と協働で環境保全活動を推進します。
- 富士山や箱根外輪山の自然環境の保全を推進するほか、自然資源を生かした魅力づくりに努めます。
- 誰もが安心して安全に暮らせるように、市民・企業等・行政が協働して、生活環境の向上に努めます。
- 資源循環型社会を形成する一環として、ごみの減量や再資源化等を推進するほか、廃棄物等の適正な処理を図ります。
- 恵まれた水環境を保全するため、水資源の有効利用に努めるほか、生活排水処理施設等の整備と適正な管理を推進します。

政策方針6 富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり

《都市基盤》

秩序のある土地利用、効率的な都市基盤の整備を推進し、ゆとりある住環境、美しい景観の形成に努めることにより、自然と共生した都市の構築を図り、市民が住むことに誇りを持てるようなまちづくりを進めます。

- 富士山などの景観資源の保全とこれらを生かした魅力ある景観形成に努めます。
- 優れた自然環境と市民が暮らしやすい生活環境の調和を図るため、適正な土地利用への誘導を図ります。
- 中心市街地における基盤の整備や新東名高速道路の新たなインターチェンジ等を生かした都市の整備により、拠点的・面的なまちづくりを推進します。
- 公園を計画的に整備し、適正な維持管理を行うほか、市民や企業との協働による緑化活動に努めます。
- 誰もが安心して快適な生活を営むことができるよう、ゆとりある住宅などの建築を進め、住環境の整備に努めます。
- 新東名高速道路等の幹線道路整備の推進を図るとともに、安全で安心な道づくりと道路網の整備に努めます。
- 交通弱者をはじめとする交通利用者の円滑な移動を図るため、バス・電車等の公共交通の充実と交通拠点の利便性の向上を図ります。

政策方針7 雄大な富士と共に歩む協働のまちづくり**『協働・計画推進』**

市民と行政が共に支え、共に育むことにより、地域の魅力向上を図るとともに、効果的な行財政運営に努め、市民が誇りと希望を持ち、明るく元気の出るまちづくりを進めます。

- 市民の地域への愛着心と自治体知名度の向上を図るため、本市の資源や魅力を磨き上げ、戦略的な発信の展開に努めます。
- 行政の透明性の確保と市政に対する市民の理解を高めるため、行政情報の効果的な発信と市民ニーズの把握に努めます。
- 公共的な課題に対し、市民と行政が協働して取り組むため、市民活動団体の育成を図るとともに、市民協働型まちづくりを推進します。
- 男女がその個性と能力を発揮することができる社会の実現を目指すため、あらゆる分野への男女共同参画の促進を図るとともに、環境の整備に努めます。
- 安定した健全な財政状況を継続するため、多様な資金の調達を行うことにより財源を確保し、効率的・効果的な財政運営を図ります。
- 実効性の高い政策を展開していくため、行政需要の変化に的確に対応し、経営的感覚を持って、効率的な行政運営を推進します。
- 効果的な広域事業について、周辺市町村との連携に努めます。
- 財産区と連携し、地域の特性を生かしたまちづくりを推進します。
- 自衛隊の演習場使用と地元民生の安定や地域開発などが両立するまちづくりを図ります。

第2期

まち・ひと・しごと創生総合戦略

(抜粋)

(令和元年 12月 20日 閣議決定)

1. 第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略についての国的基本的な考え方

1. 第1期の成果と課題

- 地方の若者の就業率、訪日外国人旅行者数、農林水産物・食品の輸出額は一貫して増加傾向にある。しごとの創生に関しては、一定の成果が見られる。
- 東京圏への転入超過は、2020年の均衡目標に対し、2018年は、13.6万人となっている。景気回復が続くなか、バブル崩壊後のピークの15.5万人（2007年）より下回っているが、地方創生がスタートした2014年からは一貫して増加しており、更なる取組が必要。

2. 地方創生の目指すべき将来

＜課題＞

- 人口減少と東京圏への一極集中は、地方において地域社会の担い手の減少につながり、更なる人口減少を加速させ負の連鎖となる。また、「まち」の機能を低下させ、地域の魅力・活力が失われ、生活サービスの維持が困難となる。
- 東京圏への一極集中は、首都直下地震などの巨大災害の被害を大きなものとさせる。

＜地方創生の目指すべき将来＞

- 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、魅力を育み、ひとが集う地方を築くことで人口減少を和らげるとともに、地域の外から稼ぐ力を高め、地域内経済循環を実現する。また、人口減少に適応した地域をつくる。これにより、将来にわたって「活力ある地域社会」を実現する。
- 「東京圏への一極集中」を是正する。

3. 第2期の主な取組の方向性

＜東京一極集中の是正に向けた取組の強化＞

- 地方への移住・定着を促進する。
- 関係人口の創出・拡大や企業版ふるさと納税の拡大により、地方とのつながりを強化し、地方移住のすそ野を拡大する。

＜まち・ひと・しごと創生の横断的な目標に基づく施策の推進＞

- 多様な人材の活躍により地方創生を推進する。
- 地域におけるSociety5.0の推進等により、新しい時代の流れを力にする。

2. 国における政策の基本目標と KPI

【基本目標 1】稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働くようにする

- 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現
 - 地方における若者を含めた就業者増加数 100万人（2019～2024年）
- 安心して働く環境の実現
 - 若い世代（15～34歳）の正規雇用労働者等の割合 全ての世代と同水準を維持

【基本目標 2】地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

- 地方への移住・定着の推進
 - UIJ ターン*による起業・就業者数 6万人（2019～2024年）
- ※ UIJ ターン：地方から都市部に移住した人が再び故郷に戻る「U ターン」、都市部から出身とは違う地方へ移住する「I ターン」、生まれ育った故郷から進学や就職で都市部へ移住した後、故郷に近い地方都市に移住する「J ターン」の総称。

- 地方とのつながりの構築
 - 「関係人口」の創出・拡大に取り組む地方公共団体の数 1,000 団体

【基本目標 3】結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備
 - 第1子出産前後の女性継続就業率 70%（2025年）

【基本目標 4】ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

- 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保
 - 市町村域内人口に対して、居住誘導区域内の人口の占める割合が増加している市町村数 評価対象都市の 2/3

【横断的な目標 1】多様な人材の活躍を推進する

- 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
 - 地域再生法等に基づき指定されているNPO 法人等の数 150 団体
- 誰もが活躍する地域社会の推進
 - 女性（25～44歳）の就業率 82%（2025年）
 - 65～69歳の就業率 51.6%（2025年）
 - 障害者の実雇用率 2.3%（2025年）

【横断的な目標 2】新しい時代の流れを力にする

- 地域における Society5.0 の推進
 - 未来技術を活用し地域課題を解決・改善した地方公共団体の数及びその課題解決・改善事例数 600 団体・600 件
- 地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり
 - SDGs の達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合 60%

* KPI の項目、目標数値及び目標年次（目標年次のない項目の目標年次は 2024 年度）

国土強靭化基本計画

(抜粋)

(平成 30 年 12 月 14 日 閣議決定)

国土強靭化基本計画における「国土強靭化を推進するまでの基本的な方針」の主な内容

(1) 国土強靭化の取組姿勢

- 長期的な視野を持った計画的な取組
- 「自律・分散・協調」型国土の形成
- 社会経済システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化 など

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- 「自助」「共助」及び「公助」の適切な組み合わせ
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫 など

(3) 効率的な施策の推進

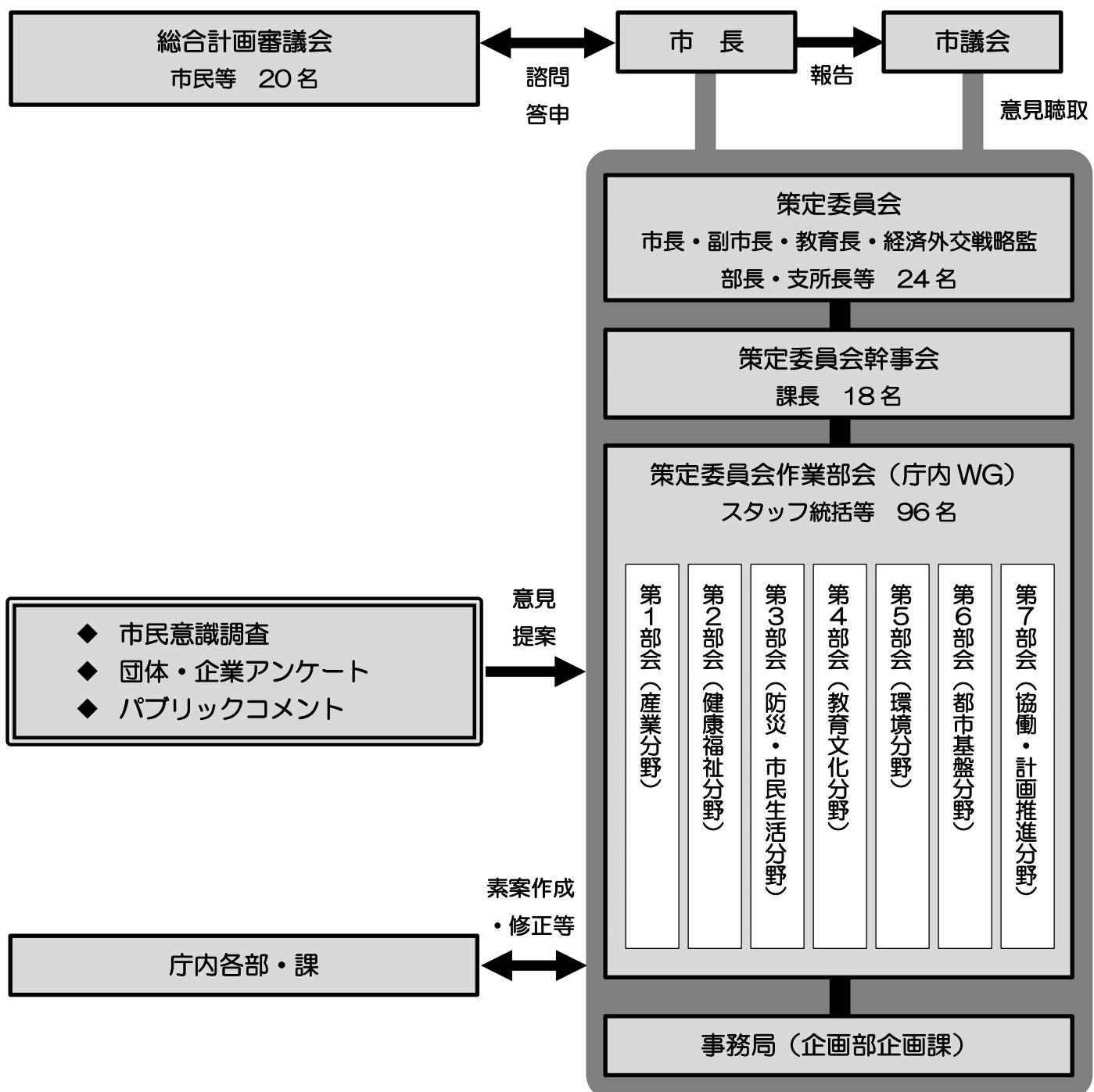
- 財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮した施策の重点化
- 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理 など

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能の向上
- 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮した施策
- 自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮 など

資料編

1. 策定体制



※ 第2期御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、施策の実施にあたっては、総合計画審議会が「外部有識者会議」を兼ね、庁内組織については策定委員会と同じ構成員で組織する「御殿場市・まち・ひと・しごと創生推進本部」及び課長級職員で組織する（調整会議の構成員）「御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略作業部会」を置く。

2. 策定経過

令和元年度（◇：市民意見の反映 ◎：総合計画審議会）

4月	計画策定方針決定	府議
6月	◇市民意識調査（2,000票配布）	有効票数 845票
	◇企業・団体アンケート（61団体配布）	回答 46団体
7月	第1回策定委員会作業部会	策定方針及び策定スケジュール確認、前期基本計画評価作業
8月	第2回策定委員会作業部会	前期基本計画評価作業
10月	第1回策定委員会幹事会	市民意識調査結果、前期基本計画評価
11月	第1回策定委員会	市民意識調査結果、前期基本計画評価
	◎総合計画審議会	市民意識調査結果、前期基本計画評価
2月	施策整理案確認	府内各課

令和2年度（◇：市民意見の反映 ◎：総合計画審議会）

5月	第1回策定委員会作業部会	計画素案作成作業
6月	第1回策定委員会幹事会	計画素案審議
	第1回策定委員会	計画素案決定
7月	◇パブリックコメント	意見 32件
8月	◇市議会議員懇談会	意見聴取
	第2回策定委員会幹事会	計画原案審議
9月	第2回策定委員会	計画原案決定
	◎第1回総合計画審議会	諮問
	◎第2回総合計画審議会	意見協議
10月	◎総合計画審議会	答申
	第2回策定委員会作業部会	計画最終確認
	第3回策定委員会幹事会	計画審議
	第3回策定委員会	計画決定
11月	市議会三常任委員会協議会	
	市議会全員協議会	

3. 後期基本計画に係る諮問・答申

02 御企企第 738 号
令和 2 年 9 月 14 日

御殿場市総合計画審議会
会長 梶 肇 様

御殿場市長 若林 洋平

第四次御殿場市総合計画後期基本計画原案について（諮問）

御殿場市総合計画の策定等に関する条例に基づき、本市の基本計画を策定するため、同条例第 4 条の規定に基づき、第四次御殿場市総合計画後期基本計画原案について意見を求めます。

令和 2 年 10 月 5 日

御殿場市長 若林 洋平 様

御殿場市総合計画審議会
会長 梶 肇

第四次総合計画後期基本計画について（答申）

令和 2 年 9 月 14 日、諮問のありました第四次御殿場市総合計画後期基本計画 原案について、慎重に審議を行った結果、次のとおり答申いたします。

答 申

第四次御殿場市総合計画後期基本計画原案を、概ね妥当なものと判断いたします。この原案を、より優れた計画として策定していただくよう、別紙のとおり審議会としての意見を付しましたので、ご勘案いただきますよう希望いたします。

1. 計画全体について

- (1) 市民にわかりやすい表記方法に配慮されたい。
- (2) 施策全般にわたり、横断的な連携のもとに推進されるよう配慮されたい。

2. 総論について

- (1) SDGs の全体像、考え方等について、市民全体に広く浸透が図られるよう、説明を充実させられたい。
- (2) SDGs の実現における本市の役割及び SDGs を原動力とした地方創生の推進について記述されたい。
- (3) with コロナの時代に対応した、持続可能な地域活動等のありかたについて配慮されたい。
- (4) 企業誘致が人口増加に与える効果について整理されたい。
- (5) 第 6 章各節の見出しや構成順、表記方法並びに記載各計画相互の関連性に係る記述等について整理されたい。
- (6) 国土強靭化計画の施策分野ごとの推進方法に、商工業事業者の非常時における事業継続を確保するための対策を盛り込まれたい。
- (7) 第 7 章について、国内外の注目度を高め、環境集積地として市の未来を想像できるキャッチフレーズに配慮されたい。
- (8) Society5.0 の記載に関連し、マイナンバーカードの推進について配慮されたい。
- (9) 防災・減災の観点を踏まえた山林の適正な管理に配慮されたい。
- (10) 本市が我が国の環境を世界に発信していく中心となるまちとして発展していくための、的確な情報発信に配慮されたい。
- (11) 本市が我が国の環境を世界に発信していく中心となるまちとして発展していくため、市民一人ひとりができるることを具体的に呼びかけられたい。

3. 分野別計画について

政策方針 1 人が集い活力あふれる産業を育てるまちづくり

- (1) 環境配慮型企業の誘致に配慮されたい。
- (2) 自然環境の保全に配慮した農業生産基盤の整備について配慮されたい。
- (3) 商業、サービス業の用語表現について精査されたい。
- (4) 事業承継に向けた後継者の育成・確保に対する方策について配慮されたい。
- (5) 厳しい経営環境の中、課題を抱える事業者への支援に配慮されたい。
- (6) 工業振興における社会情勢の変化が、本市の企業に与える影響について整理されたい。
- (7) 中小企業の生産性向上、IT 化による経営の改善に配慮されたい。
- (8) 商業・サービス業における経営基盤の強化・改善に配慮されたい。
- (9) 商業・サービス業における地域の魅力を活かした商品開発等について配慮されたい。

(10) 人手不足を課題として取り上げられたい。

政策方針 2 笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり

(1) 子どもの貧困率が高まる中、子ども食堂の運営など、子どもの貧困対策に配慮されたい。

政策方針 3 安全で安心して暮らせるまちづくり

(1) 交流都市の実現に向け、災害時における帰宅困難者等を想定した備蓄品の充実等について配慮されたい。

(2) 商工業者における非常時の事業継続を確保するための対策について配慮されたい。

(3) 高齢者に限らない市民全体の消費者被害防止について配慮されたい。

政策方針 4 富士山のように大きな心を持った人づくり

(1) 教育の IT 化に配慮されたい。

政策方針 5 富士山の恵みを大切にするまちづくり

(1) 自然環境と調和した産業の推進に配慮されたい。

(2) 資源循環型社会の構築の政策において、6R の推進について配慮されたい。

(3) CO2 排出量の削減について配慮されたい。

政策方針 6 富士山の麓にふさわしい美しく快適なまちづくり

(1) 良好的な景観形成、災害対策に配慮し、電柱・電線の地下埋設等について配慮されたい。

(2) 高齢者の移動手段の確保について配慮されたい。

政策方針 7 雄大な富士と共に歩む協働のまちづくり

(1) 市民と行政の協働により、地域課題の解決に取り組むことに配慮されたい。

(2) 公共施設の効率的な運営と職員数の適正な管理に配慮されたい。

分野別計画全体について

(1) SDGs アイコンの表示について整理されたい。

(2) KPI 設定を精査するとともに、現状データ分析を充実させ、政策と施策の整合に努められたい。

4. 総合計画審議会委員名簿

令和元年度

会長 :	芹沢 秋雄	副会長 :	鎌野 順子	
勝又 美津代	長濱 豊	中川 一樹	山口 力	勝又 英和
米光 博	込山 久美			

令和2年度

会長 :	梶 肇	副会長 :	鎌野 順子	
斎藤 昌一	青山 修二	勝又 美津代	芹澤 明彦	長田 光男
山口 力	米光 博	林 則夫	勝又 晴久	長濱 豊
大鷹 文恵	勝亦 政光	梅原 正	森 雅宏	稻葉 早苗
鈴木 貴美子	萱沼 泉	芹澤 次子		

5. 市内総合計画策定組織名簿

● 第四次御殿場市総合計画策定委員会

令和元年度

若林 洋平	瀧口 達也	勝又 正美	勝亦 重夫	井上 仁士
梶 守男	志水 政満	芹沢 節巳	勝又 裕志	田代 明人
橋高 健二	杉本 嘉章	鈴木 秋広	田原 陽之介	長内 進
田代 学	勝間田 邦雄	村松 秀樹	鈴木 洋一郎	長田 利一
芹沢 徹	村松 哲哉	山本 明久	杉山 和彦	

令和2年度

若林 洋平	勝又 正美	勝亦 重夫	瀧口 達也	井上 仁士
山本 宗慶	南 美幸	芹沢 節巳	志水 政満	沓間 信幸
橋高 健二	杉本 嘉章	芹澤 勝徳	鈴木 秋広	勝又 雅樹
田代 学	勝間田 邦雄	勝間田 誠司	田代 明人	長田 利一
芹沢 徹	村松 哲哉	山本 明久	杉山 和彦	

● 第四次御殿場市総合計画策定委員会幹事会

令和元年度

幹事長： 鎌野 晃	副幹事長： 深間 信幸			
山本 宗慶	小林 和樹	勝又 雅樹	田代 こず江	南 美幸
田代 茂義	勝間田 守正	高橋 克栄	杉山 真彦	佐藤 正博
横山 勉	岩田 秀也	鎌野 武	山崎 和夫	水口 光夫
三輪 徹				

令和2年度

幹事長： 鎌野 晃	副幹事長： 佐藤 正博			
小林 和樹	根上 宏樹	井上 史代	梶 茂樹	山本 育実
上道 幸胤	勝間田 守正	長田 哲広	杉山 真彦	勝又 喜英
麻生 賢一	瀧口 正仁	鎌野 武	山崎 和夫	水口 光夫
勝又 久生				

● 第四次御殿場市総合計画策定委員会作業部会 (◎ : 部会長 ○ : 副部会長)

令和元年度

【第1部会(産業分野)】

井上 裕次	鈴木 恭之	◎勝又 由幸	平田 友和	○宮代 英和
高村 千賀	吉川 英治			

【第2部会(健康福祉分野)】

南茂 秀子	小林 隆将	鳥澤 昌幸	西村 衛	西山 美香
滝口 有加	◎川口 聰	伊藤 美香	浅水 隆司	近藤 雅信
湯山 順子	福島 善典	吉田 敏彦	宮代 志穂	川鍋 康仁
宮島 千知	○湯山 晴美	田代 律子	仁藤 真伸	

【第3部会(防災・市民生活分野)】

木島 香苗	○勝又 文弘	◎田口 公士	杉山 宏治	長田 直樹
上原 裕行	池田 浩一	佐藤 裕則	勝間田 秀明	

【第4部会(教育文化分野)】

浅野 智之	○勝又 美絵	杉山 健一郎	勝亦 純子	伊藤 貴大
渡邊 公美	小林 徹	府川 健作	遠藤 英樹	○勝又 久生
土屋 正史	高村 千代子			

【第5部会(環境分野)】

◎青山 文彦	佐藤 静雄	伊藤 正二郎	菅沼 亮太	芹澤 幸一
伊倉 和明	内海 清治	杉山 信之	中川 鈴代	

【第6部会(都市基盤分野)】

芹澤 知輝	勝又 龍三	三改木百合子	渡邊 和美	青木 千峰
小見山 哲也	瀬戸 裕一	藤曲 元樹	◎滝口 正仁	山本 剛
梶 敏一	○湯山 和男	小宮山 弘哲	三改木 英隆	山下 洋之
勝又 かおる	岩田 儀康			

【第7部会(協働・計画推進分野)】

野木 充	佐藤 哲治	依田 和海	鎌野 直子	長田 和美
北村 和之	梶 茂樹	◎高村 幹雄	瀬戸 孝一	鈴木 隆広
菊地 康弘	○上道久仁子	山崎 弘資	勝又 美津子	塩川 里美
渡邊 達也	勝間田千加枝	三輪 ひろえ	浅野 智之	山崎 晃子
佐藤 歌愛	小宮山 正代	込山 次保		

令和2年度

【第1部会（産業分野）】

◎山崎 弘資 渡邊 靖 吉川 英治 田口 公士 宮代 英和
高村 千賀 鈴木 貴之 ○藤曲 元樹

【第2部会（健康福祉分野）】

南茂 秀子 小林 隆将 勝間田 英美 西村 衛 勝亦 純子
西山 洋哉 ◎川口 聰 勝間田千加枝 浅水 隆司 近藤 雅信
湯山 順子 福島 善典 吉田 敏彦 宮代 志穂 川鍋 康仁
○湯山 晴美 田代 律子 勝又 良衣 仁藤 真伸

【第3部会（防災・市民生活分野）】

木島 香苗 ○鈴木 博 ◎三輪 徹 杉山 宏治 長田 祐一
寺澤 輝之 池田 浩一 佐藤 裕則 勝間田 秀明

【第4部会（教育文化分野）】

浅野 智之 ○勝又 美絵 滝口 有加 伊藤 貴大 水口 美絵
小越 隆則 伊藤 美香 ◎遠藤 英樹 勝俣 竜哉 青山 文彦
高村 千代子

【第5部会（環境分野）】

◎井上 裕二 佐藤 静雄 見田 和生 ○菅沼 亮太 芹澤 幸一
伊倉 和明 内海 清治 青木 千峰 中川 鈴代

【第6部会（都市基盤分野）】

○梶 敏一 芹澤 知輝 坂口 靖 渡邊 和美 岩田 儀康
長田 和美瀬戸 裕一 勝又 かおる 勝又 龍三 山本 剛
渡邊 達也 ◎湯山 和男 小宮山 弘哲 三改木 英隆 山下 洋之
小見山 哲也 杉山 信之

【第7部会（協働・計画推進分野）】

平田 友和 野木 充 佐藤 哲治 依田 和海 鎌野 直子
笠間 大輔 北村 和之 山崎 晃子 府川 健作 ○瀬戸 孝一
鈴木 隆広 菊地 康弘 ◎上道久仁子 鳥澤 昌幸 勝又 美津子
塩川 里美 小宮山 紗子 北村 陽子 三輪 ひろえ 浅野 智之
佐藤 歌愛 渡邊 義人 辻山 次保

● 事務局（企画課企画調整スタッフ）

鎌野 晃 佐藤 哲治 細谷 志野 森 明日香 佐野 秀人

※ 異動等により中途で退任した職員

根上 雄樹

6. 御殿場市総合計画の策定等に関する条例

御殿場市総合計画の策定等に関する条例

平成 26 年 6 月 30 日

条例第 27 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、御殿場市（以下「市」という。）の総合計画を策定し、又は変更するに当たり、必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市における総合的かつ計画的なまちづくりの指針をいい、基本構想、基本計画及び実施計画から構成するものをいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、市の目指す将来都市像及びその実現のための基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に示した将来都市像及び基本目標の実現に向けた政策及び施策を体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に示した施策を実現するための具体的な事業を示すものをいう。

(位 置 付 け)

第 3 条 総合計画は、市の最上位計画とし、個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第 4 条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、御殿場市総合計画審議会条例（昭和 40 年御殿場市条例第 24 号）に規定する御殿場市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第 5 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項に規定する議会の議決すべきものとして、議会の議決を経なければならない。

(公 表)

第 6 条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなけれ

ばならない。

(委 任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7. 御殿場市総合計画審議会条例及び部会に関する規則

御殿場市総合計画審議会条例

昭和 40 年 3 月 29 日

条例第 24 号

〔注〕平成 6 年 12 月から改正経過を注記した。

(設 置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、御殿場市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任 務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 本市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想に関すること。
- (2) 基本構想に基づく基本計画に関すること。

（一部改正〔平成 10 年条例 7 号・19 年 32 号・23 年 24 号〕）

(組 織)

第 3 条 審議会は、委員 50 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の役員又は職員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 知識と経験を有する者
- (4) 公募による者

（一部改正〔平成 6 年条例 33 号・10 年 7 号・19 年 32 号〕）

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（一部改正〔平成 10 年条例 7 号〕）

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を 1 人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（全部改正〔平成 19 年条例 32 号〕）

(会 議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(全部改正〔平成 19 年条例 32 号〕)

(部 会)

第 7 条 審議会に、部会を置くことができる。

(庶 務)

第 8 条 審議会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委 任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 52 年 7 月 4 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 10 月 1 日条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 6 年 12 月 15 日条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 10 日条例第 7 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 6 月 18 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 9 月 26 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 23 年 9 月 15 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行する。

御殿場市総合計画審議会の部会に関する規則

平成2年12月1日

規則第16号

(設 置)

第 1 条 この規則は、御殿場市総合計画審議会条例（昭和40年御殿場市条例第24号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、御殿場市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の部会に関し、必要な事項を定める。

（一部改正〔平成11年規則45号〕）

（名称及び所管事項）

第 2 条 審議会に部会を置く。

2 部会の名称及び所管事項は、別表のとおりとする。

（全部改正〔平成11年規則45号〕）

(委 員)

第 3 条 部会の委員は、審議会の会長（以下「会長」という。）が審議会に諮って指名する。

（一部改正〔平成11年規則45号〕）

（部会長及び副部会長）

第 4 条 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、会務を掌理し、当該部会を代表する。

3 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

（一部改正〔平成11年規則45号〕）

(会 議)

第 5 条 部会は、部会長が会長に諮って招集し、会議の議長となる。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（一部改正〔平成11年規則45号〕）

(報 告)

第 6 条 部会長は、部会の審議結果を速やかに会長に報告しなければならない。

(補 則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(御殿場市総合計画審議会条例施行規則の廃止)

2 御殿場市総合計画審議会条例施行規則（昭和 40 年御殿場市規則第 8 号）は、廃止する。

附 則（平成 11 年 12 月 27 日規則第 45 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 14 日規則第 27 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

(全部改正〔平成 27 年規則 27 号〕)

名称	所管事項
産業部会	観光に関する事項 商工業に関する事項 農林業に関する事項 雇用・就業に関する事項
健康福祉部会	福祉に関する事項 保健に関する事項 医療に関する事項
防災・市民生活部会	防災に関する事項 安全に関する事項 消費生活に関する事項
教育文化部会	教育・学習に関する事項 芸術文化・スポーツに関する事項 地域活動に関する事項 国内外との交流に関する事項
環境部会	生活環境に関する事項 自然環境に関する事項 廃棄物に関する事項 資源・エネルギーに関する事項
都市基盤部会	景観に関する事項 土地利用に関する事項 都市基盤に関する事項

	住生活に関する事項
協働・計画推進部会	市民参画に関する事項
	行財政運営に関する事項
	広域連携に関する事項

8. 第四次御殿場市総合計画策定委員会設置規定

第四次御殿場市総合計画策定委員会設置規定

令和元年5月14日
訓令甲第1号

(設 置)

第 1 条 第四次御殿場市総合計画後期基本計画（以下「基本計画」という。）の策定並びに策定に関する調査及び研究を行うため、第四次御殿場市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所 掌 事 項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画に関すること。
- (2) その他基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組 織)

第 3 条 委員会は、御殿場市庁議等に関する規定（昭和50年御殿場市規定第3号）第2条に規定する者並びに御殿場市役所支所設置条例施行規則（昭和60年御殿場市規則第1号）第5条に規定する支所長及び御殿場市御殿場地域振興センター規則（平成9年御殿場市規則第12号）第5条に規定する所長及び御殿場市監査委員事務局規定（昭和52年監査委員告示第1号）第4条に規定する事務局長をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、市長をもって充て、副委員長は、企画部担当副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(幹 事 会)

第 6 条 総合計画原案について、検討及び調整を図るため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事 20 人以内で組織し、御殿場市職員及び御殿場市・小山町広域行政組合職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長 1 人を置く。
- 4 幹事長は、企画課長をもって充て、副幹事長は、幹事長が幹事の中から指名する。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、会議の議長となる。

(作業部会)

第 7 条 総合計画原案の作成に必要な資料の収集、整理及び政策方針毎の計画原案を作成するため、委員会に別表に定める作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会員 100 人以内で組織し、御殿場市職員及び御殿場市・小山町広域行政組合職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 作業部会に部会長及び副部会長 1 人を置く。
- 4 部会長は、幹事長が指名するものとし、副部会長は、部会長が部会員の中から指名する。

(意見の聴取)

第 8 条 幹事長が必要と認めるときは、幹事会又は作業部会に幹事又は部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第 9 条 委員会、幹事会及び作業部会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

(委任)

第 10 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令甲は、公布の日から施行する。

(この訓令甲の失効)

- 2 この訓令甲は、令和 3 年 3 月 31 日に限り、その効力を失う。

別表

産業	健康福祉	防災・市民生活	教育文化	環境	都市基盤	協働・計画推進
----	------	---------	------	----	------	---------

9. 御殿場市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

御殿場市まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

平成 27 年 1 月 21 日

告示第 14 号

(設 置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 1365 号。以下「法」という。）第 4 条及び第 10 条の規定に基づき、本市の実情に応じたまち・ひと・しごと創生（法第 1 条の「まち・ひと・しごと創生」をいう。）の推進を図るため、御殿場市まち・ひと・しごと創生推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所 掌 事 項)

第 2 条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第 10 条の規定による御殿場市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び実施の推進に関すること。
- (2) 総合戦略の実施状況の総合的かつ定期的な検証に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、総合戦略に関すること。

(組 織)

第 3 条 本部は、御殿場市庁議等に関する規定（昭和 50 年御殿場市規定第 3 号。以下「庁議等規定」という。）第 2 条に規定する庁議の構成員をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部に、本部長及び副本部長 1 人を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、企画部担当副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を総括する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長が必要と認めたときは、本部の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(作 業 部 会)

第 6 条 本部に、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、庁議等規定第 5 条に規定する調整会議の構成員をもって組織する。

(庶務)

第 7 条 本部の庶務は、市長が定める部課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

10. まち・ひと・しごと創生法

(平成二十六年十一月二十八日)

(法律第百三十六号)

第百八十七回臨時国会

第二次安倍内閣

改正 平成二十七年九月一日法律第六六号

まち・ひと・しごと創生法をここに公布する。

まち・ひと・しごと創生法

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略（第八条）

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（第九条・第十条）

第四章 まち・ひと・しごと創生本部（第十二条—第二十条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一 条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(基本理念)

第二 条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければな

らない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

(国 の 責 務)

第 三 条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
- 3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。
- 4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第 四 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 五 条 事業者は、基本理念に配意してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

らない。

(国民の努力)

第六条 国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略

第八条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

- 2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 まち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、政府が講すべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。
- 6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなけ

ればならない。

- 2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が構すべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が構すべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講すべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第四章 まち・ひと・しごと創生本部

(設置)

第十一条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。

三　前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(　組　織　)

第十三条　本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織する。

(まち・ひと・しごと創生本部長)

第十四条　本部の長は、まち・ひと・しごと創生本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2　　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(まち・ひと・しごと創生副本部長)

第十五条　本部に、まち・ひと・しごと創生副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2　　副本部長は、本部長の職務を助ける。

(まち・ひと・しごと創生本部員)

第十六条　本部に、まち・ひと・しごと創生本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2　　本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十七条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　　本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平二七法六六・一部改正)

(　事　務　)

第十八条　本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第十九条　本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大

臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章から第四章までの規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第三八一号で平成二六年一二月二日から施行)

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

11. 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する 国土強靭化法

(平成二十五年十二月十一日)
(法律第九十五号)
第百八十七回臨時国会
第二次安倍内閣
改正 平成二七年九月一一日法律第六六号

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法をここに公布する。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法

目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 基本方針等（第八条・第九条）
- 第三章 国土強靭化基本計画等（第十条—第十四条）
- 第四章 国土強靭化推進本部（第十五条—第二十五条）
- 第五章 雜則（第二十六条—第二十八条）
- 附則

我が国は、地理的及び自然的な特性から、多くの大規模自然災害等による被害を受け、自然の猛威は想像を超える悲惨な結果をもたらしてきた。我々は、東日本大震災の際、改めて自然の猛威の前に立ち尽くすとともに、その猛威からは逃れることができないことを思い知らされた。

我が国においては、二十一世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されており、加えて、首都直下地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が発生するおそれも指摘されている。さらに、地震、火山の噴火等による大規模自然災害等が連續して発生する可能性も想定する必要がある。これらの大規模自然災害等が想定される最大の規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な被害が発生し、まさに国難ともいえる状況となるおそれがある。我々は、このような自然の猛威から目をそらしてはならず、その猛威に正面から向き合わなければならぬ。このような大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つである。

もっとも、様々な災害が多発する我が国において、求められる事前防災及び減災に係る施策には限りがなく、他方、当該施策を実施するための財源は限られている。今すぐでも発生し得る

大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆(ぜい)弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるように地域住民の力を向上させることが必要である。また、大規模自然災害等から国及び国民を守るために、大規模自然災害等の発生から七十二時間を経過するまでの間において、人員、物資、資金等の資源を、優先順位を付けて大規模かつ集中的に投入することができるよう、事前に備えておくことが必要である。このためには、国や地方公共団体だけではなく、地域住民、企業、関係団体等も含めて被災状況等の情報を共有すること、平時から大規模自然災害等に備えておくこと及び新たな技術革新に基づく最先端の技術や装置を活用することが不可欠である。加えて、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の復旧復興に国を挙げて取り組み、災害に強くしなやかな地域社会を再構築することを通じて被災地に希望を与えることも重要である。

さらに、我が国のこのような大規模自然災害等に備える取組を諸外国に発信することにより、国際競争力の向上に資するとともに災害対策の国際的な水準の向上に寄与することも、東日本大震災を経験した我が国が果たすべき使命の一つである。

ここに、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靭(じん)化の取組を推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目 的)

第一 条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくり（以下「国土強靭化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靭化基本計画の策定その他国土強靭化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靭化推進本部を設置すること等により、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(基本理念)

第二 条 国土強靭化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施

策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならぬ。

(国 の 責 務)

第 三 条 国は、前条の基本理念にのっとり、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 四 条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靭化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第 五 条 事業者及び国民は、国土強靭化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靭化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第 六 条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 七 条 政府は、国土強靭化に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針等

(基 本 方 針)

第 八 条 国土強靭化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模自然災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。
- 二 国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、生活必需物資の安定供給の確保等により、大規模自然災害等が発生した場合においても当該機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- 三 地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、公共施設の老朽化への対応、大規模な地震災害、水害等の大規模自然災害等を防止し、又は軽減する効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの推進、大規模自然災害等が発生した場合における社会秩序の維持等により、大規模自

然災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。

- 四 地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、大規模自然災害等が発生した場合における当該大規模自然災害等からの迅速な復旧復興に資すること。
- 五 予測することができない大規模自然災害等が発生し得ることを踏まえ、施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靭化を推進するための体制を早急に整備すること。
- 六 事前防災及び減災のための取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わされることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- 七 現在のみならず将来の国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るために実施されるべき施策については、人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による当該施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

(施策の策定及び実施の方針)

- 第九条 国土強靭化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。
- 一 既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。
 - 二 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
 - 三 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
 - 四 民間の資金の積極的な活用を図ること。
 - 五 国土強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。
 - 六 人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
 - 七 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

第三章 国土強靭化基本計画等

(国土強靭化基本計画)

- 第十条 政府は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靭化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化基本計画」という。）を、国土強靭化基本計画以外の国土強靭化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。
- 2 国土強靭化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 國土強靭化基本計画の対象とする國土強靭化に関する施策の分野
 - 二 國土強靭化に関する施策の策定に係る基本的な指針
 - 三 前二号に掲げるもののほか、國土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、國土強靭化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならぬ。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、國土強靭化基本計画を公表しなければならない。
- 5 政府は、國土強靭化に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、國土強靭化基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、國土強靭化基本計画の変更について準用する。

(國土強靭化基本計画と他の計画との関係)

第十一条 國土強靭化基本計画以外の国の計画は、國土強靭化に関しては、國土強靭化基本計画を基本とするものとする。

(國土強靭化基本計画の実施に関する勧告)

第十二条 内閣総理大臣は、國土強靭化基本計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

(國土強靭化地域計画)

第十三条 都道府県又は市町村は、國土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における國土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「國土強靭化地域計画」という。）を、國土強靭化地域計画以外の國土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(國土強靭化地域計画と國土強靭化基本計画との関係)

第十四条 國土強靭化地域計画は、國土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

第四章 国土強靭化推進本部

(設置)

第十五条 國土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、國土強靭化推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 國土強靭化基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関が國土強靭化基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関する事務

ること。

- 三　前二号に掲げるもののほか、国土強靭化に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(国土強靭化基本計画の案の作成)

第十七条　本部は、国土強靭化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靭化基本計画の案を作成しなければならない。

- 2　本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 3　脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。
- 4　脆弱性評価は、国土強靭化基本計画の案に定めようとする国土強靭化に関する施策の分野ごとに行うものとする。
- 5　脆弱性評価は、国土強靭化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靭化の推進に必要な資源についても行うものとする。
- 6　本部は、国土強靭化基本計画の案の作成に当たっては、脆弱性評価の結果の検証を受け、作成手続における透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、実施されるべき国土強靭化に関する施策の優先順位を定め、その重点化を図らなければならない。
- 7　本部は、国土強靭化基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県、市町村、学識経験を有する者及び国土強靭化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かなければならぬ。
- 8　前各項の規定は、国土強靭化基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第十八条　本部は、国土強靭化推進本部長、国土強靭化推進副本部長及び国土強靭化推進本部員をもって組織する。

(国土強靭化推進本部長)

第十九条　本部の長は、国土強靭化推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(国土強靭化推進副本部長)

第二十条　本部に、国土強靭化推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、国土強靭化担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）及び国土交通大臣をもって充てる。

- 2　副本部長は、本部長の職務を助ける。

(国土強靭化推進本部員)

第二十一条 本部に、国土強靭化推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平二七法六六・一部改正)

(事 務)

第二十三条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第二十四条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十五条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雜則

(国土強靭化の推進を担う組織の在り方に関する検討)

第二十六条 政府は、大規模自然災害等への対処に係る事務の総括及び情報の集約に関する機能の強化の在り方その他の国土強靭化の推進を担う組織（本部を除く。）の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十七条 国は、広報活動等を通じて国土強靭化に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(諸外国の理解の増進)

第二十八条 国は、国際社会における我が国の利益の増進に資するため、我が国の国土強靭化

に対する諸外国の理解を深めるよう努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年九月一一日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一 条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

**第四次御殿場市総合計画
後期基本計画**

発 行 令 和 3 年 2 月
発 行 者 御 殿 場 市

〒412-8601 御殿場市萩原 483

TEL : 0550-82-4421

FAX : 0550-84-1661

<http://www.city.gotemba.lg.jp>